

IUIC 3

岩手大学 国際交流センター 報告

第3号

岩手大学国際交流センター

2007年6月

目 次

—論集—

【論文】

研究者の国際交流における労災事故への法的対応	早川 智津子	1
Negative Focus Particles with Numerals: In the Case of Japanese 'Sika' and Korean 'Pakkey'	中村 ちどり	15
多文化コミュニケーショントレーニングの可能性	松岡 洋子	28

【研究ノート】

近代日本と留学生	岡崎 正道	36
----------	-------	----

—教育部門 業務報告—

日本語特別コース実施報告	43
日本語研修コース実施概要	50
全学共通教育科目(日本語)	53
全学共通教育科目(日本事情)	54
国際交流科目実施報告	55
夏季休暇および個別日本語補講報告	58
日本語・日本文化研修コース	61
日本語・日本文化研修生および短期留学生修了研究報告	62
平成18年度前期日本語研修コース修了発表会	64
平成18年度留学生向け図書館説明会実施報告	65
ネットアカデミー日本語版使用報告	67
日本語学習支援ネットワーク事業実施報告	68

—国際企画部門他 業務報告—

平成18年度岩手大学UURRプロジェクト報告	73
短期留学プログラムによる受け入れ・派遣	78
米国アールム大学サイズプログラム関連事業報告	80
群山大学サマープログラム	84
石河子大学学生派遣プログラム実施報告	89
石河子大学日本語教師派遣事業報告	91
石河子大学学生受け入れプログラム実施報告	93
海外派遣のための語学支援	95
海外留学情報提供	97
国際交流センターの海外向け広報活動報告	100
タマサート大学生との交流会報告	103
会話パートナー制度	104
平成18年度岩手大学留学生実地見学旅行報告	105
平成18年度岩手大学外国人留学生スキー研修	106

北東北国立3大学外国人留学生合同合宿研修会報告	107
-------------------------	-----

—資料—

国際交流センター組織図	113
平成18年度留学生関連行事	114
外国人留学生集計表	115
外国の大学との交流協定	117
平成18年度岩手大学海外派遣・留学プログラム一覧	119
平成18年度海外学生派遣実績	120
岩手大学外国人留学生地域派遣実績一覧	121

研究者の国際交流における労災事故への法的対応

早川 智津子
岩手大学

1. はじめに(問題提起)

本稿は、研究者の国際交流における労災事故への法的対応について理論的・総論的に検討を行うものである¹。とくに、大学間交流等を舞台に行われる研究者の国内・国外の双方向の交流、すなわち、わが国の大学等の研究機関²が、①研究者を国外の大学等へ赴かせる場合(海外出張・海外派遣)と、②国外の大学等から研究者を受け入れる場合(同様に、出張と派遣とがある。)の双方を検討する³。なお、本稿でいう海外出張とは、単に労働の提供の場が海外にあるにすぎず、国内の事業場に所属し、当該事業場の使用者の指揮に従って勤務することをいい、海外派遣とは、海外の事業場に所属して当該事業場の使用者の指揮に従って勤務することをいう^{4,5}。

2. 研究者の国際交流をめぐる労災事故と法的対応

2.1 研究者の国際交流と労働関係法の適用

(1) 検討対象

本稿の検討対象となる研究者は以下のとおりである。

① 国内研究者

本稿で、国内研究者とは、わが国の大学等の研究機関に雇用されている研究者を指す(国籍は問わない)。

② 国外研究者・外国人研究者

本稿で、国外研究者とは、国外の大学等から、わが国の大学等に受け入れられている研究者を指す。そのうち、日本国籍を持たない国外研究者を外国人研究者^{6,7}と呼ぶ。国外からの研究者受入れは、外国人研究者であることが一般と思われるので、本稿では、国外研究者と外国人研究者とを特に区別せず、国外機関からの外国人研究者の受入れについて検討する。

(2) 国際的労働関係と法の適用のあり方

本稿で扱う研究者の国際交流においては、国境を跨いで労働関係が存在することになる。そのような労働関係を国際的労働関係という。すなわち、わが国の大学等が、①研究者を国外の大学等へ赴かせる場合には、それまでの労務提供地はわが国であるが、外国に出張し、または派遣されて労務を提供することとなる。また、②国外の大学等から研究者を受け入れる場合には、それ

まで外国で労務を提供していた者が、わが国に出張し、または派遣されて労務を提供することとなる。この場合、それぞれについて、わが国と当該外国のいずれの法を適用すべきかが問題となる。

このような国際的労働関係と法の適用のあり方については、次の二つのアプローチがある。すなわち、①地域的適用範囲の画定のアプローチと、②準拠法の選択のアプローチである。

まず、①地域的適用範囲の画定のアプローチとは、特定の法規の地域的適用範囲はどこまで及ぶのかのみを決定するものである⁸。

次に、②準拠法の選択のアプローチとは、国際的な民事紛争に適用される法律(準拠法)を選択する国際私法の手法をとるものであり、原則として法廷地の抵触法ルール(わが国では、「法の適用に関する通則法」⁹(以下、「適用通則法」という。)等)により、複数の国の法のうちいずれを適用するか(準拠法)を決定するものである¹⁰。そこでは、以下の国際私法の特徴に留意が必要である。すなわち、国際私法は、準拠法の選択ルールを定めた抵触法であること、その選択にあたって準拠法の内容がいかなるものかは、原則として問題とせず、内外法の平等原則のもと、国内法と外国法を区別しないこと¹¹、を特徴とする。

これら2つのアプローチが用いられる法領域は次のように区分される。すなわち、公法的性格をもつ法領域については、当事者自治の原則を排除した強行法規として、地域的適用範囲の画定のアプローチが用いられる。他方、私法的性格をもつ法領域については、準拠法の選択のアプローチが用いられる。

これを労働関係についてみると、労働関係は労働契約により成立するので、原則として、準拠法の選択のアプローチが用いられるが、他方、労働関係を規律する労働基準法(以下、「労基法」という。)については、使用者と労働者の契約自由の原則を、労働者保護の観点から修正し、刑罰規制と行政取締により制約しており、その点で、同法は、公法的性格をもつ強行法規として、準拠法の選択のアプローチにはよらず、地域的適用範囲の画定のアプローチが用いられることになる¹²。

2.2 国際的労働関係と労災補償法の適用のあり方

(1) 労災保険法

① 地域的適用範囲

労災保険は、業務災害または通勤災害により被災した労働者やその遺族に対して必要な保険給付を行うことを目的としている。そもそも、労働者災害補償保険法(以下、「労災保険法」という。)は、労基法(第8章)の使用者の災害補償責任について、保険システムによってその補償を行う趣旨で設けられた法である。その後、労災保険法は、使用者の責任とは直接結びつかない通勤災害も保険の対象としたり、保険制度の給付内容が拡充されるなど、労基法の災害補償水準を上回る給付内容になっており、社会保障法的性質を併せ持っている¹³。しかし、現在でも、労災保険法は、原則として労基法が適用される労働者を対象としていることなど、労災保険法も労基法と同様に、公法的性格を有しているといえ、地域的適用範囲の画定のアプローチがとられることになる。

このアプローチのもとで、労災保険法は労基法と同様に事業場単位で適用されることから、原則としては、国内の事業場への適用に限られることになる(属地的適用)¹⁴。そのため、この原則のもとでは、国内の事業場から国外の事業場に派遣され、当該事業場の事業に従事する者(海外派遣者)には、わが国の労災保険の保護が及ばないことになる。ただし、この原則はこれらの者のうち、一定要件を満たす者については、例外的に労災保険法を適用する以下の特別加入制度によって修正されている(逆にいえば、海外派遣者の特別加入制度があること自体、同法が原則として属地主義をとっていることの証左ともいえる。)

以上のように、労災保険法は、地域的適用範囲の画定のアプローチをとり、その意味で同法は、準拠法如何にかかわらず絶対的に適用される強行法規であり、後述するような準拠法選択のアプローチを取らない。したがって、後述する適用通則法の適用を受けない。

② 特別加入制度

労災保険法の特別加入制度は、①労基法上の労働者ではないが、労働者に準じて保護することがふさわしい中小事業主や一人親方などを加入者とする内容と、②海外派遣者にも適用する内容とからなっている(労災保険法 33 条)。これらは、いずれも加入しなければ補償を受けることができない任意的加入制度である。そのため、加入には、申請の手続きと保険料納付が必要となる。

とくに、海外派遣者については、上述のように、労災保険法が属地的に適用されるため、海外派遣者の特別加入制度ができるまでは、当然に同法が適用される海外出張を除いて、派遣先国における労災補償制度に頼るほかなく、そのような制度が整備されていない開発途上国等においては、海外派遣者は十分な補償が受けられない状況にあった¹⁵。そこで、海外派遣者の保護を図るため、昭和 51 年に同法が改正され、翌年に海外派遣者特別加入制度が発足した。

上述のとおり、海外派遣者とは、国内の派遣元事業場の事業主から派遣命令を受けて海外で行われる事業(派遣先事業)に従事することとなる者をいう。そのうち、労災保険に特別加入できる海外派遣者には以下の者が該当する。すなわち、①国内の派遣元事業場から派遣されて、海外の派遣先事業場の事業に従事する労働者、②国内の派遣元事業場から派遣されて、一定規模以下の人数の労働者を常時雇用する海外の派遣先事業場の事業主となる者等の労働者以外の者、③国際協力機構(JICA)等開発途上地域に対する技術協力を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する者、である(③については、本稿では検討対象としない。)。これら派遣元の事業主または団体が日本国内において実施している事業について、労災保険の保険関係が成立していることが必要である。また、派遣元事業が有期事業である場合は除かれる(派遣先事業は有期事業であってもよい。)

国内の派遣元事業場からの派遣命令は、転勤、在籍出向、転籍出向等いかなる名称であってもかまわないが、実質的に国内の派遣元事業場から派遣を命ずるものでなければならない¹⁶。派遣先での職種、派遣先事業場の形態、組織等も問われない。海外の派遣先事業場に新たに派遣される者だけでなく、既に派遣されている者も特別加入することが可能であるが、現地採用の者は国

内の事業場から派遣されているとはいえないため、特別加入することはできない。

特別加入の手続きは以下のとおりである。派遣元の事業主は、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長（以下、「局長」と呼ぶ。）に対し、派遣先事業場で従事する業務の具体的内容および希望する給付基礎日額等を記入した申請書を提出し、派遣元事業場から派遣する者で特別加入させる者をまとめて加入申請を行い、局長の承認を得ることが必要となる。すでに承認されている場合、新たに追加する海外派遣者を特別加入させるときなどには、変更届を提出することで足りる。また、海外派遣者が派遣先での事業に従事することになった時点で、派遣元の事業主は「海外派遣に関する報告書」を遅滞なく提出する必要がある。

海外派遣者の派遣先国での業務災害および通勤災害の認定については、「海外派遣者として特別加入している者の業務上外の認定基準については国内の労働者の場合に準ずる。」（昭和52・3・30基発192号、平成3・2・1基発75号、平成8・3・1基発95号）とされており、国内における業務災害および通勤災害の判断と同様の取扱いがなされ¹⁷、特段の例外的取扱いは設けられていない¹⁸。

（2）労災民訴（損害賠償）

① 法的構成

以上の労災保険法上の補償が必ずしも現実の損害をすべて補償するものではないことから、被災労働者（または遺族）が原告となって、事業主等を相手に損害賠償を求めるいわゆる労災民事訴訟が提起されることがある。

日本法における労災事件の安全配慮義務に基づく損害賠償の問題は、民法の枠内で考える枠組みとなっている¹⁹。

そこでの労働災害をめぐって使用者側に労働契約上の責任を生じさせる根拠となる安全配慮義務は、「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う」（陸上自衛隊八戸車両整備工場事件・最三小判昭和50・2・25民集29巻2号143頁）とされる。

労働契約関係における安全配慮義務は、このように判例法理として発展したものであり、使用者が施設内や業務中の労働者の生命身体を危険から保護するよう配慮すべき義務であり、この義務に反して起こった労災事故は契約上の債務不履行責任の問題を生じる。

また、わが国の民法では、損害賠償は、実際に起こった損害を超える賠償は認められておらず、判例では、当該債務不履行（または不法行為）の事実がなかったならば存在したであろう利益状態と、当該事実の結果現実にもたらされて存在している利益状態との差を損害とみる差額説がとられており²⁰、逸失利益の算定は事実認定の問題となる。

② 準拠法

そして、本稿で検討する国際的な労働関係においては、労災事故が生じて労災民事訴訟が提

訴された場合に、当該労働契約の準拠法にいずれの国の法律を適用すべきか、が問題となる²¹。

一般に、契約の準拠法については、新たに準拠法選択のルールを定めた適用通則法により、当事者の選択が認められる(7条)。労働契約においても、同条の当事者自治の原則が適用され、当事者の法選択がある場合には、その法が労働契約の準拠法となるが、以下の特例が設けられている。すなわち、①当事者の法選択がない場合は、労務提供地法(労務提供地が特定できない場合は、12条2項により、当該労働者を雇用する事業所の所在地法)を当該労働契約の最密接関係地法(8条1項)と推定するものとし(12条3項)、また、②当事者の法選択がある場合でも、労働者が使用者に対し、当該労働契約に最密接関係地法(同条2項により労務提供地法と推定される。)における強行規定を適用すべき旨を表示したときには、その強行規定をも適用することになる(同条1項)。

以上の適用にあたり、安全配慮義務の法理は、人間の生命身体に係る問題であり、当事者間の契約で排除できない強行規定といえるので、日本が労務提供地である場合には、当事者が選択した法が外国法であっても、労働者側が日本法の適用を主張すれば、それも適用されるのが原則である。他方、労務提供地が海外である場合に、当事者の選択がないときには、外国法を準拠法とする推定が働くことになるが、当該外国法がわが国のように安全配慮義務を規定していない場合には、労働災害の被害者側は労災民訴を提起できないのではないかと思われる(ただし、この点については、海外出張についてもそういえるかなどの問題があり、後に検討する。)

3. 研究者の海外機関への派遣中の労災事故をめぐる法律問題

以上を踏まえ、国内研究者の海外機関への派遣中の労災事故をめぐる法律問題について、労災保険の適用の有無と労災民訴での問題をそれぞれみてゆく²²。

3.1 労災保険法の適用の有無

まず、労災保険法の適用の有無について、海外出張の場合と海外派遣の場合とに分けて検討してゆく。

(1) 海外出張の場合

海外出張は、単に労働者の労働の提供の場が海外にあるにすぎず、国内の事業場に所属し、当該事業場の使用者の指揮命令を受けつつ就労するものである。国内の事業場に所属する以上、国内の事業場に適用される労災保険法も適用され、労働者は、海外出張中において特段の手続きなしに、労災保険法が適用される^{23, 24}。

(2) 海外派遣の場合

これに対し、海外派遣は、国内の派遣元事業場から派遣されて、海外の派遣先事業場に所属して、派遣先事業場の使用者の指揮命令を受けつつ勤務することになる。この場合、原則は、当

該外国の災害補償法の対象となり²⁵、わが国の労災保険法の適用を受けない。ただし、すでに述べたとおり、例外的に海外派遣者もわが国の労災保険に加入できる特別加入制度がある。

(3) 海外出張と海外派遣の区別

以上の労災保険法上の海外出張者か海外派遣者かの区別は、海外出張者は、単に労働の提供の場が海外にあるにすぎず、国内の事業場に所属し、当該事業場の使用者の指揮に従って勤務するのに対し、海外派遣者は、海外の事業場に所属して当該事業場の使用者の指揮に従って勤務する、という点から、その勤務の実態を総合的に勘案して判断される(昭和 52・3・30 基発 192 号)。その際、海外滞在期間の長短は、判断基準とはならない²⁶。また、海外派遣と認められるには、海外において従事する事業が存在することが必要であるとされており、海外の大学等に留学するような場合には、従事する事業がないので、特別加入の要件を満たさないとされている²⁷。手続き上は、派遣元事業場を管轄する都道府県労働局長が出張か派遣かを判断する²⁸。

海外出張と海外派遣の区別の一般例として次のものが挙げられている。すなわち、業務内容が、商談、技術・仕様等の打合せ、市場調査・会議・視察・見学、アフターサービス、現地での突発的なトラブル対処、技術修得等のために海外に赴く場合などには、海外出張にあたりとされるのに対し、現地法人、合弁会社、提携先企業等の海外関連会社へ出向する場合、海外支店や営業所等へ転勤する場合、海外で行う据付工事・建設工事(有期事業)に従事する場合(統括責任者、工事監督者、一般作業員として派遣される者)などについては、海外派遣にあたりとされている²⁹。

これを、研究者の場合の海外出張と海外派遣の区別にあてはめてみたい。実質的な指揮命令が国内機関と国外機関のどちらから発せられるか、を総合的に考慮する必要があり、それが国内機関から発せられていれば、海外出張に該当する可能性が高く、他方、国外機関が発してあれば海外派遣に該当する可能性が高い。具体的には、打合せ、会議、学会出席、講演は、通常は国内機関から命じられることが多いので海外出張に該当するであろう。他方、現地での教育・研究プロジェクトに組み込まれて行う活動については、通常は当該国外機関から指揮命令を受けることが多いと思われ、海外派遣に該当するが多くなると思われる³⁰。間接的には、国外機関での組織における職名の有無、出入国に係る法律(わが国の入管法に相当する。)における在留資格の種類、労働時間の管理、諸規則の適用などがいずれの機関によるか等も判断材料になると思われ、これらも含めて総合的に判断されることになる。

3.2 労災民訴(損害賠償)

次に、研究者の労災民訴に係る取扱いについて、海外出張と、海外派遣のそれぞれの場合に分けてみてゆく。

(1) 海外出張の場合

前述のように、国際的な労働関係における労災民訴では、労働契約法の準拠法がいずれの

国の法律によるかが問題となる。まず、海外出張の場合の労災民訴に係る取扱いを検討してゆく。

そこで、適用通則法の労働契約の準拠法の選択ルールによれば、まず、当事者の選択がない場合には、労務提供地法が最密接関係地法として推定されることになるが、海外出張中の労災事故は国外で発生しているので、労務提供地は国外となり、この推定によって、当該外国法が準拠法となるとの推定が働くともいえそうである。しかし、このように解釈することが、果たして当事者にとってふさわしい準拠法選択となりうるか、適用通則法上の取扱いについて課題が生じる。すなわち、前述のとおり、海外出張においては、労働者は日本国内の事業場に所属し、日本国内の使用者の指揮命令の下で労務を遂行しており、ただ単に労務提供地が外国であるにすぎない状況であるから、労務提供地は、当該労働契約の最密接関係地とはいえない。当事者の法選択がないからといって、外国法が準拠法として推定されるのは、推定であるので十分な反証を挙げれば覆せるとしても、当事者にとって不都合な場合が少なくないと思われる。ここでは、適用通則法 12 条 3 項によるのではなく、最密接関係地法は日本法であると解釈するのが適当である。その他に、当事者の黙示の意思は、日本法を適用することにある(黙示の意思によって法の選択がなされていた)³¹と解釈し、日本法を適用することが可能な場合もあろう。

また、当事者が日本法以外を選択した場合でも、12 条 1 項により労働者側が主張すれば、上記の解釈と同じく、海外出張中の最密接関係地法は日本法であると考えたうえで、前記のとおりその強行規定である安全配慮義務の法理をも適用できると考えるのが妥当であろう。

(2) 海外派遣の場合

次に海外派遣の場合についてみてゆく。

まず、当事者の選択がない場合に、海外派遣の場合は、労務提供地は国外であることは明らかであるから、最密接関係地法としてその土地の労働契約法理が適用されることになる。その国に安全配慮義務法理がない場合は、現地の労災補償法によることになる(ただし、上記の出張の場合と同様に、日本法の黙示の選択を認められる場合もありえよう。)

また、当事者の選択がある場合には、当事者が選択した法によるのが原則となる。この場合に、日本法を選択した場合には、日本法が適用されるが、適用通則法 12 条 1 項により、労働者が最密接関係地たる労務提供地法の強行規定の適用を主張した場合、当該外国法も適用されることとなる。

4. 国外研究者の受入れ中の労災事故をめぐる法律問題

以上、国内研究者の海外での労務提供中の事故をめぐる法律問題について検討してきたが、これに対し、以下では、国外研究者(多くは、外国人研究者であろう。)のわが国の機関への受入れ中の労災事故をめぐる法律問題を検討してゆく。ここでは、わが国の受入れ機関がどのような責任を負うかについて考えることとする。

4.1 労災保険法の適用の有無

以下では、外国人研究者の労災保険法の適用の有無をみてゆく。ここで、出張と派遣の区別は、上述の国内研究者の海外出張と海外派遣と同様に解釈する。すなわち、その外国人研究者が、海外の機関に所属し、その機関の使用者の指揮命令のもと、単にわが国で労務を提供するにすぎない場合は出張であり、他方、海外の機関から派遣されて、わが国の機関に所属し、当該機関の使用者の指揮命令を受けて労務を提供する場合には、派遣と呼ぶ。

(1) 出張の場合

まず、出張の場合においては、当該国外研究者が、日本国内の事業場に所属してそこでの指揮命令を受けているとは言えないことが多い。わが国の労災保険法は、国内の事業場との労働関係の成立をその適用の要件としていることから、わが国の労災保険法は適用されないと考える。

そこで、国外研究者がわが国に出張中に労働災害が発生した場合には、従前から就労してきた国の規定によることになる。日本の労災保険法と同様の法律があればその法律の適用可能性がある³²。

(2) 派遣の場合

次に、派遣の場合についてみると、国外研究者が、日本国内の事業場に所属してそこでの指揮命令を受けていることが多いと考える³³。この場合、わが国の労災保険法は、被保険者たる労働者の国籍によって区別する国籍条項を設けておらず、当該研究者が外国人であっても、内外国人の平等の原則により、就労の実態があれば当然に同法が適用されると考える。

そこで、外国人研究者が、わが国に派遣中に労働災害が発生した場合には、日本の労災保険法が適用されると考える。

4.2 労災民訴(損害賠償)

(1) 準拠法

以下では、外国人研究者の労災民訴の準拠法について、出張と派遣それぞれの場合をみてゆく。

① 出張の場合

出張の場合の法の適用については、当該外国人研究者と受入れ側のわが国の機関との関係は労働契約関係ではないので、適用通則法 12 条の特例はなく、わが国の機関の責任を考える場合の適用法規は、当事者の選択(同法 7 条)によることになる。外国法が選択された場合は外国法の解釈適用の問題となるので、以下は、日本法を選択した場合を前提として述べる。

安全配慮義務は、すでにみたように、「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対し

て信義則上負う」(前掲・陸上自衛隊八戸車両整備工場事件最高裁判決)とされ、労働関係以外の法律関係においても、生じうるものである³⁴。出張中の外国人研究者と受入れ側のわが国の機関の間においては、出張の受入れが存在するのみであるが、出張という法律関係に基づく特別な社会的接触関係に入ったといえるので、受入れ側は、当該外国人研究者がわが国の機関において行う視察などの出張行為が安全に行われるよう、「予め予測しうる危険等を排除しうるにたる人的物的諸条件」³⁵を整えておく必要がある。たとえば、外国人研究者が、受入れ先大学の研究室を視察中に、研究室が老朽化していたために壁が崩れてけがをした場合には、当該施設の管理者である受入れ大学側は安全配慮義務違反が問われる可能性がある。

② 派遣の場合

次に派遣についてみると、外国人研究者と日本の受入れ機関の間に労働契約関係があることが少なくないと考えられるので、適用通則法 12 条が適用される。そこで、まず、当事者の選択がない場合については、派遣中の外国人研究者の労務提供地は国内にあるといえ、日本法が最密接関係地法と推定されるので、わが国の安全配慮義務法理が適用される。

また、当事者の選択がある場合については、選択した法によるのが原則であり、日本法を選択した場合は日本法が適用され、外国法を選択した場合は、当該外国法が適用されるが、その国に安全配慮義務法理がない場合は現地の労災保険法等または不法行為法によることになる。ただし、外国法を選択した場合でも、外国人研究者は、労務提供地法たる日本法の強行法規と解される安全配慮義務法理の適用を主張しうることになる(適用通則法 12 条 1 項により最密接関係地たる労務提供地法を適用できる。)

(2) 逸失利益の算定—改進黨事件最高裁判決

前述のように、日本法における労災事件の安全配慮義務に基づく損害賠償の問題は、民法の枠内で考える枠組みとなっている。また、わが国の民法では、損害賠償は、実際に起こった損害を超える賠償は認められておらず、損害賠償額は逸失利益の算定によって行われる。

そこで、労災民訴において国外研究者が損害賠償を請求する場合の逸失利益の算定においては、わが国の基準によるか、出国先国(母国)基準によるか、という問題が生ずる。この点については、外国人の事故を中心に争われており、憲法 14 条の平等原則をもとに日本人と同様に日本の賃金水準で算定すべしとの見解もあるが(高松高判平成 3・6・25 判時 1406 号 28 頁)、最高裁は、以下の改進黨事件³⁶において、いわば折衷的な立場をとった。本件は、パキスタン人の不法就労者が、就労中に労働災害に遭ったため、当時の雇用主に対し、安全配慮義務違反に基づき損害賠償を請求した事件であるが、逸失利益の算定が問題となった。最高裁は以下のように判断している。

まず、逸失利益は、相当程度の蓋然性をもって推定される将来の収入等の状況を基礎に算

定されるが、算定方法については、被害者が日本人か否かによって異なる。

その上で、一時的にわが国に滞在する外国人については、わが国での就労可能期間ないし滞在可能期間はわが国での収入等を基礎とし、その後は想定される出国先（多くは母国）での収入を基礎として逸失利益を算定するのが合理的である。そして、わが国での就労可能期間は、「来日目的、事故の時点における本人の意思、在留資格の有無、在留資格の内容、在留期間、在留期間更新の実績及び蓋然性、就労資格の有無、就労の態様等の事実的及び規範的な諸要素」を考慮して認定するのが相当である。

この改進黨事件判決は、逸失利益を事実認定の問題として判断したものといえる（それゆえ憲法14条違反の問題にはならない。）³⁷。本判決は、これに続く同種の事件の先例となっている³⁸。

改進黨事件判決は、事案としては不法滞在外国人についてのものであったが、「一時的に我が国に滞在し将来出国が予定される外国人」の取扱いにつき判示している。これは、不法滞在外国人のみならず、将来出国が予定される者である限り、合法的に日本に滞在し就労する外国人も含まれるとの一般論を示したものと見え³⁹、外国人研究者についても同様に、日本での就労可能期間内は日本の収入を基礎とし、その後は出国先での収入を基礎に逸失利益が算定されると考えられる⁴⁰。

他方で、日本での就労の蓋然性がないため、日本での就労可能期間があるとは認められず、逸失利益の算定において日本の収入が考慮されなかった判決もある。研修目的のため、日本での就労の蓋然性がなく、その結果、日本での就労可能期間が認められなかった裁判例として、東京地判平成5・1・28判時1457号115頁（韓国人獣医師が研修目的で来日中に交通事故死した事案）がある⁴¹。

また、逸失利益を算定するのは、日本において現に就労し、あるいは、就労可能な被害者を前提としているとして、研修目的で来日した被害者の日本での就労可能期間を否定したものがある（大阪地判平成5・4・16交民集26巻2号495頁[インド人が企業研修で来日中に交通事故死した事案]）。これに対し、交通事故で障害を負った当時は就労不可能な「短期滞在」の在留資格であった者が、事故後、就労可能な「技術」の在留資格を取得し、家族も日本にいた事案において、長期在留に高い蓋然性があるとして症状固定時から67歳までの全期間を日本での就労可能期間とした例がある（名古屋高判平成5・5・25交民集26巻3号689頁）。

以上を前提に、外国人研究者の取扱いについて考えると、まず、出張の場合の事故については、外国人研究者に日本での就労可能期間がなく、損害賠償請求に対する逸失利益の算定にあたっては本国ベースとなる。他方、派遣の場合は、逸失利益の算定にあたっては、当該派遣契約の内容となっている日本での就労可能期間については日本ベースで、その後については本国ベースで算定することとなる。

(3) 外国人研究者の労働災害と慰謝料

次に、逸失利益とは性質を異にする慰謝料についてみると、外国人の場合、日本の物価水準を基準とするか、予定されている出国先を基準とするかという問題がある(この問題は、不法就労外国人特有の問題ではなく、外国人一般の問題である)。慰謝料は非財産的(精神的)損害に対する賠償であり、逸失利益は消極的財産損害であるという違いがあるが、双方とも損害賠償の問題であるので、ここで述べておく。

この点に関しては、滋野鐵工事件(名古屋高金沢支判平成 11・11・15 判時 1709 号 57 頁)において、原告Xがすでに帰国していたことから、裁判所は、本件では原告の生活の本拠が本国にあり、そこでの物価水準は慰謝料を考慮する要素となるとした。本判決が採用した論拠によれば、外国人がなお日本に滞在し、生活の本拠が日本にある場合には、日本の物価水準を考慮の要素とすることとなろう。裁判例では、交通事故で死亡したスリランカ人の不法就労者の遺族が請求した慰謝料につき、死亡慰謝料の算定にあたっては、日本人と外国人とを問わず、遺族の生活の基盤がどこにあり、どの国で費消されるのかなどを考慮して、実質的な価値を日本と当該外国との経済的事情の相違に応じて公平、平等なものにする必要があるとしたものがある(東京高判平成 13・1・25 判タ 1059 号 298 頁)⁴²。

このように生活の本拠を重視する立場がある一方、生活の本拠も考慮すべき事情であるとしつつも、日本人とのバランスも考慮して慰謝料額を決定する裁判例がある(離婚後帰国した中国人妻の日本人夫への離婚慰謝料請求事件で、慰謝料額算定にあたって、帰国後の中国での所得・物価水準は逸失利益の算定と比べさほど重視すべきではなく、これを重要な要素として慰謝料の額を減額すれば、夫側に日本人妻と離婚した場合に比して不当に得をさせる結果を生じ、公平を欠くことになるとして、帰国の事実も考慮した上で 100 万円の慰謝料を認めたものがある(仙台高秋田支判平成 8・1・29 判時 1556 号 81 頁)。

外国人の慰謝料額の裁判例の傾向について、現状では日本人より低めの場合が多いが、死亡事件などで、慰謝料の定額化傾向とともに、裁判例の認める額は日本人の場合の慰謝料額に近づいているとの指摘もある⁴³。

以上のような裁判例の取扱いは、外国人の研究者についても同様に妥当すると考えられ、また、出張の場合と派遣の場合で基本的に異なるところはないと考えられる。

5. まとめ

以上、本稿において、研究者の国際交流における労災事故への法的対応を検討してきた。

こうした問題はこれまで必ずしも十分には検討されてこなかったと思われるが、今後の研究者の国際交流の一層の拡充が予想される一方で、それに伴うリスク管理も重要性が増すと思われるので、本稿での概念整理は幾分か役に立つものと考え。もとより、不明な点は多く、また、各機関の取扱いや事業の特性により異なる面も多いと思われるので、不足の点は今後の研究に負うこととしたい。

注

- ¹ 本稿の見解は、筆者の研究者としての私見であり、所属組織の見解を示すものではない。
 - ² 本稿で「わが国の大学等の研究機関」は、労災保険法の適用事業(同法3条)に限定するものとし、同法の適用事業ではない国立研究機関等の研究公務員については、検討の対象から除外する。
 - ³ 本稿における労災補償法という用語は、労災保険法および労災民事訴訟において適用される民法の双方を含むものとする。
 - ⁴ 両者の区別については、本稿 3.1(3)本文参照。
 - ⁵ 本稿で扱う「派遣」ないし「海外派遣」は、労働者派遣法上の「労働者派遣」とは必ずしも一致しない(同法2条1号)。
 - ⁶ わが国は、専門的技術的分野の外国人の受入れを促進するとの入管政策のもと、昨今はいわゆる高度人材の受入れ促進の観点から、外国人研究者の受入れについて、法整備が図られているところである。最近では、構造改革特別区域法のもとでの外国人研究者受入れ促進事業を全国において実施するための入管法改正がなされた(出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律[平成18年5月24日法律第43号]平成18年11月24日施行)。同改正により、当該活動を行う研究者及び帯同する家族に在留資格「特定活動」が与えられることが規定されたほか、在留期間の上限が5年に延長された。
 - ⁷ 外国人研究者の在留資格は、就労を目的とするか否かによって分けられる。その活動に対して報酬を受ける就労の場合は、「教授」、「研究」、「教育」(大学以外の教育機関での教育活動)があり、他方、研究打合せ、シンポジウム出席等のその活動に対して報酬を受けない場合には「文化活動」が与えられる(これらの在留資格を有する者が帯同する家族[配偶者・子]には、「家族滞在」の在留資格が与えられる)。また、報酬を受けず、滞在期間が90日以内の短期の場合は「短期滞在」の在留資格の場合もある。さらに、特区認定を受けた研究施設において、研究活動等を行う外国人研究者及びその家族について、「特定活動」の在留資格が与えられる。
- 独立行政法人日本学術振興会ホームページ <http://www.jsps.go.jp/j-inv/qa01.html#01>、および東京大学ホームページ http://www.u-tokyo.ac.jp/res02/d03_06_02_j.html 参照。
- ⁸ 山川隆一・国際労働関係の法理(信山社、1999年)12頁参照。
 - ⁹ 平成18年6月21日公布。平成18年9月8日政令289号により、平成19年1月1日施行。同法の制定により、従来の法例に代わる新たな準拠法選択ルールが定められた。
 - ¹⁰ 山川・前掲注(8)書14-15頁参照。
 - ¹¹ 外国法を準拠法とした結果、自国の公序の問題が生じる場合には適用を排除する可能性があるが、一般的には当該外国法の価値判断を優先する(神前禎・解説法の適用に関する通則法(弘文堂、2006年)3-4頁参照)。
 - ¹² ただし、労基法18条の2は、私法上の権利の濫用という構成要件を採用している点や罰則規定がない点などにおいて、労働契約上のルールを定めたものと位置付けられるとされており(山川隆一「労基法改正と解雇ルール」ジュリ1255号48-56頁(2003年))、これによると、労基法にあって同条は内外法のどちらを選択するかという準拠法選択のアプローチをとることになる。
 - ¹³ 安枝英紳=西村健一郎「労働法」(第9版)(有斐閣、2006年)182頁参照。
 - ¹⁴ 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課編「労災保険特別加入 海外派遣者の加入から補償まで」(改訂版)(三信図書、2001年)19、33頁参照。
 - ¹⁵ 前掲注(14)書34頁参照。
 - ¹⁶ 同上37頁参照。
 - ¹⁷ 赴任途上災害もカバーされる。海外派遣者の赴任途上災害についても、国内での転勤等に伴う赴任途上における業務災害の認定と同様の取扱いをすることとされている(平成3・2・1基発75号)。すなわち、海外派遣者が、①転勤前の住居地等から赴任先事業等に赴く途上で発生した災害であること、②赴任先事業主の命令に基づき行われる赴任であって、社会通念上合理的な経路および方法による赴任であること、③赴任のために直接必要でない行為あるいは恣意的行為に起因して発生した災害でないこと、④赴任先事業主より旅費が支給される場合であること、の①から④までの要件をすべて満たす場合に赴任途上災害と認定される取扱いになっている。なお、上記②の命令は、赴任元事業主からなされたものであっても、赴任先事業主が合意したと認められるものであれば同様に扱われ、上記④の旅費は、赴任元事業主から支給されるとしても、当該事業場における過去の取扱い等から判断して、赴任先事業主の了解のもとに支給されたものと一般的に認められた場合を含むとされている。海外派遣者が、再び国内の事業に転勤を命じられ、海外の住居地等から国内の事業場等への帰任途上についても同様の取扱いがなされる(前掲注(14)書150-152頁参照)。
 - ¹⁸ 戦争の場合など、国外における特殊性が認められるケースについては、前掲注(14)書152-157頁参照。

¹⁹ わが国では、労災保険法の補償とは別に、労災民訴で損害賠償を請求できるが、この点については、当該国の労災補償制度との違いに注意する必要がある。たとえば、アメリカ合衆国の州の労災補償法においては保険システムをとる場合が一般であるが、労災補償は「排他的な」(exclusive)救済と定められており、被用者は労災補償の適用を受ける限り、使用者に故意があった場合を除き、一般に不法行為に基づく損害賠償請求をなすことができないことになっている(中窪裕也・アメリカ労働法(弘文堂、1995年)265-266頁)。また、労災補償の給付額は、現実の損害をカバーするにはほど遠く、不法行為による損害賠償に比較すると大きな落差があるとされる(同書265頁)。

²⁰ 藤村和夫「外国人不法就労者の損害賠償」同・交通事故賠償理論の新展開(日本評論社、1998年)所収85-89頁参照。もっとも、判例のとり差額は、幼児や主婦など現実の収入のない者の逸失利益の算定に賃金センサスを用いるなどの対応がみられ、厳格な意味での差額説ではないとされている(川神裕・判批・曹時52巻2号232-233頁(2000年))。

²¹ なお、労働災害を不法行為として構成する場合は、適用通則法17条により、加害行為の結果発生地法が原則的準拠法となる。

²² 以下では、研究者も労働者であることを前提としている。

²³ 前掲注(14)書39-40頁参照。

²⁴ 海外出張中にわが国の労災保険法の適用があることを前提に判断を行ったケースとして、神戸東労基署長(ゴールドリンクジャパン)事件・最三小判平成16・9・7判時1873号162頁がある。

²⁵ わが国とフランスとの社会保障協定に基づく二重加入防止措置により、日本の事業場からフランスに派遣されている期間が5年以内と見込まれる短期の派遣については、日本の社会保険制度に加入しているなど、一定の要件を満たしたうえでフランスの労災保険制度への加入が免除される(この場合、日本の労災保険の特別加入等)に加入していることが必要となる。)。ベルギーとの社会保障協定についても、要件は異なるが類似の規定がある。フランス、ベルギーの労災保険制度が他の社会保障制度と不可分であるための措置である。外務省ホームページhttp://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty162_9.html 及びhttp://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty162_8.html、社会保険庁ホームページ<http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/index.htm> 参照。

²⁶ 前掲注(14)書41頁参照。

²⁷ 同上38、41頁参照。

²⁸ 同上42頁参照。

²⁹ 同上44頁参照。

³⁰ 研究者の指揮命令は抽象的なことが多いが、指揮命令を受けずに活動することもありうる。本稿は、指揮命令を受ける場合を念頭においている。

³¹ 適用通則法7条の解釈としても、黙示の準拠法選択は認められると解されている(神前・前掲注(11)書55頁参照)。

³² ただし、このような帰結は、外国において日本法のような規定がなければ、どこの法律によっても救済を受けられないという問題が残るため、この点についてはなお検討の余地が残されている。

³³ 出向先事業場の使用者の指揮命令があれば、出向元事業場が賃金を支払っていたとしても出向先が労災保険法の適用事業場となるものとして扱われている(昭和35・11・2基発932号(在籍出向の通達))。

³⁴ この法律関係は労働関係のみに限定されず、直接の使用者でなくとも、使用者に準じた者へも認められる(元請企業が下請企業の従業員に対し、安全配慮義務を負うとしたものとして、鹿島建設・大石塗装事件・最一小判昭和55・12・18民集34巻7号888頁)。また、不法就労者の労災事件につき、元請会社社長が現場で指示を与えていた事案において、直接の雇用関係はない元請会社社長および元請会社の安全配慮義務違反を認めたものがある(植樹園ほか事件・東京地判平成11・2・16労判761号101頁)。滋野鐵工事件判決(名古屋高金沢支判平成11・11・15判時1709号57頁、本稿4.2(3)本文で後述。)は、外国人技能実習生につき、入管手続き上の受入れ企業と実際の就労先企業とが異なるという実態が生じていた場合において、実態としての労働関係に着目して安全配慮義務法理を適用したものといえる。

³⁵ 安全配慮義務の内容を使用者が労働者の安全それ自体を確保すべき義務とする説もあるが、判例・通説は、使用者は予め予測しうる危険等を排除しうるにたる人的物的諸条件を整えるに尽きるとする説に立っている(陸上自衛隊三三一会計隊事件・最二小判昭和58・5・27民集37巻4号477頁)。

³⁶ 最三小判平成9・1・28民集51巻1号78頁。本判決の判例評釈として、奥田安弘・判批・ジュリ1131号137-140頁(1998年)、窪田充見・判批・法教204号130-131頁(1997年)、山川隆一・判批・ジュリ臨増1135号[平成9年度重要判例解説]297-298頁(1998年)、川神裕・判批・曹時52巻2号225-266頁(2000年)、米津孝司・判批・法時70巻3号125-128頁(1998年)等多数ある。本判決を含む外国人の逸失利益について、村田敏「外国人が被災した災害による損害賠償の国内及び国際的権利保障」判タ771号17-24頁(1992年)。

³⁷ 山川隆一「国際化する労働関係の法的課題」岩村正彦他編・岩波講座現代の法12・職業生活と法(岩波書店、1998年)所収194-195頁。

³⁸ 浦和地判平成9・7・2判タ959号213頁(交通事故死した中国人(就労資格の有無は認定されていない。)につき、日本での就労可能期間を2年と認定した。)など。

³⁹ 交通事故により後遺障害を負った「日本人の配偶者等」の在留資格を持つブラジル日系人につき、本人が日本で資金を貯めて将来はブラジルでコンビニエンスストアを開店するのを目的に当初は2年間で帰国するつもりで来日したと認定し、日本での就労可能期間を症状固定から5年間とした裁判例(岐阜地御嵩支判平成9・3・17判タ953号224頁)がある。

⁴⁰ 山川・前掲注(36)判批297-298頁参照。

⁴¹ 東京高判平成7・1・19判タ886号244頁も同旨(大学院への進学準備中であつた韓国人の交通事故死の事案で、日本で就職する蓋然性を認めるのは困難とした。)

⁴² 同様の見解を示すものとして、わが国より所得水準ないし物価水準の低い国の国民が日本人と同様の基準により慰謝料請求権を取得することは、実質的には、外国人に日本人より多くを慰謝した結果となるのではないか、との指摘がある(長久保守夫=森木田邦裕「東京地裁民事第27部(民事交通部)における民事交通事件の処理について(一)」司法研修所論集86号65頁(1991年))。

⁴³ 村山浩昭「不法残留外国人の逸失利益の算定等について」判タ1000号161-168頁(1999年)参照。

Negative Focus Particles with Numerals: In the Case of Japanese ‘Sika’ and Korean ‘Pakkey’

Chidori Nakamura
Iwate University

Abstract. This paper investigates Japanese and Korean focus particles, *sika* and *pakkey*, which follow numerals to compose quantifiers similar to *only*. By considering these particles to be components of the grammatical negative determiners (Nakamura 2006, 2007), their occurrence restrictions as negative polarity items (NPIs) are elucidated. The exceptional instances of NPI *sika* and *pakkey* are also explained by employing the hierarchical sentence structure in Minami (1974).

Keywords: negative polarity item, negative determiner, hierarchical sentence structure

1. Introduction: the Occurrence Restrictions on *Sika* and *Pakkey*

The Japanese focus particle¹ *sika* and its Korean counterpart *pakkey*, which are similar to *only* in English, are analyzed as negative polarity items (NPIs) in the literature (Nam 1994, and others). When they appear in a sentence, the well-known negative concord (‘*koō*’ in Japanese) takes place; namely, they must occur with explicit sentential negations, as shown in the Japanese sentence (1) and the Korean sentence (2).

(1) Gakusei-wa zyū-nin-sika ko-nai.
student-nom ten-cl-fp come-neg
‘Only ten students will come.’

(2) Haksayngtul-un sey-salam-pakkey o-ci anhnunta.
students-nom three-cl-fp come neg
‘Only three students will come.’

They do not co-occur with affirmations or verb phrase negations² such as *kuru* (*come*) or *kesseki-suru* (*not attend*) as in the instances of Japanese sentences (3) and (4) below. In (4) the underlined lexical negative morpheme *kes* indicates negation inside of a verb phrase.

¹ I employ the term ‘focus particle’ (‘*toritatesi*’ in Japanese) for *sika* and *pakkey* which are both syntactically postpositions, following Numata (1986) and others. Although in the traditional Japanese literature, *sika* has been analyzed as ‘*kakarizyosi*’ (postposition of concord); it has the identical function with the English *only*, which has been analyzed as a focus particle that bears conventional implicatures (Grice 1975, Karttunen and Peters 1979, Rooth 1985, and others).

² Only in the cases where affirmative predicates scarcely co-occur with sentential negations, *sika* and *pakkey* occur with negative lexical predicates such as *nai* (*not exist*) in Japanese and *epsta* (*not exist*) or *moruta* (*do not know*) in Korean.

- (3) *Gakusei-wa zyū-nin-sika kuru.
 student-nom ten-cl-fp kuru.
 ‘Only ten students will come.’
- (4) *Gakusei-wa zyū-nin-sika kesseki-suru.
 student-nom ten-cl-fp absence-do
 ‘Only ten students will not come.’

These focus particles which I call ‘negative focus particles’ differ from another type *only*, i.e., *dake* in Japanese and *man* in Korean, in that they inevitably require negations.

The occurrence restrictions on NPIs are explained in the literature (Zwarts 1995, van der Wouden 1997, and others) as restraints on co-occurrences between monotonic elements³: NPIs require their triggers or licensing environments in a sentence. The ‘laws of negative polarity (Zwarts 1998)’ in (5) below demonstrate the co-occurrence conditions between monotonic items. The classification of monotone decreasing elements is declared as the hierarchy of negation as in (6), in which the properties are ordered by the inclusion relation: superstrong negation \subset strong negation \subset weak negation.

- (5) Laws of negative polarity. (Zwarts 1998)
- (i) Only sentences in which a monotone decreasing expression occurs, can contain a negative polarity item of the weak type.
 - (ii) Only sentences in which an anti-additive expression occurs, can contain a negative polarity item of the strong type.
 - (iii) Only sentences in which an antimorphic expression occurs, can contain a negative polarity item of the superstrong type.
- (6) The hierarchy of negation. (Zwarts 1996, 1998)
- (i) superstrong negation (antimorphic function)

$$f(X \cup Y) = f(X) \cap f(Y)$$

$$f(X \cap Y) = f(X) \cup f(Y)$$
 - (ii) strong negation
 - (a) anti-additive function

$$f(X \cup Y) = f(X) \cap f(Y)$$
 - (b) antimultiplicative function

$$f(X \cap Y) = f(X) \cup f(Y)$$
 - (iii) weak negation (monotone decreasing function)

$$\text{if } X \rightarrow Y, \text{ then } f(Y) \rightarrow f(X)$$

³ A function f is called monotone increasing if it satisfies the condition, ‘if $X \rightarrow Y$, then $f(X) \rightarrow f(Y)$,’ where X and Y each refer to an arbitrary set. It is monotone decreasing, if f satisfies the condition, ‘if $X \rightarrow Y$, then $f(Y) \rightarrow f(X)$.’

In the sentences like ‘*Few congressmen attend any of the meetings,*’ the English weak type NPI *any* appears, since the monotone decreasing *few* can trigger NPIs by composing a monotone decreasing environment under the law of negative polarity (i).

These laws, however, do not effectually account for the occurrence of Japanese or Korean NPIs, since NPIs in these two languages, regardless of their meanings, invariably co-occur with sentential negations *not*⁴ as seen in (1) to (4). Moreover, they need negations for themselves:

- (7) Wazukana gakusei-sika *nanihitotu tabe-nakat-ta.
 few student-nom-fp anything-acc eat –neg -past
 ‘Few students ate anything.’

In Japanese sentence (7), the accusative NPI *nanihitotu* (*anything*) is not licensed by the monotone decreasing environment of the subject NP which consists of the attribute *wazukana* (*few*) and *sika* and negation, because *nanihitotu* (*anything*) requires a negation for itself.

In consequence, NPIs of these languages never occur in the monotone decreasing environments created by conditionals which include no sentential negations as in (8).

- (8) *Go-nin-sika kur-eba, uresī.
 five-cl-fp come-cond happy
 ‘If only five will come, we’ll be happy.’

The focused phrase *go-nin* (*five*) and the verb *kuru* (*come*) in the antecedent of the conditional are interpreted as monotone decreasing, as the sentence entails ‘*Rokunin kite odoreba, uresī* (*If six will come and dance, we’ll be happy*).’ Nevertheless, this monotone decreasing environment does not allow occurrences of *sika* and other NPIs such as *nanihitotu* (*anything*) or *tittomo* (*any*)⁵.

Hence, the reason for appearance of sentential negations must be explained in a different manner from the laws of negative polarity. In Nakamura (2006, 2007), I demonstrated the negative determiner constructions which consist of quantities and sentential negations, and accounted for the occurrence and non-occurrence of quantificational nominal/adverbial NPIs. In this paper I clarify the occurrence restrictions of *sika* and *pakkey* in the ‘numeral + negation’ constructions in terms of the negative determiner constructions. The approach in this paper, together with the hierarchical sentence structure in Minami (1974, 1993), also reveals the reason for the exceptional occurrences of NPI *sika* such as in ‘*ikkai sika dameda* (*only one time is available*)’ (Kuno 1999).

⁴ Nam (1994) claims *N-sika* and *N-pakkey* to be superstrong functions, since they co-occur with *not* which can create antimorphic environments. However, it is hard to determine the strength of *not* itself without considering meanings of associated quantifiers.

⁵ Kuno (1999) argues that *sika* and negation must co-occur in the same smallest clause in order to designate the adversity or being below the average (‘*gyakkyō-teki / hyōjyun ika*’ in Japanese), but the reason for this syntactic behavior is not clarified.

2. *Sika / Pakkey* and negative determiners

The ‘numeral + *sika / pakkey*’ constructions with negations which designate quantities are able to be analyzed in terms of the generalized quantifier (GQ) theory (Barwise and Cooper 1981, Keenan 1981, and others). They are semantic determiners⁶ which are either the functions that compose GQs together with NPs in a functional view, or the relations that quantify NPs and VPs in a relational perspective (Zwarts 1983 and others). It is known that focus particles like *only* themselves are not determiners or GQs, because they do not satisfy the live on A property⁷, but focus particles with numerals or quantities are determiners, thus the focus particles with numerals together with NPs are GQs.

Quantificational meanings of the constructions which include *sika* such as *n-tyōdo-sika...nai* (*only exactly n*), *n-ika-sika...nai* (*only n or less*), and *n-miman-sika...nai* (*only less than n*) are given in (9), where italic *n* stands for the ‘numeral + classifier’ expression, A for the set of denotations of NPs, and B for the set of denotations of VPs.

- (9) a. $n\text{-tyōdo-sika...nai}(A)(B) = 1$ iff $|A \cap B| = n$
 b. $n\text{-ika-sika...nai}(A)(B) = 1$ iff $|A \cap B| \leq n$
 c. $n\text{-miman-sika...nai}(A)(B) = 1$ iff $|A \cap B| < n$

In (9), the expressions of monotonicity, *tyōdo*, *ika*, and *miman*, are interpolated, as numerals themselves are ambiguous for either ‘exactly *n*’ or ‘*n* or more’. These constructions together with NPs compose negative generalized quantifiers which express the quantifier negation defined as in (10a).

- (10) a. quantifier negation (external negation) : $\neg Q = \{X \subseteq E \mid X \notin Q\}$
 b. VP negation (internal negation) : $Q\neg = \{X \subseteq E \mid (E - X) \in Q\}$

(Barwise and Cooper 1981, Partee, ter Meulen, and Wall 1993)

I called the semantic determiners which constitute negative generalized quantifiers ‘negative determiners’ (Nakamura 2006) and demonstrated the rule for composing grammatical (not lexical) determiner constructions (Nakamura 2007) as in (11).

(11) Grammatical negative determiner construction rule⁸.

- (i) The sentential negation auxiliary in a VP negates the quantity.
 (ii) The input of the negation is non-decreasing and the output is non-increasing.

⁶ Throughout this paper, I use the term ‘determiner’ not as syntactic, but as the semantic notion in the GQ theory, which denotes quantity of NPs and VPs, and constitutes a generalized quantifier, as in Yamamori (1998).

⁷ *Only N* does not have the live on A property: $X \in Q$, iff $(X \cap A) \in Q$, where Q is a quantifier which lives on a set $A \subseteq E$, X is an arbitrary set in E. With regard to this, Mey (1991) argues that *only* has the property of left-conservative (live on B property), and Shirai (1987), Nishiguchi (2003) insist that the Japanese focus particle *wa* which has the live on B property compose quantifiers or pseudo-GQs.

⁸ This rule is applied only to adverbial/nominal determiner constructions such as ‘*go-nin-sika ko-nai* (*only five will come*),’ and not to quantifier predicate constructions such as ‘*kurunowa go-nin-ika-dewa nai* (*the number of people coming is not five or less*).’ For the quantifier predicates, see section three.

Based on these formulations, the constructions in (9) are considered to be instances of negative determiners. Japanese *sika* which has the meaning of ‘other than’⁹ denotes a member of a complement set of the focused element’s set, and the negation accompanying *sika* negates the existence of the member of that set. The *sika* as an existential quantifier is employed in those constructions, as it were, for negating the existence of the elements other than focused elements; by reason of that, it must be accompanied with negations¹⁰. In the case where focused phrases are determiners such as in ‘numeral + *sika* + negation,’ the whole constructions become new determiners, since the negated numerals also amount to determiners.

However, unlike other negative determiner constructions which have no focus particles such as *darehitori...nai* (no one), focus particle constructions convey not only literal meanings but also conventional implicatures; and conventional implicatures indicated by focus particles never change the literal meanings of sentences as demonstrated in the ‘projection of implicatures (Gazdar 1979).’¹¹ That is to say the constructions in (9) must have the interpretations of both the literal meanings denoted by the numerals, and the conventional implicatures by the ‘*sika* + negation’ constructions. More precise representations of the instances in (9) are shown below in (12).

(12) a. ‘*n-tyōdo-sika...nai* (only exactly *n*)’

literal meaning

$$n\text{-tyōdo } (A)(B) = 1 \quad \text{iff} \quad |A \cap B| = n$$

conventional implicature

$$n\text{-tyōdo-sika...nai } (A)(B)$$

$$\neg((\neg n\text{-tyōdo}) (A)(B)) = 1 \quad \text{iff} \quad \neg(\neg(|A \cap B| = n))$$

$$\neg(\neg(|A \cap B| = n)) \Leftrightarrow \neg(|A \cap B| \neq n) \Leftrightarrow |A \cap B| = n$$

literal meaning + conventional implicature

$$n\text{-tyōdo-sika...nai } (A)(B) = 1 \quad \text{iff} \quad |A \cap B| = n$$

b. ‘*n-ika-sika...nai* (only *n* or less)’

literal meaning

$$n\text{-ika } (A)(B) = 1 \quad \text{iff} \quad |A \cap B| \leq n$$

conventional implicature

$$n\text{-ika-sika...nai } (A)(B)$$

⁹ Miyachi (2007) accounts *sika*, *hoka*, *kiri*, *yoru* to be particles of negating other elements (‘sonota hitei no zyōsi’ in Japanese), and shows their historical changes and dialectal variations. Korean *pakk* literally means ‘other than’ and *ey* is a postposition.

¹⁰ This formulation also explains the logical property of the *N sika...nai* (only *N*) construction: *sika* is an existential quantifier whose domain is the complement set of a focused set of NP, and *sika* with negation expresses the negation of the existential quantifier, which is the total negation of the complement set. Thus the *N sika...nai* construction as a whole, which expresses that the domain $B - A$ is empty by way of $\bar{A} \cap B = \emptyset$, becomes the similar function to *N-zenbu* (all *N*), $A - B = \emptyset$, only whose domain is different. In that reason, *N sika...nai* can be analyzed as a similar function to GQs, though *sika* itself is neither a determiner nor a GQ. The similar phenomenon is observed in *only N* and *all N* in English as shown in Mey (1991): *only* is conservative as is *all*, but quantifies a different domain, B .

¹¹ Gazdar (1979) manifests the ordering of implicature calculations which reflects the strength of calculable implicatures: entailments < clausal (conventional) implicatures < scalar (conversational) implicatures < pre-suppositions. The symbol ‘<’ here stands for the temporal preceding relation ‘before’.

$$\neg((\neg n\text{-ika})(A)(B)) = 1 \quad \text{iff} \quad \neg(\neg(|A \cap B| \leq n))$$

$$\neg(\neg(|A \cap B| \leq n)) \Leftrightarrow \neg(|A \cap B| > n) \Leftrightarrow |A \cap B| \leq n$$

literal meaning + conventional implicature

$$n\text{-ika-sika...nai}(A)(B) = 1 \quad \text{iff} \quad |A \cap B| \leq n$$

c. '*n-miman-sika...nai* (only less than n)'

literal meaning

$$n\text{-miman}(A)(B) = 1 \quad \text{iff} \quad |A \cap B| < n$$

conventional implicature

$$n\text{-miman-sika...nai}(A)(B)$$

$$\neg((\neg n\text{-ika})(A)(B)) = 1 \quad \text{iff} \quad \neg(\neg(|A \cap B| < n))$$

$$\neg(\neg(|A \cap B| < n)) \Leftrightarrow \neg(|A \cap B| \geq n) \Leftrightarrow |A \cap B| < n$$

literal meaning + conventional implicature

$$n\text{-miman-sika...nai}(A)(B) = 1 \quad \text{iff} \quad |A \cap B| < n$$

Although *sika...nai* negates the existence of elements other than focused elements, it nevertheless adds no quantificational meanings to the sentences in the case of the negative determiner constructions as in (12). The literal meaning of *n-tyōdo* is the same as the conventional implicature of the *n-tyōdo-sika...nai* in (12a), since the negative determiner construction is comparable to a double negation. Thus *sika* in the negative determiner constructions does not change the quantificational meanings despite its operation on the complement set of the focused numerals.

But in the case of *n-sika...nai* (only n), the conventional implicature does alter the quantificational meanings of the sentence, for '*Go-nin kuru* (Five will come)' differs from '*Go-nin-sika konai* (Only five will come),' where only the later has the interpretation of 'exactly five.' This is brought about by the negative determiner construction rule in (11) which prohibits the monotone decreasing elements to be inputs of negations such as in '**Go-nin-izyō-sika konai* (Only five or more come)' where *go-nin-izyō-sika* has the interpretation of decreasing. It amounts to this, that one of the literal meanings of *go-nin* (five people), $|A \cap B| \geq 5$, and the operation on that interpretation are unable to be employed in *sika...nai* constructions. Consequently, the sentence '*Go-nin-sika konai* (Only five will come)' has only one quantificational interpretation as in (13) which is the same as (12a).

(13) '*n-sika...nai* (only n)'

literal meaning

$$n(A)(B) = 1 \quad \text{iff} \quad |A \cap B| = n$$

conventional implicature

$$n\text{-sika...nai}(A)(B)$$

$$\neg(\neg n(A)(B)) = 1 \quad \text{iff} \quad |A \cap B| = n$$

literal meaning + conventional implicature

$$n\text{-sika...nai}(A)(B) = 1 \quad \text{iff} \quad |A \cap B| = n$$

The same applies to Korean instances, *n-pakkey* (only *n*), *n-ih-pakkey* (only *n* or less), *n-miman-pakkey* (only less than *n*), and *n-isang-pakkey* (only *n* or more), where only *n-isang-pakkey* (only *n* or more) is unable to create a negative determiner construction.

In the following section, I explain the occurrence restrictions of *sika* and *pakkey* in conditionals and affirmative sentences, making use of ‘the hierarchical sentence structure’ in Minami (1974, 1993).

3. *Sika* / *Pakkey* in the Hierarchical Sentence Structure

Minami (1974, 1993) demonstrates the hierarchical structure of Japanese sentences¹², i.e., the nesting four layers, A, B, C, and D, which roughly corresponds to the projection of VPs to sentences or utterances as shown in (14).

(14) The hierarchical structure of a sentence. (Minami 1974, 1993)

[[[[A] B] C] D]

Each layer is able to include different words and phrases. Lexical items which are capable of appearing in the A, B, C, and D layers are shown in (15).

(15) Elements in each layer. (Minami 1974, 1993)

- A: predicate, NP, quantifier, manner/degree adverb, A class clause
- B: subject, negation, tense, politeness, evaluation/quantity adverb, B class clause
- C: topic, epistemic modality, volition, C class clause
- D: interjection, mood, exclamation, modal particle

Minami postulates that affirmation/negation and tense information are specified in B class constructions, topic and probability of events in C classes, and mood or communicative information in D. The sentence (16) is an illustration of embedded A, B, and C clauses in the sentence D: the A class *nagara* clause is embedded in the B class *node* clause, and the B class *node* in the C class *ga*, the C class *ga* in the D class matrix.

(16) [[[Kinō [nimotu-wo hutatu moti-nagara]_A arui-ta-node]_B tukare-teiru-desyō-ga]_C,
 yesterday baggage-acc two carry-ing walk-past-because tired-be-must-though
 ganbatte-kudasai-ne]_D.
 try best -please-modal
 ‘Please try your best, though you must be tired, because you walked around carrying two pieces
 of baggage yesterday.’

Although this hierarchy is originally designed for classifying subordinate clauses, it also represents the

¹² Minami analyzes here sentences which have predicates (‘zyutugo-bun’ in Japanese), thus sentences such as ‘Yamada san (Mr. Yamada)!’ or ‘Mizu (Water)!’ are excluded.

internal hierarchical structure of simple sentences in which the ordering of morphemes is determined as in (17).

- (17) [Ēto, [tasika gakusei-wa [kinō [go-nin ki]_A -ta]_B -hazu-desu]_C -yo]_D.
 well maybe student-topic yesterday five-cl come -past -should -modal
 ‘Well, five students should have come yesterday.’

In order to compose a sentence with a verbal predicate, at least a B class construction is required, since the affirmation/negation of events and the tense information are specified in B.

Minami (1993) considers that the negative concord occurs in B and regards *sika* and the auxiliary *nai* as B class elements; for they are unable to appear in A class constructions such as *nagara* clauses or *V-te* clauses, which express the simultaneous actions similar to ‘V + ing.’ Even for expressing negations or decreasing monotonicity inside of these A clauses, B class constructions are required, such as in ‘*Hanasi-nagara aruka-nai-de* (Walk without talking),’ or ‘*Nimotu-wa mittu-ika-sika motte hairi-nai* (You can go in carrying three or less pieces of baggage).’ In the latter sentence, *sika* must co-occur with negation outside of the A class *V-te* clause, because the negative concord of *sika* with negations must take place in B class constructions.

This supposition exhibits the reason for the occurrence restrictions on *sika* in VP negations or conditionals indicated in section one: *sika* must co-occur with negations of B class and not with lexical VP negations of A class as in (4) or decreasing environments in antecedents created by conditional constructions in matrices as in (8)’.

- (4) *Gakusei-wa zyū-nin-sika [kesseki-su]_A -ru.
 student-nom ten-cl-fp absence-do-future
 ‘Only ten students will not come.’
- (8)’ *[Go-nin-sika kur-eba]_B, uresī / uresiku-nai.
 five-cl-fp come-cond happy / happy-neg
 ‘If only five will come, we will (be happy /not be happy).’

The verb *kessiki-suru* in (4) which includes the negative morpheme *kes* is unable to trigger *sika*, because it is a lexical A class verb. In the sentence (8)’, the antecedent *ba* clause, which is B, requires sentential negation *nai* inside, since every B class construction which includes *sika* must have concord with sentential negations as shown in (18) below.

- (18) [Go-nin-sika ko-naker-eba]_B, uresī / uresiku-nai.
 five-cl-fp come-neg-cond happy / happy-neg
 ‘If only five will come, we will (be happy /not be happy).’

In (18) *sika* occurs with a sentential negation inside of the same B clause.

The occurrence restrictions on Korean *pakkey* in conditionals are explained equally: *pakkey* with the negation in the antecedent in (19) forms an accurate construction, but without negations it is unable to occur in the antecedent as in (20).

(19) [Haksayngtul-i phathi-ey sey-salam-pakkey oci anh-umyen]_B khunil-ita.
 students-nom party-dat three-cl-fp come neg-cond problem
 ‘If only three students will come to the party, we’ll have a problem.’

(20) [*Haksayngtul-i phathi-ey sey-salam-pakkey o-myen]_B khunil-ita.
 students-nom party-dat three-cl-fp come-cond problem
 ‘If only three students will come to the party, we’ll have a problem.’

Hence, the occurrence restrictions on *sika* and *pakkey* are adequately analyzed in terms of the negative determiner constructions and the B class concord in the hierarchical sentence structure.

However, Japanese NPI *sika* appears without sentential negations such as in ‘*ikkai-sika dame-da* (only once is available)’ or ‘*ikkai-sika hukano-da* (only once is possible)’ as Kuno (1999) pointed out. Kuno argues that these occurrences are explained by the readiness of the co-occurring lexical items to be interpreted as the downward environments, yet the reason why these items alone allow the non-occurrence of sentential negations is not clarified. The constructional characteristic of these expressions which causes exceptional occurrences of NPIs are also explained in terms of the hierarchical sentence structure.

Nakamura (2007) claims that NPIs of quantity, i.e., attributes, nouns, or adverbials, should be considered to be B class elements which have the concord in B class constructions as shown in (21).

(21) Kinō gakusei-wa [pātei-ni seizei go-nin-sika ko-nakat-ta]_B.
 student-nom party-dat at most five-cl-fp come-neg-past
 ‘Five or less students came to the party yesterday.’

In (21), the monotone decreasing adverbial *seizei* (*at most*) co-occur with sentential negation *nai*, since it is a B class concord adverbial. But in cleft-like sentences such as (22) below, it appears without negations or decreasing lexical items, although the quantificational meanings of the two sentences are the same, namely, the number of the coming students is five or less.

(22) [Kinō pātei-ni ki-ta]_B -no-wa seizei [go-nin-no gakusei]_A -da.
 Yesterday party-dat come-past-comp-topic at most five-cl-pp student-aux
 ‘It is five or less students who came to the party yesterday.’

In the cases where numerals construct predicates, which I call quantifier predicates¹³, the same

¹³ Other determiners such as *zenbu* (*all*) or GQs such as *gakusei hitori* (*one student*) are also able to be employed as

phenomenon arises as shown in (23)¹⁴.

- (23) [Kinō pātei-ni ko-nakat-ta]_B gakusei-wa seizei [go-nin]_A -da.
 yesterday party-dat come-neg-past student-top at most five-cl-aux
 ‘It is five or less students who did not come to the party yesterday.’

These occurrence restrictions are explained by the A and B distinction in the hierarchical sentence structure. The simple verb sentence (21) has the status of B in which negation/affirmation and tense must be included, thus the *seizei* is obliged to have concord with negation. But the quantifiers in (22) and (23) are not B, but A class constructions which are either extracted GQs or determiners from the matrix sentences and need not have concord with negation or tense. Accordingly, the *seizei*, which has the attributive usage, i.e., an A class modifier function, co-occurs with numerals without any negations as in (22) and (23).

Real NPIs which have only the adverbial usages never occur in A class quantifier predicates such as in ‘**Pātei-ni ko-nakat-ta gakusei-wa darehitori-da* (The number of the students who did not come to the party was *not one*).’ *Sika* and *pakkey* which have only the adverbial usages¹⁵ are also regarded as real NPIs, since even in the positions of quantifier predicates, they need another B class construction with an extra existential verb and negation *i-nai* or *epsta* as shown in (24) and (25).

- (24) [Pātei -ni kuru]_B gakusei-wa [zyū-nin sika i-nai / *iru]_B.
 party-dat come student-top ten-cl-fp exist-not / exist
 ‘It is only ten students who will come to the party.’

- (25) [Phathi-ey o-l]_B haksayngtul-un [sey-salam-pakkey epsta / *issta]_B.
 party-dat come student-top three-cl-fp not exist / exist
 ‘It is only three students who will come to the party.’

Only when *sika* is employed in the adjectival quantifier predicate constructions such as in (26), does it gain the exceptional attributive usages for modifying the negative adjectives, i.e., *damedā* (not allowed) or *hukanōda* (impossible), and it expresses the meaning ‘other than ... is not allowed/possible’.

- (26) Genkō-no teisei-wa [ikkai-sika dame]_A -da.
 draft-pp correction-top once-fp not allowed-aux
 ‘The correction of the draft is approved just once.’

quantifier predicates.

¹⁴ As for the other concord in B, temporal predicates which consist of nouns as *kinō* (yesterday) also appear in the similar cleft-like sentences such as in ‘*Kare-ga konakat-ta-nowa kinoda*. (It is *yesterday* that he didn’t come).’

¹⁵ *Sika* and *pakkey* are unable to co-occur with the auxiliaries ‘*da/dewa-nai*’ or ‘*ita/anita*’ which together with nouns/adjectives construct quantifier predicates.

The occurrences as attributes are limited to with certain lexical items, because *sika* is able to gain the exceptional usages through the lexicalization process of ‘*sika* + adjective’; thus the frequent occurrences of certain adjectives with *sika* are required, and not all negative adjectives have the ability to compose new predicates with *sika*. And once a new adjectival quantifier predicate was constructed by *sika*, it easily appears in attributive positions such as in ‘*ryūgakusei-sika-dame-na syōgakukin* (a grant only for international students),’ since adjectives have attributive usages.

The Korean counterpart of Japanese *hukanōda* (impossible), i.e., *pulnunghata*, which can also create the quantifier predicates with *pakkey* in affirmatives such as in ‘*hanpen-pakkey silhyen-pulnunghan kkwum* (a dream which is possible to be realized only once)’ is analyzed in the same manner.

4. Summary

In this paper, I claimed that the Japanese *sika* and the Korean *pakkey*, which both are focus particles, together with numerals compose the grammatical negative determiner constructions, and their occurrence restrictions as NPIs are clarified in terms of the hierarchical sentence structure.

In section one, it was shown that the laws of negative polarity in Zwarts (1998) are insufficient to explain the occurrence restrictions on Japanese and Korean NPIs, by the instances in which NPIs of these two languages invariably require sentential negations.

Section two developed the analysis of the negative determiner constructions with ‘numerals + *sika/pakkey*,’ where the interpretations of the constructions were shown, including both the literal meanings of numeral determiners and the conventional implicatures created by focus particles with negation.

In section three, the occurrence restrictions of *sika* and *pakkey* on VP negations and conditionals were examined in terms of the hierarchical structure of a sentence (Minami 1974, 1993). The occurrences or non-occurrences of these NPIs in various constructions strongly suggest that the grammatical negative determiners are B class constructions. The exceptional occurrence of Japanese *sika* results from the constructional characteristics of A class adjectival quantifier predicates, in which the negative concord does not occur.

These considerations of *sika* and *pakkey* lead to the conclusion that it is promising to investigate grammatical concord in the hierarchical sentence structure for clarifying the occurrence restrictions on Japanese and Korean NPIs.

Acknowledgement

I wish to thank Huayue Cui and Bong Shik Kang for checking the Korean data. As for any remaining errors, I am solely responsible.

References

- Barwise, J. & Cooper, R. (1981) Generalized Quantifiers and Natural Language. *Linguistics and Philosophy*, **4**, 159–219.
- Gazdar, G. (1979) *Pragmatics: Implicature, Presupposition and Logical Form*. Academic Press, New York.
- Grice, H. P. (1975) Logic and Conversation. In Cole, P. et al. (Eds.), *Syntax and Semantics 3: Speech Acts*, pp. 41–58. Academic Press, New York.
- Karttunen, L. & Peters, S. (1979) Conventional Implicature. In Oh, C. et al. (Eds.), *Syntax and Semantics II: Presupposition*, pp. 1–56. Academic Press, New York.
- Keenan, E. L. (1981) A Boolean Approach to Semantics. In Groenendijk, J. A. G., Janssen, T. M. V., & Stokhof, M. B. J. (Eds.), *Formal Methods in the Study of Language*, pp. 343–379. Mathematisch Centrum, Amsterdam.
- Kuno, S. (1999) Dake Sika Kōbun no Imi to Kōzō [The semantics and syntax of the dake and sika constructions]. In Sasaki, Y. (Ed.), *Gengogaku to Nihongo Kyōiku - Zituyōteki Gengo Riron no Kōtiku wo Mezasite*, pp. 291–318. Kurosio Publishers, Tokyo
- Mey, S. de (1991). ‘Only’ as a Determiner and as a Generalized Quantifier. *Journal of Semantics*, **8**, 91–106.
- Minami, F. (1974) *Gendai Nihongo no Kōzō* [Structure of Modern Japanese], Taisyukan, Tokyo.
- Minami, F. (1993) *Gendai Nihongo Bunpō no Rinkaku* [The Contours of Modern Japanese grammar]. Taisyukan, Tokyo.
- Miyachi, Asako (2007) *Nihongozyōsi ‘sika’ ni kakawaru kōbunkōzōsiteki kenkyū* [The historical study on the structure of sentential constructions with Japanese postposition ‘sika’]. Hituzisyobo, Tokyo.
- Nakamura, C. (2006) Nihongo no Tanyōgensyōgenteisi to Kōteibun/Hiteibun [Monotone decreasing determiners in Japanese affirmative/negative sentences]. *Nihongobunpō*, **6-2**, 62–78.
- Nakamura, C. (2007) Structure of Determiners and Monotonicity Calculus in Japanese. In Proceedings of LENS 2007, Logic and Engineering of Natural Language Semantics. Japan: Miyazaki.
- Nam, S. (1994) Another Type of Negative Polarity Items. In Kanazawa, M., & Pinōn, C. J. (Eds.), *Dynamics, Polarity and Quantification*, pp. 3–15. CSLI publications, Stanford.
- Nishiguchi, S. (2003). Logical Properties of Japanese Kakari Zyōsi. *Osaka University Papers in English Linguistics*, **7**, 115–133.
- Numata, Y. (1986) Toritatesi [Focus Particles]. In Okutsu, K. et al. (Eds.), *Iwayuru Nihongo Zyōsi no Kenkyū* [Studies on the so-called Japanese particles], pp. 151–216. Bonjinsya, Tokyo.
- Partee, B. H., ter Meulen, A., & Wall, R. E. (1993) *Mathematical Methods in Linguistics*. Kluwer Academic Publishers, Dordrecht.
- Rooth, M. (1985). *Association with Focus*. Ph.D. thesis, University of Massachusetts.
- Shirai, K. (1987). Japanese Noun-phrases and Particles *wa* and *ga*. In Groenendijk, J., de Jongh, D., & Stockhof, M. (Eds.), *Foundations of Pragmatics and Lexical Semantics*, chap. 4, pp. 63–80. Foris Publications, Dordrecht.
- van der Wouden, T. (1997) *Negative Contexts: Collocation, Polarity and Multiple Negation*. Routledge, London.

- Yamamori, Y. (1998) Hiteibuntyū no Genteisi no Hurumai to Ronriteki Tokusei ni tuite [Toward an explanation of behaviors of Japanese determiners in negative construction]. *Gengo Kenkyu*, **113**, 97–127.
- Zwarts, F. (1983) Determiners: A Relational Perspective. In ter Meulen, A. (Ed.), *Studies in Modeltheoretic Semantics*. pp. 37–62. Foris Publications, Dordrecht.
- Zwarts, F. (1995) Facets of Negation. In van der Does, J. and van Eijck, J. (Eds.), *Quantifiers, Logic, and Language*. pp. 385–421. Stanford University.
- Zwarts, F. (1996) A hierarchy of Negative Expressions. In Wansing, H. (Ed.), *Negation: Notion in Focus*, pp. 169–194. W. De Gruyter.
- Zwarts, F. (1998) Three types of polarity. In Hamm, F., Hinrichs, E. (Eds.), *Plurality and Quantification*, pp.177–238. Kluwer Academic Publishers, Dordrecht.

多文化コミュニケーショントレーニングの可能性

松岡 洋子
岩手大学

0. はじめに

筆者の参加する研究グループでは平成18年度北東北国立3大学連携推進研究プロジェクト経費¹を受け、弘前大学、岩手大学、秋田大学の多文化教育担当者によって多文化コミュニケーション教育について共同研究を行った。このプロジェクトでは、1)北東北3大学から海外協定大学への情報発信プロジェクトを通じた多言語・多文化コミュニケーション能力の養成、2)北東北3大学および海外協定校の学生が参加可能な教育プログラムの開発、3)多言語・多文化状況コミュニケーション評価尺度の開発、という3つの研究課題が設定された。本論では、主にプロジェクトで使用した意識評価尺度の妥当性の検討を通じて多文化コミュニケーション能力教育の可能性について述べるとともに、大学教育における実践的な多文化コミュニケーション教育の枠組みについて提案する。

1. 多文化コミュニケーションと大学教育

人、物、情報が地球規模で移動することが日常化した現代社会において、多様な文化や習慣、知識、考え方を持つ個人や集団同士のコミュニケーションは不可避のものとなっている。いわゆる多文化状況におけるコミュニケーションを成功させるためには単に複数の言語知識を持つだけでは不十分である。職務の遂行あるいは課題処理場面において、専門知識やスキルと同時に多文化状況に対応するための寛容さ、柔軟性といった態度や現実の課題や状況に対する洞察力、知識、課題解決力などが必要となる。また、公的領域のみならず私的生活場面においても異なる文化との接触は日常化し、旧来の「郷に入っては郷に従え」という理屈だけではコミュニティの維持は困難である。

ここでいう「多文化」とは、単に生まれ育った環境によって個人や集団が持つ狭義の文化性のみを意味するのではない。年齢、性別、職業、専門分野などの社会的属性や教育、宗教、経験などに起因する行動や思考の傾向、さらには個々の嗜好、信条などを含めた広義の文化性の多様さを示す。したがって、狭義の文化性の範囲で類似した行動や思考傾向を持つ集団(たとえば、岩手県出身者のグループ)が、広義の視点では多文化性を有する集団として捉えることができる。逆に表面的な多文化集団の中に実は高い同文化的傾向が存在することもある。さらに、文化性は動的な側面を持ち、異なるものとの関わりを通じて変化するものであるが、一方で社会や個人のアイデンティティを支える普遍的な側面も有する。多文化コミュニケーション教育は単に友好的な交流能力の養成ではなく、新しいアイデアを生むこと、課題を発見すること、問題に対応することなど、人間関係の存在するところすべてに求められる問題解決能力全般に関わる要素である。

このような社会状況にあつて、多文化コミュニケーション教育は、社会で活躍する人材育成の場である大学教育のあらゆる分野において不可欠な要素となってきた。多文化コミュニケーションという術語は比較的新しいもので、言語・コミュニケーション学の領域においても発展途上の研究である。日本では異文化間教育学会、異文化コミュニケーション学会などで1980年代から議論が進められ、1990年代後半に入ると異文化コミュニケーションに関する文献の発行が目立つようになった。多文化コミュニケーション研究では理論や教育方法の実践に関する研究が中心で、教育現場においては異なる文化との接触における「気づき」を促すことの重要性が多くの実践研究において強調されてきた。山岸ら（1992）は、異文化環境におけるコミュニケーションの成功要因として「文化覚醒水準（カルチュラル・アウェアネス）」と「状況調整能力」の2つをあげている。「文化覚醒水準」とは文化に対する「気づき」の部分である。井下（1999）は文化覚醒水準について「規定性」「着脱性」「自分自身の文化への自覚」という3つの要素の重要性を指摘した。人間の行動は文化によって規定されており、各個人が生まれ育った過程で身についた価値観や態度を再認識すると同時に異なる文化の存在に気づくことが異文化環境でのコミュニケーションには必要である。さらに、文化は固定されたものではなく学習可能なものである。多文化コミュニケーション教育における「文化覚醒水準」領域の教育とは、井下の挙げた3要素に着眼すると、文化とは何かという知識を確認し、文化への自覚を促し、必要に応じて異なったあるいは新たな文化を獲得するという行為にほかならない。しかし、実際のコミュニケーション活動では、山岸らが挙げた「状況調整能力」も必要となってくる。状況調整能力について山岸らは「コミュニケーション」、「対人関係」、「マネージメント」、「判断力」、「知的能力」という5つの構成要素を挙げている。これらは実践的なコミュニケーションスキルである。大学における多文化コミュニケーション教育ではこの2つの領域を統合し、各自の有する知識や専門性を多文化状況で活用できるようにすることが肝要である。

日本の大学教育においては、専攻科の名称や科目名として「多文化コミュニケーション」という用語が1990年代末ごろから現れてきた。専攻科においてはコミュニケーション論として多文化コミュニケーションを専門的に取り上げており、異文化接触、複言語接触の理論、具体的課題解決手法などの総合的教育が行われている。また、コミュニケーション以外の専攻分野での教育においても、海外の大学との共同研究、共同作業型教育の中で、多文化コミュニケーション要素を組み入れた教育実践が行われている。情報学の分野では石田ら（2006）が「異文化コラボレーション」という用語を提示し、言語的障壁を機械翻訳機能などの情報技術で解消しながら文化、知識の差を克服する方策を見出すため、プログラミング教育において複数の国の大学生による目的志向型の共同作業プロジェクトを実施している。独立科目としては、コミュニケーション論の専門家による授業が共通教育レベルで多数提供されている。また、留学生教育の領域からは土屋ら（2000）によってコミュニケーショントレーニング手法、効果の捉え方、学生へのフィードバックの方法、教師の役割についてなどが議論されてきた。さらに、大阪大学では2005年度に「コミュニケーションデザインセンター」が設置され、「社会的判断力と対話力養成」という目標を掲げた全学的なカリキュラム改革を行い、そのキーワードとして多文化コミュニケーションを取り入れた。大学教育では、学生がそれぞれの学問分野に対

する知識を深め研究能力を向上させる上で、分野ごとの知識の蓄積と同時により広範かつ柔軟な学際的視野の育成が求められるようになってきている。しかしながら、分野ごとに分断された基礎教育と専門性の追及に重点をおいた専門教育のみでは、それぞれの知識や思考の統合は困難である。したがって、さまざまな知識や思考の交流を可能とする多文化コミュニケーション能力の養成は、「多文化コミュニケーション」という独立した科目でのみ行われるべきものではなく、大学教育のあらゆる分野で多文化的要素を取り入れることによって、専門性を高め、思考の柔軟性や統合能力を高めることにつながるものである。大阪大学の取り組みは、異なる専門家の間や専門家と非専門家の上にネットワークを構築・設計することによって問題解決にあたるメディエーター、コミュニケーターの役割を担う人材育成の実践といえる。

2. 実践の概説ー多文化コミュニケーション教育とその効果ー

前項では大学における多文化コミュニケーション教育の必要性とその実践について概観し、多文化コミュニケーション教育で言語・コミュニケーション学と各専門領域との連携を行う重要性を指摘した。本研究では、コミュニケーション学の領域において、あらゆる専攻分野の学生に対する基礎教育としての多文化コミュニケーション教育についての実践研究を行った。土屋ら(2000)の研究では先述した「文化覚醒水準」領域に注目した実践が中心であったが、足立ら(2004)はその研究を「状況判断能力」領域を取り込んだ実践研究に発展させた。多文化コミュニケーション教育では、この2つの領域の何を取り上げるか、どのように教育的な提示をするか、どのように効果を検証するか、という3つの課題がある。ここでは、効果の検証について中心的にとりあげる。

学生が多文化コミュニケーション教育を受けた結果起こる変容あるいは教育効果は、学生自身の内省やコミュニケーションスキル、心的態度に対する自己評価尺度を利用して教師や学生自身にフィードバックされることが一般的である。宮本・松岡(1999)、足立ら(2004)は、多文化状況におけるコミュニケーションの自己評価尺度について提言している。今回の研究ではそこで提示された尺度を利用し、多文化コミュニケーションでの態度、技能などに対する自己評価の変化について、合宿によるトレーニングの前後で比較し、その効果を検証した。宮本・松岡(1999)は、複数大学の合宿研修方式のトレーニングに参加した学生の自由記述を分析し、学生が共同作業や異文化トレーニングプログラムに参加して自覚した文化覚醒水準領域と状況調整能力領域の項目を抽出した。さらに、同様のトレーニングを複数分析した結果、トレーニングの内容によって学生が自覚する領域に違いが見られた。「文化」や「異文化」をテーマとして取り上げた場合は文化覚醒水準領域、すなわち「気づき」の部分の自覚がトレーニング前後で大きく変化し、「もの作り」の共同作業を通じたトレーニングを行った場合は状況調整能力領域での自覚の変化が大きくなった。

本研究では先述した北東北3大学連携推進研究プロジェクトにより実施された合宿研修での実践を取り上げる²。参加学生は留学生24名、日本人学生16名である。トレーニングの方法として、出身、所属大学、性別の異なるメンバー4、5名からなるグループでの共同作業を行い、作業を通じて行われるコミュニケーションに対する参加者各自の意識を尺度によって内省させた。共同作業を行わせる目的は、参加学生全員が成果を求められる作業に関与する過程において、多文化状況での自らの役割を果たすために求められる知識、スキル、態度などを総合的に認識させるためである。グループに分かれる前

にアイスブレイクとしてコミュニケーションを促すゲームを行い、初対面の集団の心理的緊張を取り除いた。合宿後に行ったアンケートによると、学生はこのゲームを通じて文化覚醒水準領域について自覚を深めたようである。その後、性別、所属大学、出身など参加者の属性が混在するように指定された8グループに分かれ、リーダー、記録担当、雑用担当の役割分担を決めさせ、2種類の共同作業に取り組ませた。1つ目はグループメンバーの共通点を表現するオブジェの作成で、嗜好や興味分野などで共通項を見出してオブジェが作られた。2つ目は指定されたテーマに基づく無言劇のビデオスキットの作成である。このスキット作成では、カメラを固定して撮影すること、メンバー全員が出演すること、小道具は与えられた物だけを使用すること、文字情報は決められた回数だけ提示すること、スキットの最後に与えられた選択肢から選んだ一言を挿入すること、という条件が与えられた。撮影は教員によって行われ、学生たちはビデオを操作することが禁じられた。これらの条件は足立ら(2004)の研究で設定されたもので、グループ内の議論あるいは衝突を起こす装置として、また、グループの成員の撮影技術、経験などによって作品の完成度に差異が広がらないようにするために設定された。

この実践研究では足立ら(2004)により作成された多文化状況での共同作業に対する意識調査尺度を使用し、1)合宿前の多文化スキル、態度項目に対する自己評価、2)合宿中間のグループ作業及び自己貢献度評価、3)合宿終了後の自己評価の3回の調査を行った。1)および3)は共同作業で求められる行動・態度についての数値評価と、共同作業で重要だと考えることのキーワードの自由記述から構成され、合宿前後の変化を見た。また、3)はチームワーク、グループへの自己貢献度、メンバーへの援助に対する数値評価とその理由の記述および、共同作業の成功に必要なことについての記述をさせ、1)および3)との関連性を分析した。

3. アンケート分析ー多文化コミュニケーショントレーニングによる変化の検討ー

3.1 状況調整領域の変化

今回のトレーニングでは状況調整領域での各自の能力を学生に把握させることが中心課題であった。これは、先に述べたように大学での多文化コミュニケーション教育では文化覚醒水準領域と状況判断能力領域の統合が重要である。ここでは、「一定の成果をあげること」と「そのために必要な能力とは何か」を意識化させるために、状況調整能力領域の項目を具体的に提示した。トレーニングの前後に同じ評価尺度を用いた自己評価をさせ、その変化を分析することによってトレーニングの影響を把握した。評価項目は表1の15項目で、すべて「できる」から「できない」まで5段階で評価させた。セルフエスティームによって評価数値に違いが現れる可能性があるが、全体的な傾向とともに、所属大学別、出身(日本人か留学生か)別などによって傾向に違いが見られるか分析を試みた。今回は調査母数が少ないため統計的検討は行わなかったが、全体としては一定の傾向が認められたといえる。図1に全体的な評点の分布を示した。トレーニング前(平均値 3.7)とトレーニング後(平均値 4.2)の評価値を比較するとトレーニング後の数値が高くなっている。また、トレーニング前には1ないし2、つまり「できない」と評価した学生がいるが、トレーニング後にはすべて3以上の評価に変化している。さらに、トレーニング前は中間点の3の評価をする学生が一番多かったが、トレーニング後は最大値の5と評価した学生が一番多くなった。

表1 共同作業における自己能力評価の項目

評価項目	評価項目
A. 人の意見を聞く	I. メンバーの仕事を客観的に評価する
B. 自分の意見を言う	J. 仕事が完了したときメンバーの作業を好意的に評価する
C. いろいろな意見を聞き、比較・判断してグループとしての統一見解を出す	K. 仕事に必要な知識を集める
D. グループの中でのそれぞれの役割を考える	L. 制限時間内に仕事を完成させる
E. 建設的(生産的)な意見を出す	M. 満足のいく結果が出るまで作業する
F. 自分に与えられた役割を果たす	N. ていねいに作業する
G. 計画をたてて仕事を進める	O. できあがった作品を客観的に評価する
H. 協力して仕事を進める	

共同作業の体験を通じて状況調整能力に対する自信を高めたことが伺える。項目別に見ると、最も変化が大きかったのは「H. 協力して仕事を進める」で、評価値平均 3.8 が 4.3 に上昇した。また、「E. 建設的

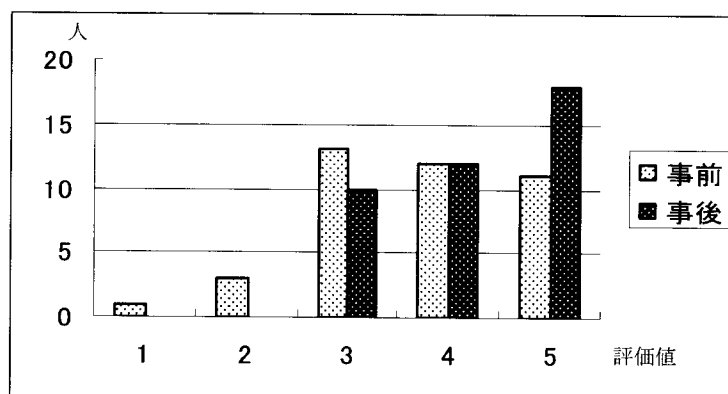


図1 トレーニング前後の自己評価値の変化

(生産的)な意見を出す」、「J. 仕事が完了したときメンバーの作業を好意的に評価する」の平均 3.8 が 4.3 に上昇した。このほかに変化が大きかったのは、「E. 建設的(生産的)な意見を出す」、「J. 仕事が完了したときメンバーの作業を好意的に評価する」、「A. 人の意見を聞く」、「F. 自分に与えられた役割を果たす」で、いずれも平均値が0.5ポイント以上上昇した。これらの項目は、今回のようなもの作り型の共同作業では比較的意識化されやすかったものと考えられる。一方、トレーニング後にわずかながら評価値が下降したのは「L. 制限時間内に仕事を完成させる」で、これは「時間内に作業を終わらせることができなかった」という自由記述が示すように、今回の作業では時間の管理がうまくできなかったと認識したことが伺える。さらに、「K. 仕事に必要な知識を集める」、「O. できあがった作品を客観的に評価する」は前後の評価差がほとんど見られなかった。作業を通じて意識化できなかったためか、あるいは、必

要性を感じなかったためか判断が難しいが、作品への客観的評価については自由記述の中にその必要性を作業後に気づいたというものが見られた。

大学別に見ると、弘前大学の学生たちの評価値がほかの2大学と比較するとやや低い。ただし、前後の変化をみると、秋田大学の変化(項目平均変化値 0.35 ポイント)が岩手大学(同 0.49 ポイント)、弘前大学(同 0.42 ポイント)と比較すると小さい。今回のトレーニングに参加した3大学の学生の条件はそれぞれ異なっている。岩手大学は「日本事情A」という全学共通教育科目の授業シラバスに組み込まれたプログラムの一環として実施された。秋田大学は同じく「日本事情」の授業参加者の中から希望者が参加しているが、合宿参加は単位認定の必要条件ではなかった。弘前大学は通常授業とも単位認定とも切り離された単独の異文化交流プログラムとして実施されており、そのような活動に関心の高い学生が自主的に参加した。以上のような条件の違いを見ると、岩手大学の学生の平均評価値および変化率が高い理由として考えられることは、岩手大学の学生たちはこのトレーニングを単位認定の条件として認識していたため他大学の学生より真剣に取り組んだこと、今回のトレーニング前の授業において多文化コミュニケーション、特に文化覚醒水準領域について知識を得ていたことの2点が要因として挙げられよう。

次に留学生と日本人学生との違いについてだが、全体的にトレーニング前の自己評価値は日本人学生(15項目平均値 3.7)のほうが留学生(同平均値 2.4)より高い。しかし、トレーニングの後はこの数値が逆転し留学生(同平均値 4.3)が日本人学生(同平均値 4.1)より高くなった。変化値は日本人学生が 0.4 ポイントであるのに対し、留学生は 1.9 ポイントも上昇している。トレーニングが留学生により効果的だったということが窺える。項目別に見ると興味深い傾向が見られた。「L.制限時間以内に仕事を進める」と「M.満足の行く結果が出るまで作業する」の2点はトレーニングによる変化率が日本人は非常に高い数値を示す(変化値 0.9 ポイント)が、留学生はほとんど変化を見せていない。また、「C.いろいろな意見を聞き、比較・判断してグループとしての統一見解を出す」、「建設的(生産的)な意見を出す」、「K.仕事に必要な知識を集める」の3項目は日本人学生の変化率が高く、マネジメントや判断力について日本人学生は留学生より注目していることがわかる。一方、留学生は「F.自分に与えられた役割を果たす」、「H.協力して仕事を進める」といった対人関係の項目の変化率が高く、人間関係の調整を重視したことが窺える。アンケートの自由記述では、日本人学生はリーダーシップを発揮しようと意識した記述が目立つ一方、留学生は協調性を重視する記述が多く見られた。今回の作業において日本語が共通言語として使われたため、日本人学生が主導権をとる必然性を自覚したようである。その結果、作業の成果をあげる責任感を日本人学生のほうがより強く感じ、グループとして結果を出すために必要なマネジメント力や判断力に着目する結果につながったのではないだろうか。一方、言語的にマイノリティとなった留学生はグループの成員としてどのように協力できるかということを重視した可能性がある。日本語能力に関して、留学生も日本人学生もコメントが目立ったが、留学生は日本語で自分の意見を表明し、相手の意見を聞く能力をより高める必要があると述べている一方、日本人学生は多様なレベルの日本語能力に対応する日本語調整力の必要性について指摘している。

3.2 文化覚醒水準領域の変化

この領域についてはトレーニング前後の数値的比較ではなく、アンケートの自由記述から分析を試みた。トレーニングの前後のアンケートで「いろいろな人と協力して作業をするときに大切だと思うこと」をキーワードで記述させた。このキーワードを文化覚醒水準領域の項目と状況調整能力領域に分類した。その結果、項目数は状況対応能力領域のものが圧倒的に多く、トレーニングの前後にも差は認められない。内容としては、トレーニング前の記述には文化覚醒水準領域の中でも「外国文化への興味」「寛容性」にかかわる記述が目立った。具体的には、「思いやり」「寛容」などである。一方、トレーニング後はこれに加えて「非自民族中心主義」、「感受性」、「柔軟性」、「オープンネス」にかかわる記述が多く見られるようになった。たとえば、「楽しむ」「積極性」「社交性」「忍耐」「文化への配慮」などである。実際に多文化状況での共同作業を体験し、その結果を他のグループと比較することを通じて、学生たちは改めて文化に対する気づきの幅を広げたことが窺える。

4. 多文化コミュニケーションのあり方—教育効果の検証と提言—

以上、アンケートの分析に基づき、多文化コミュニケーション教育の効果について検討を試みた。多文化状況における課題達成型のコミュニケーションを成功させる要素として、文化覚醒水準と状況対応能力の2領域の項目が重要であることを指摘し、本研究では特に状況調整能力領域の効果について自己評価尺度による検討を行った。その結果、トレーニングに一定の効果が認められたが、トレーニングの参加条件によって効果に差が現れる可能性があった。さらに、尺度の項目については状況調整能力の構成要素の「コミュニケーション」、「対人関係」、「マネージメント」、「判断力」、「知的能力」のそれぞれのバランスを考慮し、再構築するための検討が必要である。また、トレーニングの内容によって、どの項目に効果が認められるかを明らかにするため、トレーニングのバリエーションを増やして実証するべきである。文化覚醒水準領域についても、状況調整能力領域と同様に、尺度を用いた客観的な検証が必要であろう。

以上のような教育効果を計る目的は2つある。ひとつは、今回の研究のように教育実践を構築するための判断材料を得るためである。もうひとつは、学生に教育のプロセスの中での各自の能力や傾向を認識させ、成長のための指針を示すことである。今回の研究では、課題の発見にとどまる部分が多くなったが、今後の課題としては、多文化コミュニケーションを成功させる要素を学問領域や課題によってより具体的に整理すること、それを教育する方法を構築すること、学生が自己成長を図れるように教育効果を伝える方法を構築すること、という3点がある。

大学における多文化コミュニケーション教育は、先にも述べたように、科目や専門領域を横断的に連携させ、専門領域の知識・技能とコミュニケーションの知識・技能の統合を目指すべきである。本研究はその基礎研究の一部をまとめたものだが、今後も多文化コミュニケーションの構成要素の解明と、教育の方法論についての研究を継続させていく必要がある。さらに、専門領域も統括した総合的かつ実践的な人材育成の核の一部として「多文化コミュニケーション」要素が機能するために、全学的な教育の枠組みの再構築を行うべきである。

<注>

¹ 課題名：「多言語・多文化状況における実践的コミュニケーション教育・評価方法の開発」（研究代表者：弘前大学・小山宣子、共同研究者：秋田大学・宮本律子、岩手大学・松岡洋子）

² 合宿の詳細については「北東北3大学合同合宿報告」『岩手大学国際交流センター報告 第3号』を参照。

<参考文献>

足立祐子編(2004)『大学におけるコミュニケーション教育の総合的研究－平成12－15年度日本学術振興会科学研究補助金基盤研究(C)(1)成果報告書』

足立祐子・池田英喜・宮本律子・松岡洋子(2004) 大学教育に求められるコミュニケーション教育『ヨーロッパ日本語教育 (8)』

井下理(1999)「異文化コミュニケーションと態度」関口一郎編『入門セミナー 現代コミュニケーション② 現代日本のコミュニケーション環境』(大修館書店)

石田亨編(2006)『異文化コラボレーション』(異文化コラボレーション研究会)
<http://langrid.nict.go.jp/projectj.htm>

土屋千尋編(2000)『多文化クラスの大学間および地域相互交流プロジェクトの実施と評価に関する研究－平成9－11年度日本学術振興会科学研究補助金基盤研究(C)(1)成果報告書』

松岡洋子・宮本律子(1999)「多文化状況での日本語コミュニケーション能力」『秋田大学教養基礎教育研究年報第2集』

宮本律子・松岡洋子(1999)「異文化コミュニケーション能力測定の尺度作成に向けて－複数大学合同多文化合宿に参加した学生のアンケート調査から－」『香港理工大学主催第4回国際日本語教育・日本研究シンポジウム予稿集』

山岸みどり・井下理・渡辺文夫(1992)『異文化間能力』測定の試み」渡辺文夫編『現代のエスプリ 299号：国際化と異文化教育』(至文堂)

近代日本と留学生

岡崎正道

岩手大学 国際交流センター

1. 序

日本・中国・韓国(朝鮮)の東アジア三国は、時代を遠く遡る紀元前後の頃より、複雑な相互関係を形成してきた。そして日本の歴史の展開は、中国・韓国との間の友好と争覇の壮大なドラマを抜きにしては、決して語り得ない。

「魏志倭人伝」に記された邪馬台国と三国時代の中国の交流、朝鮮半島における「任那日本府」の存在、唐・新羅連合軍を相手に日本・百済の軍が一敗地に塗れた白村江の激戦、5～7世紀頃中国大陸や朝鮮半島から日本に移住してきて先進的技術や大陸の文化をもたらした渡来人(帰化人)たちの、日本古代国家建設に対する大いなる貢献。十数度にわたって行なわれた遣隋使・遣唐使が、律令国家の樹立や古代仏教の確立にどれほど大きく寄与したかは言うまでもない。天台・真言両密教の開祖である最澄と空海も、中国で仏教の奥義を学んだ遣唐留学僧であった。

それから約千年、菅原道真の建言による遣唐使の廃止(894年)→大陸文化の吸収をふまえた「国風文化」の隆盛→平清盛による日宋貿易の振興、栄西・道元らによる禅宗の本格的受容、蒙古帝国(元)の日本来襲、東アジア海域における「倭寇」の跳梁、足利義満の「勘合貿易」、豊臣秀吉の朝鮮出兵、徳川幕府の鎖国体制(清国とは長崎での制限貿易、朝鮮とは「通信使」を通じた文化交流)等々と時代は推移する。

そして19世紀、産業革命→資本主義化を進めつつあった西洋先進国の進出が本格化するに伴ない、俄然東アジアは風雲急を告げる情勢となる。

2. 東アジアの危機

アジアに西欧列強の軍事的脅威が迫りつつあった19世紀の前半、日本・中国(清朝)・朝鮮(李王朝)の東アジア三国はいずれも鎖国状態で、長い太平の酔夢の中にいた。だが、儒教をイデオロギー的基盤とする封建体制を布く三国に対し、イギリスを筆頭とする西洋の強国が襲いかかる日は刻々と近づいていた。

17世紀以来イギリスのインド支配を担ってきた東インド会社がインド産のアヘンを中国に密輸し、その代価として大量の銀が中国から流出、中国経済は銀価の高騰によって大混乱に陥った。アヘン中毒患者は官吏や兵士の間にも急増し、国内の腐敗墮落は進んだ。だが禁輸論者の林則徐によるアヘン禁圧政策に反発するイギリスは、議会内の良心的自由主義者らの反対を退けて遠征軍を派遣、1840年アヘン戦争が勃発した。結局中国は敗北し、1842年の南京条約で上海・広州などを開港した上、香

港を割譲せしめられ、賠償金まで課せられた。さらに治外法権の認容と関税自主権の剥奪、一方的最恵国待遇と租界設置を承認させられることとなった。

西洋の圧倒的軍事力を見せつけられ、不幸な形で近代世界へデビューした清朝を、1851年洪秀全らによる太平天国の革命的叛乱という激震が襲う。南京を占領してこれを都とする新国家の樹立を宣言し、キリスト教的平等主義に基づく「天朝田畝制」を標榜する太平軍に押しまかれる清朝政府に、1856年今度はアロー号事件が追い討ちをかける。アロー戦争にも敗れて英仏およびロシアにまで領土を奪われたことで、清朝の排外主義は完全に破綻し、対外和親と西洋近代文明の導入を掲げる「洋務派」が台頭するが、中国の近代化は茨の道を余儀なくされることとなる。

アジアの危機は、大きな激浪となって日本にも押し寄せた。1853年6月ペリー提督率いるアメリカ艦隊が神奈川沖に現れ、浦賀に来航した。狼狽した徳川幕府は即座に友好的な策を講ずることができず、結局翌年日米和親条約の締結を余儀なくされ、下田・函館の2港を開港、続いて英仏露なども同様の条約を結んだ。(この時ロシアとの間に結ばれた日露通好条約は千島列島のエトロフ島とウルップ島の間を日露の国境と定め、それが140余年後の現在もなお「北方領土」問題の原点となっている)さらにアメリカは日本との本格的貿易の開始を要求、初代駐日総領事タウンゼント・ハリスを下田に赴任させて幕府との交渉に入った。

辺鄙な下田・函館の開港はさほどの動揺の因子とはならず、また燃料・水・薬品等の欠乏した船舶へそれらの物資を供給するだけなら、それはいわば困苦せる者への救恤にはかならないから日本側の優越性は損なわれず、鎖国政策の微調整にすぎないと強弁することもあながち不可能ではない。しかしハリスの本格的交易関係確立の要求は、幕府に鎖国の完全廃止を迫るものであったから、事は幕政の根本的改変につながる重大事であった。果然こうした国難に対処し得る最高指導者としての将軍の力量が否応なく問われることとなり、病弱な13代将軍徳川家定の継嗣問題が、通商条約の可否とともに国論を二分する重要課題となって浮上する。

攘夷一条約反対の激論が渦まく中、大老に就任した井伊直弼は天皇の勅許を得ることなく日米修好通商条約に調印するとともに、反対派を厳しく弾圧した。(安政の大獄) その後井伊大老の暗殺(桜田門外の変)から時代は一気に激動の幕末に突入、1860年代の動乱を経て徳川幕府は衰微の一途をたどってゆく。この間幕府は海軍伝習所(長崎)・海軍操練所(神戸)・横須賀製鉄所等を建設する一方、西周・津田真道・榎本武揚ら留学生をオランダに派遣するなどして西洋近代文明の積極的受容を図ったが、歴史の大勢を覆すことはかなわず、ついに1867年大政奉還・王政復古の大号令を経て、1868年明治新政府が発足する。

3. 近代日本の船出

薩摩・長州などのかつての攘夷派が主要なポストを占めた明治政府であるが、国の方針としては一転して開国和親を掲げた。五箇条の誓文にも「一、智識ヲ世界ニ求メ、大イニ皇基ヲ振起スベシ」と謳い、世界なかんずく西洋の文明を積極的に受容する姿勢を鮮明に打ち出した。政府や地方、民間が「お雇い外国人」を高待遇で雇用し、殖産興業に大いに資するとともに、「旧来の陋習」を打破する上でも彼らは日本の各分野に少なからぬ影響を与えた。(著名な人物としては『怪談』で知られるラフカディオ・ハ

ーン、「少年よ、大志を抱け」のウィリアム・クラーク、大森貝塚発見のエドワード・モース、医学のエルウィン・ベルツ、法律のボアソナード、モッセ、フルベッキ、建築・土木のヘルマン・エンデ、ジョサイア・コンドル、ホーレス・ケプロン、美術のフェノロサ、キヨソーネ、軍事のメッケルなどがいる)

1871年秋、岩倉具視を特命全権大使とし木戸孝允・大久保利通・伊藤博文らを副使とする遣外使節団が、西欧へ向けて出発した。目的は、①徳川幕府が欧米諸国と締結した不平等条約の改正交渉 ②それら諸国への日本の国書の捧呈 ③欧米諸国の先進的文物の視察・調査、といったところである。①の目的はほとんど果たせず、この後長い外交課題として積み残されるが、③に関しては西欧列国の富強の根源を十分に研究し、それらを日本に移植することによって、国力増強のために大きく役立てる方針が貫かれた。(やがて帰国した岩倉・大久保らが留守政府の西郷隆盛・板垣退助・江藤新平らと「征韓」論争を展開し、後者を政府から追放して大久保独裁体制が樹立される過程については、本論の主旨からややはずれるゆえ詳述しない)

ところでこの遣欧使節団には使節46名と随員18名に加え、43名の留学生が同行していた。後に政治家・思想家・外交官等として名をなす中江兆民・金子堅太郎・牧野伸顕(大久保の次男)・平田東助らのほか、5人の女性が含まれていた。その中の一人山川捨松は、会津藩の家老の娘でこの時10歳。帰国後薩摩出身の軍人大山巖と結婚、「鹿鳴館の貴婦人」と謳われた。津田梅子は、農学者津田仙の次女でこの時わずかに7歳。アメリカで女学校を卒業後18歳の時に日本語を忘れて帰国。伊藤博文らと交わり、津田英学塾を開設。これが後の津田塾大学で、梅子は英語教育、女子高等教育に多大な功績を残した。この他永井繁子ら3名の女子留学生もまた、帰国後諸分野で活躍した。

新島襄・内村鑑三・新渡戸稲造・夏目漱石・森鷗外・野口英世・朝河貫一・有島武郎・藤田嗣治・高橋是清・小村寿太郎・植原悦二郎・松岡洋右 etc. その後も科学・文学・宗教・芸術・政治・外交など、欧米で学び諸方面で名声を博した日本人は枚挙に遑がない。

古代より日本は中華文明圏の域内にあり、主に中国から様々な学術・技芸・文化等々を吸収してきたのであるが、維新後は西欧型近代国家建設へ邁進するための方途として、ひたすら西洋文明の移植に努めた。自由民権運動の刺激も受けて立憲制度の導入を決意した伊藤博文ら政府指導層は、特にドイツ(プロイセン)の政体を模倣して、天皇に大きな権限を集中させた憲法・議会・内閣の諸制度を構築した。他方容易に封建の旧習を脱し得ない中国・朝鮮に対しては、長年の情誼を亡失したかのごとく冷淡な態度で接するようになっていった。「征韓」論政変(1873年)で西郷・板垣らを放逐した大久保独裁政権は、1874年琉球人の殺害事件を口実として台湾に出兵、清国政府から多額の賠償金を奪取、また1875年ソウル近海の江華島水域で朝鮮軍と交戦し、それを梃子に翌年日朝修好条規なる不平等条約を押しつけて、朝鮮を強引に開国させるという挙に出る。

それでも1880年代頃までは、日中韓の三国が連携して西洋列強の東亜侵攻に対抗しようという思想も、少なからず存したと見るべきであろう。福沢諭吉は朝鮮の青年活動家、魚允中・柳正秀・兪吉濬らを慶応義塾に留学生として受け入れ、開明派の指導者である金玉均・朴泳孝らに対しては、長きにわたって物心両面に及ぶ熱い援助を与え続けた。自由民権運動の指導者大井憲太郎・小林樟雄・景山英子・磯山清兵衛らが、朝鮮独立と日本の内政改革を連動させることを企図した、大阪事件(1885年)なども起こった。しかしこれらの運動は保守反動派の抵抗・圧迫によって容易に成功に至らず、焦燥を深めた

福沢は1885年、朝鮮・中国との絶縁表明とも言うべき「脱亜論」を『時事新報』紙上に発表、世に波紋を投げかけた。

我日本の国土は亜細亜の東辺にありと雖も、其の国民の精神は既に亜細亜の固陋を脱して西洋の文明に移りたり。然るにここに不幸なるは近隣に国あり、一を支那と云い、一を朝鮮と云ふ。此二国の人民も古来亜細亜流の政教風俗に養はるること、我日本国に異ならずと雖も、其の人種の由来を殊にするか……其の古風旧慣に恋々するの情は百千年の古に異ならず、此の文明日新の活劇場に……一より十に至るまで外見の虚飾のみを事として、其の實際に於ては真理原則の知見なきのみか、道徳さえ地を払ふて殘刻不廉恥を極め、尚傲然として自省の念なき者の如し……其の影響の事實に現はれて、間接に我外交上の故障を成すことは実に少々ならず、我日本国の一大不幸と云ふべし。左れば、今日の謀を為すに我国は隣国の開明を待て共に亜細亜を興すの猶予あるべからず。寧ろその伍を脱して西洋の文明国と進退を共にし、其支那朝鮮に接するの法も隣国なるが故にとて特別の会積に及ばず、正に西洋人が之に接するの風に從て処分すべきのみ。悪友を親しむ者は共に悪友を免かるべからず。我は心に於て亜細亜東方の悪友を謝絶するものなり。

古代以来の連綿たる歴史的関係を有する中国・朝鮮の二国を「古風旧慣に恋々……殘刻不廉恥……傲然として自省の念なき……悪友」と酷評し、両国との「謝絶」を強説した福沢の真意は、果たして那邊にあったと言ふべきであろうか。これを後年の日本の軍事的帝国主義が押し進めた、大陸侵略のイデオロギ一的嚆矢と捉えることもあながち不当とは言えないかもしれない。ただ「門閥制度は親の仇」(『福翁自伝』)と言い放ち、「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らず」(『学問のすすめ』)と喝破したこの自由主義思想家の脳中には、満身を儒教道徳に漬しきり封建の旧制をもって人民の進歩も創造性も抑圧してきた、東アジアの二つの老国家の姿が許しがたいまでに疎ましく感じられた。熱い信賴のもとに大きな支援を施した朝鮮改革派(金玉均ら)の決起が、袁世凱ら清朝反動勢力の軍事介入によってあえなく挫折した(1884年、甲申事変)とき、福沢の怒りと失望は頂点に達したことであろう。「脱亜論」は、この事変の直後に公表された。

けだし福沢の意図するところは、封建反動の悪政に苦しむ中朝両国の人民が自らの力で雄々しく立ち上がり、近代国家の建設に向けて突き進んでいくことを理想としつつも、容易にそれが果たせぬ場合には先進国家の助力・介入もまたやむなし、というあたりにあったのではないか。清仏戦争(1884-85年)に敗れてインドシナ支配権をフランスに奪われ国内(広西省等)にも食い込まれてなお近代化に踏み出せぬ清朝の守旧勢力を日本の力で打倒し、もって中国改革派の伸張を側面からアシストもするため、あえて日清戦争を「文野明暗の戦」すなわち「文明国の野蛮国に対する戦争」と位置づけてこれを積極的に支持(軍費調達のための寄付集めさえ)したのも、そうした信念のなせるわざであったかと思われる。

4. 中国近代への目覚め

日清戦争は歴史的に見るならば、朝鮮半島の支配権をめぐる宗主国清国と新興国家日本の争覇戦であった。この戦いが1895年日本の勝利に終わったことにより、「眠れる獅子」と密かに恐れられていた

清国の弱体ぶりが誰の目にも明らかなものとなり、欧米列強の中国における権益獲得競争が本格化する。ロシアは95年ドイツ・フランスを伴って、下関条約で日本が獲得した遼東半島の中国への返還を迫り、その見返りに96年東清鉄道の敷設権、98年には旅順・大連を租借、満州地域への進出を図った。ドイツは膠州湾、イギリスは威海衛、フランスは広州湾などを租借、アメリカも国務長官ジョン・ヘイの門戸開放宣言により中国への食い込みを企てた。

こうした帝国主義列強の分割・侵食に直面して、清国内にも漸く本格的改革不可避の気運が高まり、康有為・梁啓超・譚嗣同・黄遵憲・唐才常・熊希齡らによる変法自強運動（戊戌変法）が光緒帝のバックアップのもとに展開された。しかしこの変革も、西太后を後ろ盾とする保守派の反撃に会って、短期間で挫折する。（戊戌の政変=百日維新）

康有為・梁啓超らは自らの変法運動を、徳川幕府という守旧派政権を打倒した日本の明治維新に倣う形で遂行しようと考え、また東アジアへの勢力拡張を図る帝政ロシアの強圧を抑えるためにも日本と手を結ぶ必要を唱えていた。保守勢力の反撃によって敗れ去った康・梁らは、日本への亡命を余儀なくされる。

戊戌変法は頓挫したが、それでも改革の緊要性は清国の官僚層にも相当に認識されていた。1870年代より「洋務派」の指導者として実権をふるった張之洞は、清仏戦争や日清戦争で強硬な主戦論を唱える一方、富国強兵・教育改革推進のための人材育成という観点から、多数の中国人青年たちを海外に留学させる政策を展開した。

清国では既に1860年代より欧米諸国へ留学生を派遣する事業が開始され、70年代にはアメリカ・イギリス・フランスなどへかなりの数の青年が留学している。彼らの中には、勉学を終えて帰国の後外交官・軍人・科学技術者などとなって活躍した者もあるが、伝統的な科挙制度が存続する清国では、海外留学組が政府高官となって改革に敏腕を振るうといった可能性はほとんどなかった。政府の指導者たちが進んで欧米を視察し、これに学ぼうとした日本との差違は、このあたりにも存すると言える。厳復のように、イギリスに留学して西洋哲学・政治学等を学び、帰国後海軍大学の教頭に就任して進化論に基く政治変革の重要性を力説、変法運動に影響を与えた人物もいるが、その彼も結局は科挙の壁に阻まれて、政府の指導者にまでは昇進できなかった。

さて張之洞はそうした弊害をある程度是正する必要も認識して、西洋近代の教育制度を中国にも移入することを目指した。留学については、「1年間西洋に行くことは5年間西洋の書物を読むことに勝り、海外で1年学ぶことは国内の学校で3年学ぶより有益だ」と述べている。そして留学先としては、あえて地理的に遠い西洋へ行くよりも、近距離にあつてしかも同文同種の日本のほうが良い。さらに日本は西洋文明受容の先輩格で、西洋の学術の中の真に有用なものだけを受け入れているので、中国人は日本でそれを学べば無駄な勉学の労力を省くこともできる。張はそこまで言い切って、日本留学を推奨しようと努めたのである。

1900～01年「扶清滅洋」を掲げる義和団の反乱が日米英仏など八ヶ国連合軍の北京占領により鎮定（北清事変）されると、この反乱に乗じての西洋排撃を秘図していた保守層の中心たる西太后も、さすがに政治改革を峻拒することはできなくなり、海外留学生の派遣にもゴーサインが出されることとなった。しかしそれ以前に、日清戦争敗北後の1896年から中国留学生が日本に送られ始めていた。駐日清国

公使より当時の外相兼文相西園寺公望に対し留学生受け入れの要請がなされ、西園寺の意を受けて東京高等師範校長である嘉納治五郎(近代柔道の完成者として知られる)が彼ら留学生たちの教育に携わった。後年嘉納は弘文学院(当初は亦楽書院)を設立、多くの中国人留学生を入学させることになる。(同校の日本語教師の中に、魯迅・郭沫若・周恩来などのべ3万人の中国人を教育し「中国人民に対する日本人の偉大なる教師」と讃えられた松本亀次郎がいる)

5. アジア留学生と日本

日清戦争後の東アジアの激動、その結果起こったロシアと日本の満州・朝鮮をめぐる覇権争いは、1904年ついに日露戦争の勃発を招いた。1年半の激闘の末世界の大方の予想に反して日本が勝利を収めると、その波紋はアジアの各地に広がった。インドのガンジーは対英独立闘争の勝利を確信して勇み立ち、トルコのケマル・パシャは近代化の不可避を痛感して「青年トルコ党」を結成する。

“滅満興漢”の革命を目指して何度も決起し、敗退と亡命を繰り返していた孫文は、1905年8月東京で中国革命同盟会を組織する。この組織は排満―清朝打倒を目的として中国各地で作られてきた革命結社、すなわち興中会(孫文ら)・華興会(黄興・宋教仁・陳天華ら)そして光復会(蔡元培・章炳麟ら)が大団結したもので、孫文の指導力によるところが大であった。そしてこの同盟会結成の場には、日本人の支援者宮崎滔天や、たくさんの中国人留学生が結集していた。黄興・陳天華(弘文学院)宋教仁(早稲田大)のほか、美貌の女性革命家秋瑾(実践女学校)や張継(早稲田大)など、当時日本で学んでいた多くの青年たちである。彼らのうち、陳天華は後述の留学生弾圧に抗議して自殺、秋瑾は紹興に帰郷して反清蜂起を画策し捕らえられて処刑されるが、多くは辛亥革命に参加、やがて革命同盟会→中国国民党の革命闘争に身を投じてゆく。国民党の幹部となる、汪兆銘・胡漢民(法政大)陳其美(東斌学校)蒋介石・張群・何応欽(陸軍士官学校)といった錚々たる面々も、皆来日留学生である。

後に中国国民党と抗争→連携(国共合作)→再抗争を展開する中国共産党は、ロシア革命の影響も受けて1921年に結成されるが、その中心メンバーの中にも日本留学経験者は少なくない。陳独秀・李大釗は中共創立者の代表格であるが、陳は東京高等師範、李は早稲田大に学んでいる。抗日戦争を指導し中華人民共和国成立後長く首相を務めた周恩来もまた、1917～19年に日本に留学、早稲田などで聴講生として勉学していた経験を有する。

文化・学術・芸術の方面に進んだ者も、決して稀ではない。中国近代文学を代表する作家魯迅は1902年に来日し、仙台医学専門学校(後の東北帝大医学部)に学んだ後、民族精神改造の急務を痛感して文学に転じた。その弟の周作人も1906年兄に伴なわれて法政大学に留学、帰国後は林悟堂らと語糸社を設立、日本文学などの翻訳に尽力した。近代的知識人の代表格である郭沫若は、1914年に来日して九州帝大医学部に入学、日中戦争中は抗日運動に活躍したが、戦後は科学院院長などを歴任、また日中友好にも努めた。その他にも作家の郁達夫(東京帝大)、劇作家の田漢(東京高師)、画家の傅抱石(帝国美術学校)など、諸方面に活躍した日本留学経験者は数多い。

さて中国から日本へ留学する学生の増加(1905, 06年がピークで、それぞれ約8000名)と、彼らの清朝離れ→先鋭化に危機感を抱いた清朝政府は日本政府に対し規制・管理の強化を要請、それを受けて桂太郎内閣は1905年11月、「清国人ヲ入学セシムル公私立学校ニ関スル規程」いわゆる留学生

取締り規則を発令する。果然中国人留学生はこれに強く反発して抗議行動を起こしたが、朝日新聞が彼らを「放縦卑劣」と中傷したことに対し、陳天華は憤慨のあまり「絶命書」なる遺書を残して、大森海岸で投身自殺を遂げた。陳は其中で、朝日新聞の誹謗にひるむことなく留学生同志は「堅忍奉公、力学愛国」に精励し、見事志を果たしてほしい、自分の死によって同志諸君を鼓舞奮起させたいと叫んでいる。古代中国の憂国の詩人屈原と同じく海に身を投げた彼の魂は、その後の中国の愛国革命運動に少なからぬ刺激を与えたと思われる。

中国人ばかりではない。19世紀後半フランスの植民地支配が開始されたベトナムでも、日本の明治維新と日露戦争の勝利に触発されて、日本への留学が活発に行なわれるようになる。その指導的人物こそ、ファン・ボイチャウであった。ファンは反仏闘争のリーダーとなって、日露戦争真っ只中の日本に密入国、闘争のための武器援助を求めて一梁啓超の紹介で一大隈重信・犬養毅らと接触したが、遺憾にして援助を拒否された。ファンは武力闘争の時期尚早を悟り、日本へ人材育成のためベトナム人留学生を送り出す「東遊(ドンズー)運動」を推進することとなった。しかし日露戦争勝利で帝国主義列強の一員となった日本は、フランスとの間に1907年日仏協約を結び、その趣旨に従って09年ファンを国外に追放する。失意のうちに帰国したファンは1912年ベトナム光復会を創設、対仏武力闘争を展開するが逮捕され、1914～17年投獄、さらに25年にも再逮捕され、1940年日本軍の仏印進駐の報を聞きながら軟禁状態のまま死去した。しかし彼の熱い志は、ホーチミンらの民族解放闘争へつながっていったのである。

6. 結語

日本の明治維新を、西洋列強の支配に抗しつつ近代化を進める民族革命として高く評価し、アジアの先達としての日本に大いなる期待を抱いて日本留学を決意したアジアの青年は実に多数に上る。しかし近代国家建設に突き進む日本は、果たして彼らにとって真に尊敬し学ぶべき国であったと言えるかどうか。1940年代の日本軍国主義によるアジア侵略の暴虐だけが必然的帰結であったとは思わないが、それでも近代日本の歩みは、アジアの諸国に対し希望と失望そしてついには絶望を与える結果を招いたという厳然たる事実だけは、今日の留学生指導に携わる我々もまた決して忘れてはならないことであろう。

日本語特別コース実施報告

1. 概要

日本語特別コースは日本語能力の向上を目指す全学の外国人留学生が対象の補講授業で、定員に余裕のある場合には研究員およびその家族も受講が可能である。国際交流科目日本語科目は日本語特別コースの初級、中級レベルを兼ね、全学共通科目日本語科目は日本語特別コースの上級レベルを兼ねて開講されている。すなわち、初級、中級レベルの授業では、国際交流科目または特別コースとして履修する学生が、上級レベルの授業では全学共通教育科目または特別コースとして履修する学生が混在する形で授業が進められている。本来、これらのコースはそれぞれが独立して開講されるべきものであるが、各コースの日本語学習の目的・目標が共通するものが多く、また、国際交流センターの人的・物理的資源も限られているため、このような開講形態をとっている。したがって、本報告は両コースを兼ねた内容である。なお、2006年度後期より、岩手県立大学の外国人留学生等に対しても特別コースの授業が受けられるようにしたが、今年度は受講希望者がなかった。

2. 受講までの流れ

受講希望者は、毎学期はじめに実施されるオリエンテーションへの参加が義務づけられている。オリエンテーションでは英語および中国語の通訳を介した説明を行っており、今年度は尾中教員(英語)、国際課の崔職員(中国語)の通訳協力を得た。コース概要、履修方法等を30分程度説明し、「受講申込書」の提出を求めた。その後、クラス決定のためのプレースメントテストを実施した。前学期からの継続受講者は前学期末時点の成績によって日本語能力が把握できているため、プレースメントテストは免除した。プレースメントテストの結果は翌日朝に国際課掲示板にて発表し、学生はその結果に基づき、受講科目を選択する。研究生、大学院生には指導教員の承認を得るため「受講承諾書」の提出を求めた。平成18年度オリエンテーションは以下のように実施した。

<前期>

4月4日(火) 13:30-15:00 学生センターG41教室 参加者 15名

4月8日(木) 13:30-15:00 人文社会科学部3号館311室 参加者 12名

<後期>

10月5日(木) 16:00-17:30 学生センターG31教室 参加者 25名

10月10日(火) 13:30-15:00 国際交流センター教員室 参加者 7名

なお、諸事情によりオリエンテーションに参加できない受講希望者、および学期途中に来学した受講希望者に対しては担当教員が個別に対応した。昨年度同様、今年度も外国人研究員や家族が学期の途中から受講を希望する例が多く、その都度対応した。

3. 授業概要

3.1 開講クラス

初習者対象の「日本語初級Ⅰ」、初級前半修了(約 150 時間程度学習した者)対象の「日本語初級Ⅱ」、初級修了程度(約 300 時間程度学習した者)対象の「日本語中級Ⅰ」、中級前半修了(約 450 時間学習した者)対象の「日本語中級Ⅱ」、中級修了(約 600 時間程度学習した者)対象の「上級日本語」の5レベルの授業を毎学期提供している。初級では、基礎的な言語形式の習得を中心とし、中級では 4 技能別機能別に授業が構成されている。なお、日本語研修コース(集中コース)との差別化を図るため、今年度より初級レベルの教材を『げんき』(The Japan Times)に変更した。授業概要は以下の通りである。

<日本語特別コース科目一覧>

	科目名	内 容	コマ
初級Ⅰ	日本語初級Ⅰ 総合	初めて日本語を学習する人が対象。初歩的な文法、語彙等および日常生活に必要なごく基本的な会話および読み書きの技能の習得を目指す。 テキスト:『げんきⅠ』会話・文法編(The Japan Times)	4
	日本語初級Ⅰ 会話 *前期のみ開講	初めて日本語を学習する人が対象。「初級Ⅰ総合」で学んだ言語知識を活用し、日常生活に必要な会話能力、聴解能力を高める。 テキスト:『げんきⅠ』会話・文法編(The Japan Times)	1
	日本語初級Ⅰ 表記・作文	初めて日本語を学習する人が対象。かなと簡単な漢字の読み書き、および簡単な文章の読み書き能力を高める。 テキスト:『げんきⅠ』読み書き編(The Japan Times)	1
初級Ⅱ	日本語初級Ⅱ 総合	日本語を 150 時間程度学習した人が対象。初級後半の文法、語彙および日常生活に役立つ会話および読み書きの技能の習得を目指す。テキスト:『げんきⅡ』(The Japan Times)	4
	日本語初級Ⅱ 漢字	初級後半レベルの漢字 500 字程度の習得を目指す。 テキスト:『BASIC KANJI Vol.1.2』(凡人社)	1

	科目名	内 容	コマ
中 級 I	日本語中級 I 総合	大学生生活(研究室、授業等)に必要な日本語の会話技能および中級レベルの文法・語彙の知識の習得を目指す。 テキスト: (前期)『文化日本語中級 I』(文化外国語専門学校) (後期)『現代日本語コース中級 I』(名古屋大学出版会)	2
	日本語中級 I 会話	成人として日常生活、大学生生活に必要な会話技能の習得を目指す。 テキスト:『なめらか日本語会話』(アルク)	1
	日本語中級 I 読解	アカデミックな文章の基礎読解力の習得を目指す。 テキスト:『大学・大学院留学生の日本語1読解編』(アルク)	1
	日本語中級 I 作文	アカデミックな文章(レポートなど)の作成能力の習得を目指す。テキスト:『大学・大学院留学生の日本語1作文編』(アルク)	1
	日本語中級 I 漢字	中級前半レベルの漢字 300 字の習得を目指す。 テキスト:『INTERMEDIATE KANJI Vol.1』(凡人社)	1
中 級 II	日本語中級 II 総合	中級前半修了者が対象。大学生生活(研究室、授業等)に必要なより高度な日本語の会話技能および中級レベルの文法・語彙の知識の習得を目指す。 テキスト:『現代日本語コース中級 II』(名古屋大学出版会)	2
	日本語中級 II 読解・漢字	より高度なアカデミック文章の読解力の習得を目指す。 テキスト:ハンドアウト	1
	日本語中級 II 読解・作文	より高度なアカデミック文章(レポート、小論文等)作成能力の習得を目指す。 テキスト:『留学生のための論理的な文章の書き方』(スリーエーネットワーク)ほか適宜使用	1
	日本語中級 II 理系日本語	理系学生に必要な基礎的な語彙、句型等の知識の習得を目指す。 今年度は工学部1年次留学生のうち必要と認められる学生8名参加。 テキスト:ハンドアウト	2
	日本語中級 II 文系日本語	文系学生に必要な基礎的な語彙・文系の知識の習得を目指す。 テキスト:ハンドアウト	1
上 級	上級日本語 口頭表現	大学生生活に必要な高度な口頭表現力の習得を目指す。 テキスト:ハンドアウト	1
	上級日本語 読解	大学生生活に必要な高度な読解力の習得を目指す。 テキスト:ハンドアウト	1

	科目名	内 容	コマ
上級	上級日本語 論文作成	大学生生活に必要な高度な文章作成能力の習得を目指す。 テキスト： (前期)『大学・大学院留学生の日本語4論文作成編』(アルク) (後期)『大学生と留学生のための論文ワークブック』(くろしお出版)	1

4. 実施状況

初級Ⅰクラスは、前期は正規の時間割に従って実施されたが、後期は受講者の来学が遅れ、2007年1月から3月に変則的に開講された。初級Ⅱレベルは後期に教育学部の交換留学生とアラム大学 SICE プログラム(盛岡市教育委員会とアラム大学との協定による英語教育インターンシッププログラム)の学生5名を受け入れた。中級Ⅰレベル(総合、会話、漢字)でも同じくテキサス大学の交換留学生1名、農学部および教育学部交換留学生4名とSICEプログラムの学生6名を受け入れた。さらに中級ⅡレベルでもSICEプログラム生1名を受け入れた。SICEプログラムの学生は後期前半の7週間を受講した。今年度より初級Ⅱ総合クラスと中級Ⅰ総合クラスはSICE学生を受講の便宜をはかるため、月曜と木曜の午前中の同じ時間帯に実施することとした。さらに、中級Ⅰ総合の教科書は、後期は英語圏の学習者が多いため従来どおり『現代日本語コース 中級Ⅰ』(名古屋大学出版会)を使用したが、前期は漢字圏の学習者が中心となるため『文化日本語中級Ⅰ』(文化外国語専門学校)に変更した。各学期の時間、担当者、受講者数は以下のとおりである。

<前期> (4月11日～8月1日)

科目名	時 間	担 当	受講者数		
			特別	国際	共通
日本語初級Ⅰ総合	水金 1-4	坂本淳子・大高久枝	3	0	0
日本語初級Ⅰ会話	火 3・4 *前期のみ	松岡洋子	2	0	0
日本語初級Ⅰ表記・作文	火 5・6	松林和美	2	0	0
日本語初級Ⅱ総合	月木 1-4	大高久枝・大畑佳代子	3	0	0
日本語初級Ⅱ漢字	月 5・6	松林和美	2	0	0
日本語中級Ⅰ総合	月木 1・2	松岡洋子	5	0	0
日本語中級Ⅰ会話	水 5・6	尾中夏美	4	0	0
日本語中級Ⅰ作文	火 5・6	中村ちどり	5	1	0

科目名	時間	担当	受講者数		
			特別	国際	共通
日本語中級Ⅰ読解	水 7・8	橋本学(人文社会科学部)	5	1	0
日本語中級Ⅰ漢字	月 3・4	尾中夏美	3	1	0
日本語中級Ⅱ総合	月 5・6 水 3・4	尾中夏美 松岡洋子	7	3	0
日本語中級Ⅱ読解・漢字	水 7・8	岡崎正道	11	3	0
日本語中級Ⅱ読解・作文	木 5・6	中村ちどり	6	4	0
日本語中級Ⅱ 理系日本語	火木 7・8	小野寺淑	7	0	0
日本語中級Ⅱ 文系日本語	月 3.4	岡崎正道	5	1	0
上級日本語口頭表現	月 7.8	松岡洋子	4	0	24
上級日本語読解	水 9.10	岡崎正道	2	0	13
14 上級日本語論文作成	金 3.4	菊地 悟 (教育学部)	5	0	4
合計	27 コマ		81	14	41
			受講者合計 136		

<後期> (10月11日～2月21日)

科目名	時間	担当	受講数		
			特別	国際	共通
日本語初級Ⅰ総合	水金 1-4 1-3月に実施	坂本淳子・大高久枝	4	0	0
日本語初級Ⅰ表記・作文	火 5・6 1-3月に実施	松林和美	3	0	0
日本語初級Ⅱ総合	月木 1-4	大高久枝・大畑佳代子	8	1	0
日本語初級Ⅱ漢字	月 5・6	松林和美	3	1	0
日本語中級Ⅰ総合	月木 1・2	松岡洋子	10	4	0
日本語中級Ⅰ作文	火 5・6	中村ちどり	4	1	0
日本語中級Ⅰ読解	水 7・8	橋本学(人文社会科学部)	4	1	0
日本語中級Ⅰ漢字	月 3・4	尾中夏美	7	3	0
日本語中級Ⅰ会話	木 3・4	尾中夏美	8	4	0

科目名	時間	担当	受講数		
			特別	国際	共通
日本語中級Ⅱ総合	月 5・6 水 3・4	尾中夏美 松岡洋子	2	1	0
日本語中級Ⅱ読解・漢字	金 7・8	岡崎正道	8	1	0
日本語中級Ⅱ読解・作文	木 5・6	中村ちどり	6	2	0
日本語中級Ⅱ 理系日本語	火木 7・8	小野寺淑	7	0	0
日本語中級Ⅱ 文系日本語	月 3・4	岡崎正道	12	1	0
上級日本語口頭表現	月 7.8	松岡洋子	5	0	21
上級日本語読解	水 9・10	岡崎正道	9	0	10
上級日本語論文作成	金 3・4	金田啓子（教育学部）	5	0	6
計	27 コマ		97	20	37
			受講者合計 154		

受講数合計は延人数

5. 問題点・課題

5.1 施設設備

施設面の課題（小規模教室の不足）は相変わらず改善が図られていない。人文社会科学部 3 号館の改築など大規模な改修が行われない限りは困難な状況が続くと思われる。また、教室の空調ができない時期があるが、今年度は冷風機を G4-B 教室一箇所だけだが導入し、夏期の暑さを若干しのぐことができた。しかし、他の教室は従来のままの状態、学生によっては体温調整がうまく行かずに体調不良を訴えるケースも相変わらず見られる。

また、昨年度に引き続きオンライン教材を利用したが、家族の受講者の場合、情報処理センターでの利用登録が不可能なため、当該教材は利用できない。

以上の問題は、国際交流センターの専用施設が確保できないことに起因するが、早急に施設を作ることは不可能である。人文社会科学部棟の空き教室の活用等、現状でできる限りの改善策を講じていきたい。

5.2 内容・コースの位置付け

学習者の日本語レベル、ニーズが多様であるが、それぞれの絶対数が少ないために効果的なクラスの設置が困難である。特に、今年度後期は、初級 I レベルの受講希望

者が学期途中から暫時集まってくる状況で、開講時期が大幅にずれ込んだ。また、SICEプログラムの受講生のように、学期の途中で帰国するケースも見られるようになっている。今後、海外との学生交流が活発になるにつれてこのようなケースは増加することが予想される。大学の学期にあわせた開講形態だけでなく、クォーター制の導入、より短期集中型の日本語講座の開設など、柔軟な対応を検討する必要がある。

以上

(文責：松岡洋子)

日本語研修コース実施概要

1. コースの目的

日本語研修コースは、大学院入学前の日本語予備教育プログラムであり、6ヶ月間の日本語集中コースとして開講されている。受講対象となる学生は、岩手大学と近隣の大学の大学院へ進学する予定の留学生(大使館推薦の国費研究留学生および教員研修留学生)であるが、国際交流センターの許可を得た場合は他の留学生も受講することができる。毎年4月と10月に開講され、日常生活と研究に必要な日本語の基礎を学ぶ。

2. 平成18年度前期

(1) 受講生

受講生は3名で、大使館推薦国費研究留学生2名(研修終了後は秋田大学配属)と、学内募集の学生1名である。国籍は次の通りである。

ミャンマー(男)

パプアニューギニア(男)

ハイチ(女)

(2) 授業日程

4月10日(月)	プレースメントテスト
4月11日(火)	開講式
4月12日(水)	授業開始(ひらがなクラス)
4月14日(金)	留学生のためのオリエンテーション
4月20日(木)	カタカナクラス開始
4月29日～5月7日	連休
7月末	日本語修了発表会
8月初旬～下旬	夏休み
8月下旬～9月中旬	補習授業
9月中旬	修了式

(3) 週間時間割

	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)
I(9:00~10:30)	総合日本語	総合日本語	読解・作文	総合日本語	総合日本語
II(10:30~12:00)	総合日本語	総合日本語	読解・作文	総合日本語	総合日本語
III(13:00~14:30)	漢字	漢字	コンピュータ	漢字	漢字
IV(14:45~16:15)			個別指導		

※ 漢字クラスは 13:45~14:00 の間は自習時間

※ 日本語授業のレベルは、全て初級 I

(4) 授業担当者

総合日本語： 松林和美、坂本淳子、小野寺淑(国際交流センター非常勤講師)
 読解・作文： 中村ちどり(国際交流センター専任教員)
 漢字： 松林和美、坂本淳子、小野寺淑(国際交流センター非常勤講師)
 コンピュータ： 坂本淳子(国際交流センター非常勤講師)
 個別指導： 中村ちどり(国際交流センター専任教員)

3. 平成 18 年度後期

(1) 受講生

受講生は 4 名で、学内募集の学生 4 名である。

エジプト(男)
 ネパール(男)
 中国ウイグル自治区(女 2 名)

(2) 授業日程

10 月初旬 プレイスメントテスト・オリエンテーション・面接
 10 月 16 日(月) 授業開始
 10 月 18 日(水) 留学生のためのオリエンテーション
 12 月 23 日~1 月 7 日 冬休み
 1 月 4 日~6 日 スキー研修旅行
 2 月下旬~3 月中旬 補習授業
 3 月 16 日(金) 留学生送別会

(3) 週間時間割

	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)
I (9:00～10:30)	総合日本語	総合日本語	読解・作文	総合日本語	総合日本語
II (10:30～12:00)	総合日本語	総合日本語	読解・作文	総合日本語	総合日本語
III (13:00～14:30)	漢字	漢字	コンピュータ	漢字	漢字
IV (14:45～16:15)		日本事情	個別指導		

※ 漢字クラスは 13:45～14:00 の間は自習時間

※ 日本語授業のレベルは、全て初級 I

(4) 授業担当者

総合日本語： 松林和美、坂本淳子、小野寺淑(国際交流センター非常勤講師)
 読解・作文： 中村ちどり(国際交流センター専任教員)
 漢字： 松林和美、坂本淳子、小野寺淑(国際交流センター非常勤講師)
 個別指導： 中村ちどり(国際交流センター専任教員)

(担当: 中村ちどり)

全学共通教育科目(日本語)

主に新入学の1年生が履修する外国語科目としての日本語であるが、彼らはすでに入学の時点において相当程度の日本語能力を有しているため、その実情に合わせて「上級日本語」を3科目用意している。(1)口頭表現 (2)読解 (3)論文作成である。

週3回の授業を3人の教員が分担しているが、受講者は単位取得希望(必須)の学部留学生のほか、高度な日本語力の習得を望む学生やその家族等も参加し、「日本語特別コース」の上級編をも兼ねるものとなっている。

- (1) 口頭表現では、ハイレベルな話題をもとに議論したり、自分の意見を発表しかつ質疑応答も行ったりする、高度な会話の訓練
- (2) 読解では、日本の文化・歴史・政治、現代社会の諸問題などに関する、これもレベルの高い文章(新聞等)の読解の訓練
- (3) 論文作成では、研究した内容や報告する事項を日本語でまとめる訓練

この授業の受講者は原則として、過去において600時間程度の日本語学習歴を有する者に限られているので、相当ハイレベルな内容にもついてこれるはずであるが、それでも中国など漢字圏の出身者とそれ以外の者、専攻分野の違いなどにも起因する関心の度合いの高低などにより、おのずと差が生じてくることは避けがたい。

授業担当者は次の通り

口頭表現:松岡洋子

読 解:岡崎正道

論文作成:菊地 悟・金田啓子

(担当:岡崎正道)

全学共通教育科目(日本事情・文系)

この授業では、外国人留学生が日本で学びまた日常生活を営む上で役に立つ、日本に関する諸事情、諸文化事象等について講義する。具体的な項目は以下の通り。

- (1) 日本人の言語表現の特性
- (2) 日本人の精神と日本文化の特質
- (3) 日本の歴史、歴史上の人物、日本の思想
- (4) 政治・経済・社会・風俗等、現代日本の諸問題
- (5) その他、日本と日本人に関するあらゆる事柄、また日本と世界の関係など

これらの中からそのつど具体的なテーマを設定して講義するのだが、当然ながら出席している学生の日本語能力、問題関心等により、内容をいろいろ考え工夫している。また学生の出身国についても、考慮を払う必要がある。特に政治的に対立する国の学生が同じ授業に出ているような場合は、どちらか一方にくみするような(あるいは、こちらにその気がなくてもそう受け取られかねないような)発言は、できるだけ慎む配慮が望まれよう。

(担当:岡崎正道)

国際交流科目実施報告

1. 概要

国際交流科目は短期留学特別プログラムの交換留学生を主な受講対象として施される科目である。授業は、英語による専門レベルの授業と初・中級レベルの日本語授業が開講されている。平成 18 年度は短期留学特別プログラム学生 1 名および学部間協定による特別聴講学生 10 名、日本語日本文化研修生 2 名が参加し、授業が実施された。

2. 実施状況

平成 18 年度の開講状況は以下のとおりである。前期は短期留学特別プログラムの学生が在籍しなかったため、英語による専門科目の授業は開講されなかった。後期は、テキサス大学からの学生 1 名を迎え、英語による専門科目も開講され、学部間交流の特別聴講生も受講した。

<前期;4月11日～8月1日> (国際交流科目として登録者のあった科目のみ記載)

科目名	時間	担当	受講数
Intermediate Japanese I Composition	火 5.6	中村ちどり	1
Intermediate Japanese I Reading	水 7.8	橋本 学 (人文社会科学部)	1
Intermediate Japanese I Kanji	月 3.4	尾中夏美	1
Intermediate Japanese II General	月 5.6 水 3.4	尾中夏美 松岡洋子	3
Intermediate Japanese II for Social Science	月 3.4	岡崎正道	1
Intermediate Japanese II Reading & Kanji	水 7.8	岡崎正道	3
Intermediate Japanese II Reading & Writing	木 5.6	中村ちどり	4
計(延べ人数)			14

<後期;10月11日~2月21日>

科目名	時間	担当	受講数
The Law of Contemporary Japan II	月 7.8	クリアリ (人文社会科学部)	1
Sports in Japan	火 1.2	浅見 裕 (代表;教育学部)	1
Gender Perspectives on the Postwar Japanese Economy	火 3.4	藤原千沙 (人文社会科学部)	1
School Internship Program	水 1-4	山崎友子 (代表;教育学部)	1
Japanese Culture and Society Through Film	火 9.10	ファー (人文社会科学部)	1
Cultural Domains	水 7.8	M.アンハー	2
The Psychological Aspects of the Japanese	金 3.4	斎藤博次 (人文社会科学部)	1
Elementary Japanese II General	月木 1-4	大高久枝 大畑佳代子	1
Elementary Japanese II	月 5.6	松林和美	1
Intermediate Japanese I General	月木 1.2	松岡洋子	4
Intermediate Japanese I Conversation	月 3.4	尾中夏美	4
Intermediate Japanese I Writing	火 5.6	中村ちどり	1
Intermediate Japanese I Reading	水 7.8	橋本学 (人文社会科学部)	1
Intermediate Japanese II General	月 5.6 水 3.4	尾中夏美 松岡洋子	1
Intermediate Japanese II Reading	金 7.8	岡崎正道	1
Intermediate Japanese II Reading & Writing	木 5.6	中村ちどり	2
Intermediate Japanese II for Social Science	月 3.4	岡崎正道	1
計(延べ人数)			26

3. 課題と今後の展望

学生交流協定校数が少なく、国際交流科目の主たる対象学生である短期留学特別プログラムの学生数はごくわずかである。そのため、英語による専門科目は毎学期の開講予定科目リストの中から、短期留学特別プログラムの学生が受講申請した科目についてのみ開講するシステムをとっている。英語による授業は担当教員の負担が大きい。そのため、開講準備したものが無駄になることのないように、受講者ゼロの科目を開講しないための措置である。したがって、短期留学特別プログラム以外の学生は上記の経過によって開講の決まった科目の中から受講科目を選択することになり、短期留学特別プログラムの学生以外の受講が制限される結果となっている。岩手大学の学部新生に配布される『履修の手引き－平成18年度－』では、国際交流科目は正規学部生が履修できると記述されているが、実際には卒業単位として認定されない学部がほとんどであった。このような事態に対応するため、大学教育総合センターに事態の改善を申し入れた結果、平成19年度入学者からは、国際交流科目の単位を専門科目の選択科目の一部として認定することとなった。今後はこの改定に伴い、国際交流科目の開講予定科目は短期留学特別プログラムの学生の履修申告の有無に関わらず履修申告を受け付けるよう制度を確立していく必要がある。その具体的な対応について平成19年度中に検討を行うべきである。

さらに、登録、受講生管理、成績管理等の学務事務について学務課との協力体制が不十分な状況が続いている。今年度は、国際課において国際交流科目の学務事務を担当し、学務課に報告する形態をとったが、全学部生が全学共通教育科目、専門科目、教職科目と同様に学務が事務作業を統括するように、制度の変更が急務となっている。

また、国際交流科目を恒常的かつ教育的価値の高い形で実施するための方策が必要である。具体的には国際交流科目の理念およびカリキュラムの策定と担当教員の確保である。担当教員の確保については大学教育総合センターへの申し入れの結果、担当教員に対してインセンティブを与える方向で具体的な検討に入った。理念およびカリキュラムについては国際交流センターと大学総合教育センターとが連携をはかり、解決していくべきである。

以上

(文責:松岡洋子)

夏期休暇および個別日本語補講報告

1. 概要

夏期休暇日本語補講は学期中の通常クラスに参加できない学生や、通常クラスで学習したことを復習したい学生を対象として開講した。また、アールラム大学SICEプログラムの参加学生が10月の通常クラスの開講までに学習予定レベルの授業に支障をきたさないように準備クラスとして利用された。また、学習者の個別ニーズに対応するため、担当教員およびボランティア学生による補講を実施した。各クラスの内容は以下のとおりである。

①夏期休暇日本語補講初級Ⅱ予備クラス

期間：2006年8月31日～9月28日 9:00-12:00（全8回）

対象：初級Ⅰ修了者、アールラム大学SICEプログラム(参加者 計4名)

担当：大高久枝 大畑佳代子

内容：初級前半レベルの総復習。初級の基本文型を使って四技能を総合的に高める。

利用教材：『げんき1』(The Japan Times)

『みんなの日本語Ⅰ』(スリーエーネットワーク) ほか

②夏期休暇日本語補講中級Ⅰ予備クラス

期間：2006年8月31日～9月28日 9:00-12:00（全8回）

対象：初級Ⅱ修了者、研修コース修了者、アールラム大学SICEプログラム(参加者 計12名)

担当：小野寺淑

内容：初級レベルの総復習。特に日本語の音声に慣れ、スムーズな発話に繋がるような練習を中心に行った。

利用教材：『日本語作文とスピーチのレッスン 初級から中級へ』(アルク)

『日本語集中トレーニング -初級から中級へ-』(アルク) ほか

③個別補講

a. 日本語能力試験対策

期間：2006年10月23日～12月1日(月～金 各2時間)

対象：農学研究科研究生1名(フィリピン)

担当：佐々木仁美・亀田智代(以上、教育研究科2年次)

大山幸子・森川歩(以上、教育学部4年次)

内容：日本語能力試験3級対策問題集に取り組み、理解できないところを解説した。

利用教材：日本語能力試験3級対策問題集多数

b. 入門日本語個別指導

期間：①2006年12月10日～2007年3月30日(全6回×2時間)

②2007年2月20日～3月6日(全6回×2時間)

対象:①農学研究科研究生1名 (バングラディシュ)

②連合農学研究科1年次家族(ネパール)

担当:①北川あず美(人文社会科学研究科1年次)

②佐々木奈月・作間加代子・菅原ますみ(以上教育学部2年次)

内容:①大学院入試準備のため初級 I レベルの授業に参加できない研究生のために、入門レベルの生活に必要な基礎的日本語の学習をサポートした。

②学期終了直後に来日した大学院生の家族の生活言語習得および入学準備教育としての日本語習得のサポートをした。

教材:『げんき I 』(The Japan Times) 1～6課

④日本語能力試験1級対策講座

期間:2006年10月24日～2007年2月20日(毎週火曜 13:00-14:30)

対象:日本語能力試験1級受験希望者(6名)

担当:松岡洋子

内容:日本語能力試験1級対策問題集に取り組み、弱点を解説し克服する。

2. 課題

夏期休暇補講は SICE プログラム学生の準備コース的役割を兼ねて開講したが、学習者のレベル分けが不明確になり、コース途中からクラスの移動が起こったり、学習内容に対する不満が起こったりしたが、コーディネーターが出張中で対応が不十分だった。そのため、SICE プログラム生以外の受講者にも落ち着いた学習環境を提供できなかった。来年度は、このコースを「調査活動プレゼンテーショントレーニング講座」として新たに開講し、学習者のレベルを問わずプロジェクト方式の技能向上を目的とする改善を図る。その際、担当講師のほかにもプロジェクトをサポートする学生が不可欠となる。

また、個別補講では、学習者の個々のニーズに対応する方策としてボランティア学生の支援を得た。協力した学生は日本語教育の基礎的な知識を学び、日本語教育に対して意欲や経験を持っており、自分の経験を増やすことと留学生の支援をすることの双方に積極的である。受講した学生たちの評判も高く、能力試験対策の補習受講者は試験合格という成果も得られた。このような学生の力を活用することは教育的見地からも意義があると考えられるが、学習支援計画の作成、サポート方法、教材情報などについて担当教師のバックアップも不可欠であり、過重な負担がかからないような配慮も必要である。今後は、学習支援サポーターの研修の機会を国際交流センターが学生に対して提供するべきであろう。

さらに、日本語能力試験1級対策講座は学生からの希望により試験実施にあわせて12月上旬まで実施する予定で開講された。授業では、日本語能力試験1級対策問題集から抜粋したテーマ別、技能別、機能別問題に取り組み、解説しながら弱点の克服を図った。受講者のうち4名が実際に受験し3名が合格を果たした。試験終了後も学生の希望により授業は継続され、文法、語彙などの知識と使用能力の向上に貢献した。

以上のことを鑑み、来年度以降、次のような点について対策を講じ、多様な学習者ニーズに対応していきたい。

- 1) 通常の授業で提供できない技能、知識をテーマとした補講の提供
;能力試験対策、プレゼンテーション・論文などの技能習得対策、専門日本語講座など
- 2) 個別学習支援サポーターの募集システムの確立と人材育成
;サポーター登録制度、オリエンテーション、研修会の開催など

また、学生の多様な日本語ニーズについて、「何がしたいか」「何が必要か」という視点だけでなく、「現在、何ができないか」「何に困っているか」という方向から個別具体的な調査を実施し、留学生たちの日本語使用の阻害要因を明らかにし、それに対応するための授業を構築していきたい。

以上

(文責:松岡洋子)

日本語・日本文化研修コース

1. コースの特色

本コースは日本語と日本の諸事情、すなわち日本の文化・歴史・地理・政治・経済・社会・教育等々について、理解を深めさせることを目的とする。

そして教室内の座学にとどまらず、様々な行事や体験学習等が豊富に用意され、楽しみながら学べるのが本コースの特色となっている。

2. 指導体制

留学生の専門分野や興味・関心に合う専攻の教員が指導教官を務める。

3. 活動内容

周辺の名所・旧跡等を訪ねたり、学内外のイベント等に積極的に参加させて、関係者や市民と交流を深める。花見・バスツアー・キャンプ・盆踊り・七夕・クリスマス・餅つき・スキーツアー・ひな祭りなど、季節ごとの催しが数多く企画され、留学生たちはこれらを通して日本文化を実体験することができる。

4. 受講資格と修了要件

このコースを受講することができる学生は、中級レベル以上の日本語能力を有し、日本語・日本文化に関する分野を専攻もしくは学習している者である。コースの修了者には修了証を交付、また受講科目については、成績等の条件を満たした場合に単位を与える。

(文責:岡崎正道)

日本語・日本文化研修生および短期留学生修了研究報告

1. 対象学生と指導の概要

1.1 日本語・日本文化研修生

日本語・日本文化研修プログラムは世界各国の高等教育機関において日本語・日本学を専攻する学生が日本の大学に1年間留学し、各自の専門知識を高めることを目的として文部科学省が実施する制度である。国際交流センターでは、今年度前期(平成17年10月～18年度9月)および後期(平成18年10月～平成19年9月)にそれぞれ大学推薦1名(中国・精華大学)の学生を受け入れた。日本語・日本文化研修生は各専門の担当教官が指導教官となるが、国際交流センターに所属する学生である。

研修生は各自の専門分野の講義および日本語授業を受講し、知識・技能を高める一方、個別研究を行い、国際交流センターが主催する「修了発表会」において発表し、最終レポートを提出することが義務付けられている。

1.2 明知大学交換留学生

韓国の協定大学から主に日本語および日本事情について学びに来た交換留学生(特別聴講生)2名が、個別研究に取り組んだ。これは、日本語・日本文化研修生のように義務化されたものではないが、留学期間中に自分の関心のあるテーマについてまとめた調査、研究に取り組むことで、留学成果の一部を形のあるものに残したいという学生の意欲によって実施された。

2. 平成17年～平成18年の個別研究

当該年度の研修生、個別研究課題は以下のとおりである。

氏名	出身	身分	研究課題
張 継元	中国(精華大学)	日本語・日本文化研修生	卒論におけるコーパス活用法
高 永宇	韓国(明知大学)	特別聴講学生(交換)	吉田松陰論
鄭 浩允	韓国(明知大学)	特別聴講学生(交換)	啄木の時代に見られる アールヌーボーの影響

学生は、国際交流センター担当教員が修了発表までのスケジュールを提示し、指導教員の助言のもとに個別研究を進めた。日本語・日本文化研修生は2006年4月から9月

にかけて研究を行い、国際交流センター教員が文章の構成および修了発表用資料(スライドおよび発表用テキスト作成)について指導した。修了発表会は当該学生1名だけで実施され、教員、学生との質疑応答や議論が活発に行われた。発表内容も卒業論文につながる高度なものとなり、岩手大学の学部生たちにも知的な刺激を与えた。また、明知大学の交換留学生2名は2006年10月から2007年2月にかけて研究を行い、修了レポートを作成し、提出した。

3. 平成18年～平成19年研修生の個別研究

平成18年10月に精華大学から1名の日本語日本文化研修生が来日した。

氏名	指導教員
陳佳	菊地 悟(教育学部)

学生は日本語や専門に関する授業を受講しながら、個別研究のテーマを選択するための資料収集を行った。現時点では、漢字語彙についての研究を行いたいという意向である。レポートのテーマ決定は平成19年5月に、修了発表会は7月下旬に予定している。

4. 課題

日本語・日本文化研修生に対する1年間の研修計画が明示されていないため、研修生は各自の研修内容について曖昧な状態に置かれている。今年度は個別研究指導教員と国際交流センター教員が事前に打ち合わせをして1年間の研修計画の概要を立てた。平成19年度以降、国際交流科目に「個別研究」という科目が開設されることになった。今後は、この科目に登録を行い、担当教員の指導の下に個別研究が進められ、単位も取得できるようになる。短期留学のアカデミックな成果として、個別研究をより充実させたい。

以上

(文責:松岡洋子)

平成 18 年度前期日本語研修コース修了発表会

日本語研修コースの修了生を対象としたスピーチ発表会である。日本語研修コースは 1 学期間の学習を通して、日常生活と研究生活に必要な基礎的な日本語力を身につける。また大学院での研究発表に備えるため、日本語によるコンピュータの操作、効果的なプレゼンテーションの方法を学んでいる。その集大成として、地域の日本人・外国人の方々に、自国の文化や研究内容についての発表を行った。またスピーチ発表会後には、留学生と日本人学生及び地域の日本人が協力して準備し、交流パーティーを行った。

1. 日時・参加者

平成 17 年 7 月 学生センター棟2階国際交流センター教員室

約20名参加(外国人留学生、教員、チューター、日本人学生、地域の外国人、留学生支援団体の方々等)

2. 発表内容

(日本語研修コース修了生)

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| (1) テ・トゥラ・ジョ (ミャンマー) | 『ミャンマーの仏教行事』 |
| (2) ポール・モイヤ・キア (パプアニューギニア) | 『パプアニューギニアの自然と文化』 |
| (3) シェラ・カズー (ハイチ) | 『ハイチの有名な所』 |

(担当:中村ちどり)

平成 18 年度留学生向け図書館説明会実施報告

1. 目的等

国際交流センターでは、岩手大学に入学した外国人留学生のための図書館説明会（ライブラリー・ツアー）を毎学期行っている（資料 1）。専門の研究や日本語学習を助けるための施設を紹介することにより、留学生が円滑な研究・学習生活を送ることをねらいとしている。中央図書館では毎年 4 月に各学部の新入生向けライブラリー・ツアーを行っているが、国際交流センターの説明会ではこの内容に加え、日本語が不十分な留学生に対し、容易な日本語・英語・中国語で施設の説明を行う。また留学生用の図書・VCR について詳しい説明を与え、文献検索や図書の貸し出し、VCR の視聴等までを実際に体験する。

2. 期日・場所・参加者

岩手大学中央図書館

前期：平成 18 年 4 月 19 日（水）11：00～12：30

参加者約 30 名

後期：平成 18 年 10 月 25 日（水）11：00～12：30

参加者約 10 名

3. 担当者

日本語：中村ちどり

英語：尾中夏美

中国語：崔華月

4. 実施内容

- (1) 図書館 1 階ロビー・レファレンス等の説明
- (2) 図書の貸し出し・返却・自動貸出機の使用法
- (3) ビデオ・テープの貸し出しと館内での視聴法
- (4) 積層書庫・電動書庫の説明と電動書架の動かし方
- (5) OPAC による図書の検索（日本語と英語の操作）
- (6) 留学生用の国際交流図書の説明と日本語レベルの見方
- (7) マルチメディア情報閲覧室、ビジネスコーナー、グループ学習室、新聞・雑誌コーナー等の施設の説明
- (8) 図書館でのマナー、投書の方法について

資料1

いわてだいがくとしょかん
岩手大学図書館 ライブラリー・ツアー

Guided Library Tour for the New Students 岩手大学图书馆说明会

としょかん せつめいかい ほん かりかた かえしかた つか あたらしいがくせい
図書館の説明会をします。(本の借り方・返し方、ビデオやテープの使いかた、コンピュータールームなど)新しい学生
かなら せつめい う がくぶ けんきゆうか ねんせい かがくぶ せつめいかい で にほんご
は、必ず説明を受けてください。学部・研究科の1年生は、各学部の説明会に出たほうがいいです。日本語があまり
じょうず がくせい りゆうがくせいよう せつめいかい で えいご ちゅうごくご せつめい がくせい した じかん
上手でない学生は、留学生用の説明会に出てください。英語と中国語でも説明します。学生は、下の時間に、
としょかん げんかん い
図書館の玄関に行ってください。

A guided library tour will be organized for new students. You will learn about how to use the services and facilities available at the university library, so please attend it. New students at the undergraduate program and a graduate program should attend the one sponsored by his or her own faculty. If your Japanese is not good enough, please attend the one sponsored by International Center. English and Chinese interpretation is provided. Meeting place for the tour is entrance of the University Library.

图书馆为学生进行图书馆说明会(介绍借书及还书方法、使用录像机及录像带、电脑等的方法)。新入学的同学请一定参加。学部一年级学生和大学院一年级学生请参加各学部的说明会。对日语没有自信的学生,请参加留学生的图书馆说明会,我们用英文和中文进行说明。

想参加说明会的学生,按照下面的时间到图书馆正门集合。

- 4/13 (Thu.) 16:30 ~ 17:15 じんぶんしゃいかいかがくぶ
人文社会科学部 人文社会科学部
Faculty of Humanities and Social Sciences
- 4/14 (Fri.) 16:30 ~ 17:15 きょういくがくぶ
教育学部 教育学部
Faculty of Education
- 4/18 (Tue.) 16:30 ~ 17:15 こうがくぶ
工学部 工学部
Faculty of Engineering
- 4/19 (Wed.) 11:00 ~ 12:00 こくさいこうりゅうせんたー えいご ちゅうごくごやく
国際交流センター(英語・中国語訳つき)
国際交流中心(带中英文翻译)
International Center
(English and Chinese interpretation is provided)
- 4/20 (Thu.) 16:30 ~ 17:15 のうがくぶ
農学部 农学部 Faculty of Agriculture
- 4/21 (Fri.) 16:30 ~ 17:15 ぜんがくぶきょうつう
全学部共通 面向全校学生 All faculties

ネットアカデミー日本語版使用報告

1. 概要

ネットアカデミー日本語版は2005年3月末に情報処理センターのネットアカデミー英語版管理サーバーに導入され、同年4月から授業での使用を始めた。ネットアカデミーの大きな特徴は教師が学習履歴をサーバー上で管理することで、学習上の助言を与え、より効果的な学習が可能となることである。コンテンツは読解、聴解、語彙、能力試験ミニテストの4つのコースで構成され、学習者の能力に応じて学習を進める。今年度は昨年度までの授業での使用に加え自習用に利用を拡大した。

2. 今年度の活用概要

今年度は「日本語中級Ⅰ総合」および「日本語中級Ⅱ総合」の授業中に以下の2通りの目的で使用した。授業での使用では、使用している主教材では網羅できない文法事項の確認、練習や読解、聴解、語彙力の確認とレベルアップトレーニングに活用した。さらに、授業以外での利用についての希望があったことから、授業履修者以外の登録も認め、自習用として利用した。登録者数は前期12名、後期16名である。

3. 活用効果と今後の課題

授業中の活用においては、授業で不足する文法項目や語彙をネットアカデミーを活用して取り上げ、一定の効果が見られた。また、教科書を通じて文法や機能項目別に分類して学習した項目を、ネットアカデミーの使用によって統合する力が向上した。しかしながら、授業で使用するには、この学習者の理解度や進度が異なり、教師一人での対応には限界がある。後期授業において、日本人の学生サポーターの協力を得てネットアカデミーを使用した際、学生の疑問や誤りについて個々に対応でき、好評を得たが、このように授業中に個別学習要素を取り入れる際には、サポーターの存在は有用である。来年度以降もサポーターの協力を仰ぎたい。

また、自習用としてはそれほど積極的なユーザーは現れず、1,2度利用したにとどまった登録者が大多数であった。この原因としては、①学内のイントラネット内でしか利用できない、②利用に対するフィードバックや効果について魅力が少ない、という2点が考えられる。登録に当たっては、オリエンテーションを実施し、教材の有用性について説明を試みたが、継続的に利用するためには、密接なサポートが欠かせない。単なる「使いっぱなし」にせず、分からない点を解決し、弱点を克服する方法を提供するような個別サポートシステムを構築することによって、より効果的な利用が可能となるだろう。授業で行うように個別学習サポーターを広く活用できるような方策を拡大させたい。来年度以降は、大学教育総合センターとの連携により、個別学習ソフトとしてより活用しやすいシステムの確立を目指す。

(文責:松岡洋子)

日本語学習支援ネットワーク事業実施報告

1. 事業の趣旨

(1) 事業の趣旨、目指した方向性について

本事業は、岩手大学国際交流センターの中期計画および年度計画に基づき実施する地域貢献事業の一環である。平成 17 年度に(財)岩手県国際交流協会との共催で行われた「日本語学習支援ネットワーク会議 06 in IWATE」の参加団体との連携を強化し、在住外国人のための日本語学習支援の実質的な活動を展開するために、1)情報交換の場を東北一円に拡大すること、2)岩手地域での実質的な支援活動の基盤整備を行うこと、の 2 点を目標に、「在住外国人の子どもの学習支援」に焦点をあて事業を行った。

(2) 事業内容について

目標達成のため、当初計画どおり以下の3つの事業を行った。

① 日本語学習支援ネットワーク会議 06 in IWATE 公開講演会

ー外国出身の子どもたちのための学習支援を考えるー

日 時:2006 年 8 月 5 日(土)13:30-17:00

場 所:一関市総合福祉センター2階講義室

参加者:25名(岩手県国際交流協会主催研修会参加者および一般参加者)

講 師:(財)長野県国際交流推進協会事務局長 春原直美氏

パネラー:秋田県子どもの学習支援ネットワーク代表 那波百合子氏

内 容:外国出身の子どもたちに対する「ことばの学習」や「教科の学習」を支えるためのしくみについて、先進的な取り組みを続けている長野の事例を知り、地域に住む市民が子どもたちの成長を支える体制づくりとその方法について、地域でできることを具体的に考える契機とした。

②日本語学習支援ネットワーク会議 06 in SENDAI シンポジウム

日 時:2006 年 11 月 25 日(土)9:30-16:30

場 所:東北大学マルチメディア教育研究棟講義室

国際交流センター講義室

参加者:100名(東北各県および北海道、関東地区の子どもの学習支援活動関係者、行政関係者、学校関係者など)

内 容:このシンポジウムは、外国人散在地域である東北地区における現状と課題について共通点を見出し、協力して課題解決にあたるための情報ネットワークを構築することが目的であった。午前中は東京学芸大学教育学部の齋藤ひろみ氏による基調講演および宮城県教育委員会の佐藤俊隆氏による基調報告により、現状と課題についての知識を得た。午後は行政の役割、支援者ネットワークの重要性、支援内容、支援者養成の4分科会に分

かれて討論が行われ、各テーマについての情報交換および、具体的な課題への対応方法について話し合われた。

③外国出身の子どもたちの学習・進路支援に関する懇談会

日時:2007年2月8日(木)13:30-15:30

場所:岩手大学学生センター2階会議室

参加者:10名(岩手県および盛岡市、一関市教育委員会職員、民間支援グループ代表、岩手大学教育学部および国際交流センター教員、岩手大学研究交流部職員)

内容:平成18年度までの岩手県の在住外国人児童生徒の在籍状況および学習支援活動状況の報告と、子どもの学習支援にかかわる人材の育成事業についての報告を行った。これを受けて、次年度以降、支援者人材バンクを中心とする外国人の子どもの学習、進路支援の組織を正式に立ち上げることで合意を得た。

2. 経費

今年度の本事業は、岩手大学学長最良経費「平成18年度地域連携推進事業」の助成を受け実施された。各事業の経費は以下のとおりである。

事業名	項目	金額	負担先	
公開講演会	講師謝金	48460	地域連携推進事業経費	
	講師旅費	42000		
シンポジウム	旅費(講師、実行委員)	304660	地域連携推進事業経費	
	基調講演講師謝金	32000		
	アルバイト謝金(準備)	54000		
	送料	2360		
	消耗品	5112		
	会議費	31000		
	報告書印刷	103425		
	アルバイト謝金(当日)	25600	(財)宮城県国際交流協会	
	講師旅費(仙台以南)	15200		
	講師謝金(仙台以南)	40000		
	懇談会	旅費(山形講師・実行委員)	28800	国際ボランティアセンター山形
		講師謝金(山形地区)	20000	
懇談会	旅費	32980	地域連携推進事業経費	
	計	785597	(岩手大学負担計¥655997)	

3. 成果

それぞれの事業成果は以下のとおりである。

- ① 公開講座を実施し、(財)岩手県国際交流協会と連携して、外国人子弟が比較的多く存在する一関地域での意識啓発、情報提供を行った。その結果、人材養成研修参加者が支援グループを形成し、外国人子弟の放課後学習支援活動を始めた。さらに、小中学校のみならず、外国人子弟の在籍する高等学校に対して学校からの要請を受けて支援活動を行うこととなった。これらの活動には国際交流センターの助言協力が行われている。
- ② 東北大学におけるシンポジウムを実施し、行政機関、学校、民間団体、大学のそれぞれの取り組みを相互に理解し、情報交流の機会を提供した。その結果、シンポジウム参加機関、団体、個人間の実質的な情報交流が活性化され、必要な連携についてさまざまなレベル、機関同士で検討されるようになった。その一環として次年度は山形市において情報交流および研修を目的としたワークショップが企画され、平成 17 年度からはじまった情報交換が東北地域で継続的に実施されるようになった。
- ③ 岩手県内の関係機関の代表者があつまり、外国人子弟の学習および進路支援に関する懇談会を岩手大学で実施した。その結果、外国人子弟の学習・進路支援に関する連携機関の設立について合意を得ることができ、人材バンク、教材整備、研修等を組織的に行うための連絡協議会を平成 19 年度中に設置する予定である。(参加予定機関;岩手県教育委員会、盛岡市教育委員会、一関市教育委員会、ゆうの会、らむつみっこくらぶ、(財)岩手県国際交流協会、岩手大学教育学部、岩手大学地域連携推進センター、岩手大学国際交流センター)

3. 事業の評価

(1) 事業に対する自己評価

3の事業成果にあるとおり3事業を展開し、事業目的である、1)情報交換の場を東北一円に拡大すること、2)岩手地域での実質的な支援活動の基盤整備を行うこと、という2点について成果を十分にあげることができた。1)の情報交換については次年度の山形地域での開催だけでなく、岩手県内でも継続的な研修、情報交換活動を行う計画があり、岩手県教育委員会との協力により、学校現場の教員に対する研修の開催も検討されている。2)の支援活動については、連絡協議会を平成 19 年度中に設立することで、より具体的かつ組織的な事業展開が期待できる。

(2) 自治体(地域)からの評価

(財)岩手県国際交流協会、(財)宮城県国際交流協会からは、在住外国人の子どもの学習支援についての課題が関係者に共有され、具体的な連携につながったことに対して高い評価を得た。また、教育委員会からは、大学として外国人の子どもの教育支援に組織的に関与、協力が行われることに対して同じく高い評価を得た。さらに、地域の民間団体からは、子どもの学習支援活動に必要な関係機関の連携の「ハブ」の役割を大学に対してさらに期待する声が高まった。

4. 連携の相手方との役割分担

各事業における連携先との役割分担は以下のとおりであり。

事業	連携先	役割分担	連携の継続
日本語学習支援ネットワーク会議 06 in IWATE 公開講演会	(財)岩手県国際交流協会 一関国際交流協会	企画・講師謝金旅費 (岩手大学) 会場提供 (一関国際交流協会) 広報 (岩手県国際交流協会)	平成19年度は「外国人の子どもの学習支援ハンドブック」(仮称)作成事業を岩手県国際交流協会との共催で、自治体国際化協会の財政支援により実施する。
日本語学習支援ネットワーク会議 06 in SENDAI シンポジウム	(財)宮城県国際交流協会 東北大学国際交流センター 日本語学習支援ネットワーク会議 06 in SENDAI 実行委員会 NPO 法人国際ボランティアセンター山形 (IVY)	企画・運営(実行委員会) 県外講師謝金旅費 (岩手大学) 岩手および秋田地区実行委員旅費(岩手大学) 山形地区講師謝金旅費 (国際ボランティアセンター山形) 山形地区実行委員旅費 (国際ボランティアセンター山形) 消耗品・印刷等(岩手大学) 宮城県内講師謝金旅費(宮城県国際交流協会) 会場提供 (東北大学国際交流センター) アルバイト謝金(岩手大学・宮城県国際交流協会)	平成19年8月に山形県山形大学において引き続き子どもの学習支援者のためのワークショップを開催する。また、実行委員会の協力を得て、岩手県内でも情報提供事業を計画中である。
外国出身の子どものための学習・進路支援に関する懇談会	岩手県教育委員会・盛岡市教育委員会 一関市教育委員会 (財)岩手県国際交流協会 岩手大学教育学部 岩手大学地域連携推進センター	参加者(全機関) 企画(岩手大学国際交流センター)	参加機関との連携を具体的に図るため「外国人の子どもの学習・進路支援連絡協議会」(仮称)を設立し、定例会議の実施と人材バンク登録事業の開始を目指す。

5. 今後の課題

本事業の実施により、以下の課題が明らかになった。

- ・ 情報交流、提供事業については単発的な財政支援事業により継続的な実施が可能であるが、外国人の子どもに対する具体的な支援事業の実施に当たっては、人件費、交通費などの確保が困難である。来年度以降、これらの活動に対する財政的基盤の確保に向けて、関係各機関での協議が早急に求められる。
- ・ 人材研修事業については、学校現場と民間との連携が必要であるが、これまで双方の連携が図られてこなかったことが、改めて明らかになった。今後は、大学が国際交流協会と協力して、各関係機関の連携のつなぎ役を果たすことが不可欠である。
- ・ 東北地区は面積が広く、かつ交通の利便性が低いことに起因する、情報、人材の地域格差が激しく、問題に対する一律的な対応が困難である。その格差を解消するための方法を検討しなければならないが、遠隔教育システムの開発・普及、学生派遣による長期休業中の集中支援活動の実施など、全学的な取り組みが求められる。

*本報告書は「平成 18 年度地域連携推進事業報告書」を加筆修正したものである。

(文責:松岡洋子)

平成 18 年度岩手大学 UURR プロジェクト報告

1. UURR プロジェクトチーム

堀江 皓	プロジェクトリーダー 工学部教授・国際交流センター長
藪 敏裕	教育学部教授
新妻 二男	教育学部助教授
平原 英俊	工学部助教授
壽松木 章	農学部教授
小野寺 純治	地域連携推進センター教授
対馬 正秋	地域連携推進センター技術移転マネージャー
早川 智津子	国際交流センター助教授
松森 康夫	研究交流部研究協力課副課長
高橋 良彦	研究交流部国際課副課長
崔 華月	研究交流部国際課外国語専門職員

2. UURR プロジェクトの趣旨及び経緯

成長著しい中国においては、産学連携が経済発展の一翼を担っている。他方、日本の産業界は市場の将来性を展望し、改めて中国への技術・資本の進出を開始しようとしている。

本学では、学長特命プロジェクトとして、平成 15 年度より、これまでの学術交流及び地域連携の成果を踏まえ、国際的な大学間ネットワークを活用した地域企業の国境を越えたビジネス・チャンスの場を造り出し、地域経済の発展に寄与するための事業(University and University+Region and Region=大学・大学と地域・地域の連携事業:UURR プロジェクト)を推進してきたところである。

本プロジェクトのもと、平成 15 年には、11 月 3 日、4 日の 2 日間にわたり、中国の最重点大学の一つである清華大学、岩手県及び浙江省とともに、中国浙江省杭州市において「日中中小企業技術製品交流懇談会」を開催するなどの活動を行ってきている。

3. 平成 18 年度における UURR 事業

3.1 大連理工大学との UURR 事業

(1)「大連理工大学・岩手大学国際連携・技術移転センター」の設置

岩手大学・大連理工大学間の学術交流協定(平成 17 年 5 月 23 日)に基づき、平成 18 年 4 月に大連理工大学内に両大学共同出資の「大連理工大学・岩手大学国際連携・技術移転センター」(以下、「センター」と呼ぶ。)を開設した。

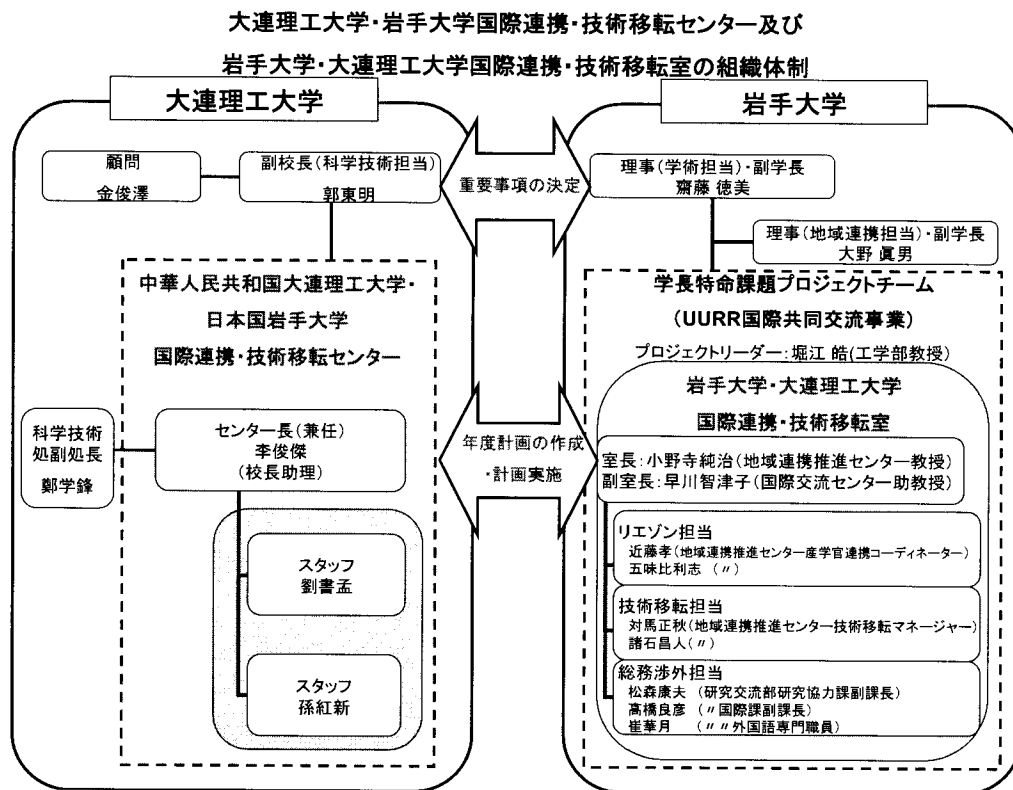
また、本事業推進のため、岩手大学内において、「岩手大学・大連理工大学国際連携・技術移転室」を設置し、センターの運営及び事業に係る事項について両大学で協議のうえ、国際的な産学連携、学術交流、学生交流等の連携事業を推進している。

以上のような本学と大連理工大学との UURR 事業の取組みが評価され、平成 19 年 2 月に、日本貿易振興機構 (JETRO) の Local to Local 事業 (事前調査案件) (以下、「LL 事業」と呼ぶ。) に採択された。

以下、平成 18 年度における大連理工大学との UURR 事業について述べる。



JETRO LL 事業採択を報じる岩手日報平成 19 年 2 月 19 日夕刊
(写真は、平成 18 年 5 月のセンター開設調印式のもの)



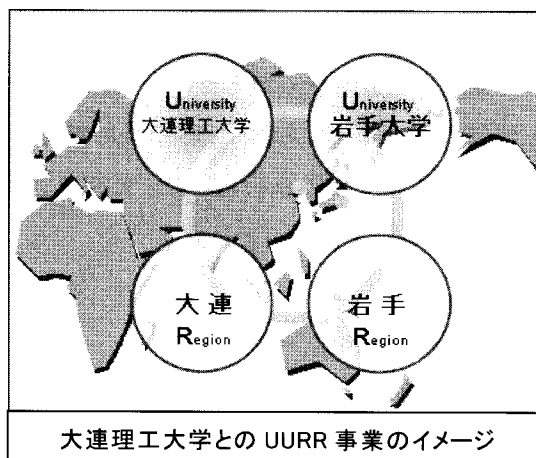
(2) 岩手大学の技術成果の中国企業への移転

岩手大学と岩手県工業技術センターが「象嵌技術」について技術移転契約を結び、それをもとに大連理工大学に本技術の実施権を授与することとなった。センターは、現在、吉林省白山市の企業への技術移転を計画している。

(3) 両大学の研究者交流及び共同研究の推進

① 10月14日～18日、岩手大学壽松木章農学部教授が大連理工大学を訪問し、ブルーベリー技術について技術交流を行った。

壽松木教授と大連理工大学環境生命科学院栞雨時副教授は、ブルーベリーのクロロシス現象について意見交換を行い、大連理工大学の実験室及びブルーベリー産地である庄河、丹東を視察し、ブルーベリーの生育状況、冬の防寒、土壌改良及び適切な施肥などの課題及び今後の共同研究について協議を行った。



② 11月13日、岩手大学千葉則茂工学部教授をはじめとする訪問団が大連理工大学を訪問し、CG分野等での技術交流を行った。千葉教授は、大連理工大学のCG専門家である銭昆明教授、何栄盛副教授と交流し、両大学のCG分野での学生の短期交流についても協議を行った。また、農学部鈴木幸一教授の昆虫の機能性に関する論文紹介も併せて行った。

③ 平成19年3月28日、岩手大学鑄造分野の堀江皓教授、金型分野の清水友治助教授、CG分野の千葉則茂教授及び企業参加者等16名が大連理工大学を訪問し、同大学の教員及び大連地区の企業と、鑄造、金型、CG分野で交流を行い、併せて今後の交流内容について協議を行った(下記(8)に詳細)。

(4) 中国政府への国際科学技術連携プロジェクトの申請

大連理工大学と岩手大学は連携して「ブルーベリー産業の開発とモデル畑の推進」をテーマとしたプロジェクトを大連市政府(大連市外国専門家局)に申請した(採択の結果は未定)。

同プロジェクトは、大連市政府の援助を受けて、大連理工大学と岩手大学のブルーベリー領域での交流を促進することを目的とする。具体的には、ブルーベリーのクロロシス症状の解決、病虫害の防止、防寒対策、土壌改良、適切な施肥など技術的課題を連携して解決する。また、ブルーベリーの加工、国際市場での需要について協議し、国際市場の開発事業を共同で推進する。

(5) 両大学の研究者による企業視察

① 平成18年10月5日～6日、大連理工大学代表団が岩手大学金型技術研究センター、鑄造技術研究センター及び岩手県工業技術センターを訪問視察した。

② 上記(3)③のとおり、平成19年3月27日～30日、岩手大学代表団が大連理工大学を訪問し、大連地区の鑄造・CG関連の企業視察を行った(下記(8)に詳細)。

(6) 学生交流の実施

平成19年3月27日～30日、岩手大学大学院工学研究科金型・鋳造工学専攻博士前期課程の学生小山裕二と熊谷朋也2名が大連理工大学で短期の学生交流を行い、大連理工大学及び金型研究センターの見学、材料学院の教職員及び学生との交流、日本語専攻の学生との交流を行った。2名の学生の全行程には、大連理工大学の日本語専攻及び材料専攻の学生2名が同行し、学生同士の交流が行われた。

(7) 大規模商談会への参加

本学は、センターを活用し、大連理工大学と共同して中国各地での展示・商談会に積極的に参加している。センタースタッフ及び本学教職員らが以下の商談会に参加し、大連理工大学のブースの一角を使って岩手大学の技術の展示等を行った。

① 2006 遼寧省企業技術革新成果展覧会及び国際工業科学技術成果展示商談会

商談会期間:2006年5月18日～21日 遼寧省瀋陽市にて

② 2006年山東省産学官展示商談会

商談会期間:2006年5月30日～31日 山東省済南市にて

③ 第3回中国済南の大学機関、科学研究院、研究所科学技術成果及び特許技術展示商談会

商談会期間:2006年6月2日～3日 山東省済南市にて

④ 2006 浙江玉環県科学技術活動週

商談会期間:2006年6月29日～30日 浙江省台州市玉環県にて

⑤ 振興東北工業大連投資貿易展覧会

商談会期間:2006年7月5日～8日 大連市にて

⑥ 岩手県商談会

商談会期間:2006年8月14日 大連市にて

⑦ 第8回中国国際ハイテク技術成果商談会

商談会期間:2006年10月12日～17日 広東省深圳市にて

上記⑦の「第8回中国国際ハイテク技術成果商談会」は、中国の国立研究機関、ハイテク企業、大学、地方政府などが取り組んでいる最新の技術を展示・紹介するもので、深圳会展中心の9つの展示館で1週間かけて行われる中国でも最大規模の展示・商談会である。同商談会に岩手大学が日本の大学として唯一出展し、小野寺純治地域連携推進センター教授ら4名が参加して、岩手大学4件、岩手県工業技術センター1件の計5件の技術シーズの紹介を行った。

(8) 大連理工大学との UURR 交流会の実施

岩手大学より鋳造分野の堀江皓教授、CG分野の千葉則茂教授、金型分野の清水友治助教

授ら本学関係者 7 名及び岩手 UURR ものづくり産業連携推進協議会の企業関係者 4 社 6 名からなる訪問団が、平成 19 年 3 月 27 日から 3 月 30 日の 4 日間、中国遼寧省大連市を訪問し、大連理工大学において開催された「大連理工大学・岩手大学国際科学技術協力交流会」に出席し、研究者交流及び両地域の企業間交流を行い、あわせて、大連企業の視察、大連理工大学との協議等を行った。なお、今回の大連理工大学との UURR 交流活動は、JETRO の LL 事業の採択を受けて実施したものであり、同機構盛岡貿易情報センター若林康平係長が同行し、現地での活動において、同機構大連事務所の支援を得た。



参加企業によるプレゼン

このたびの大連理工大学との UURR 交流活動は、岩手大学側の U (=University、大学) が 7 名、R (=Region、地域) は 4 社から 6 名が参加し、大連理工大学側は U が 19 名、R が 6 社から 8 名ほかの参加があり、UURR の関係が構築された交流事業となった。特に、大連地区の中国側企業や、既に中国に進出している日本の企業の方々から貴重な現地の情報が得られたことは、今後、大連地区で技術移転を進めるに当たり、たいへん参考になった。

なお、本訪問に合わせて、岩手大学大学院工学研究科博士前期課程院生 2 名が、大連理工大学において学生交流プログラムに参加した(上記(6)に詳述)。

4. UURR の将来展望

上述のとおり、平成 18 年度における UURR プロジェクトは中国の大学である大連理工大学との交流を中心に行われた。その間、他大学においても、本プロジェクトに対し関心が示されており、以下紹介する。

4.1 韓国国立ハンバット(Hanbat)大学

平成 18 年 12 月 7 日～10 日、堀江工学部教授、藪教育学部教授、小野寺地域連携推進センター教授ら 4 名が韓国国立ハンバット(Hanbat)大学を訪問した。同大学からは、南基琬国際交流院院長、権炳澈産学協力団長、崔洋鎮新素材工学部教授らが出席し、今後の学生交流の可能性等について意見交換を行った。あわせて、同大学が、韓国において熱心な産学共同の取組みを行っている大学であることから、本学から「岩手大学の産学連携」について説明を行ったところ、同大学から岩手大学と大連理工大学との間で行っている UURR プロジェクトに対し関心が示され、3カ国の大学間の連携可能性につき、今後引き続き意見交換等を行うこととした。

(報告:早川智津子)

短期留学プログラムによる受け入れ・派遣

1. 受け入れ

今年度は後期スタートで米国の協定大学から短期留学プログラムによる学生を1名受け入れた。日本語科目と日本事情(多文化共生)以外は英語による開講科目であり、日本人や他の留学生との共修科目である。

表 1. 交換学生の国際交流科目履修状況

	ジェイソン (滞在期間:2006年10月～ 2007年9月)
後 期 履 修 科 目	日本語中級 I 総合A
	日本語中級 I 漢字
	現代日本の法律 II
	日本事情(多文化共生)
	日本のスポーツ
	日本語中級 I 作文
	文化の諸相
	日本語中級 I 総合B
	日本語中級 I 会話
	世界の木造家屋

この学生は岩手大学でのプログラム開始前に、近隣の県でボランティア活動をするために観光ビザで入国をしていたため、ビザの種類切り替え手続きに困難が生じ、手続きに手間取った。米国の協定大学の担当者との連携をより緊密にして今後同様なことが起こらないように注意したい。

2. 派遣

今年度はテキサス大学に1名のみ派遣となった。セント・メアリーズ大学にも1名が派遣されたが、TOEFLによる英語能力の判定が低かったため、結果的に交換学生としての派遣にはならなかった。この学生は本学を休学して私費で協定大学での語学研修を受け、数ヵ月後に交換学生として英語の授業を受けられるレベルの語学力があることを受け入れ大学側で認めた場合には、その結果を受けて本学への復学手続きを経て本学が半年間の交換学生として認定することになっていた。

テキサス大学に派遣した学生は、事前に本学に交換学生として来ていた学生と引き合わせ、大変意気投合した状態であった。この本学の学生がテキサスに行ったときには彼が出迎え、それ以来ルームメイトとして同じアパートに住むなど、面倒を見てくれた。交換学生同士が自分の大学で派遣学生の世話をしあうことは、互いの理解が深まるとともに、語学のよい練習相手にもなれる利点がある。

海外での留学や研修の希望者を増やすために、ウェブ上で体験記を随時公開している。帰国した時点で体験記を書い

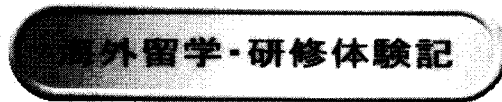
てもらう場合もあるが、交換留学に関しては、出発前に Wiki の使い方を指導してブログ形式で日々の暮らしなどを記録するよう指導した。今後留学を考えている学生はサイトに書き込むことにより疑問を直接学生に問い合わせることも可能で、情報交流に役立っている。

派遣留学期間中の危機管理については、その必要性を学生に説明した上で学生が長期休暇中にキャンパスを離れる場合には、移動場所と宿泊場所などについてメールで知らせてもらうことにした。

表 2. 派遣学生数

派遣期間	セント・メアリーズ大学	テキサス大学 オースティン校
半年	なし	なし
1年	なし	1名

写真 1. 各種留学・研修体験記が読めるウェブ



実際に留学中、または留学を終えた人たちがどんな体験をしたかを画像なども見せながら

留学を考えている人はぜひ参考にしてください。

- ① 大学院留学(米国)
- ② 交換留学(韓国明知大学)
- ③ 交換留学(韓国明知大学)
- ④ 交換留学(韓国明知大学) 2134
- ⑤ 交換留学(米国テキサス大学オースティン校)
- ⑥ 交換留学(米国テキサス大学オースティン校)
- ⑦ 交換短期留学(米国パデュー大学)
- ⑧ 国際ボランティアプロジェクト
- ⑨ 交換留学(吉林農業大学)
- ⑩ フランス語学留学
- ⑪ 交換留学(韓国明知大学) 2134
- ⑫ 交換留学(カナダセント・メアリーズ大学)
- ⑬ 交換留学(カナダセント・メアリーズ大学)
- ⑭ 個人語学研修(カナダ、ハリファックス)

(報告:尾中夏美)

米国アーラム大学サイスプログラム関連事業報告

1. 2006 年度サイスプログラム概要

岩手大学では米国インディアナ州にあるアーラム大学と平成 15 年 8 月 11 日に学術協定を締結し、昨年度はさらに学生交流の覚え書きを交わした。本学はアーラム大学が毎年盛岡市に学生を派遣して実施するサイスプログラム(SICE: Studies in Cross-Cultural Education)に対して以下の支援を行っている。

- (1) サイス学生に対する日本語教育の提供
- (2) サイスプログラムの引率教員がサイス参加学生に対して授業を行う教室の提供

今年度のプログラムの概要は以下の通りである。

受け入れ期間:2006 年 8 月 23 日(水)～12 月 8 日(木)

参加人数:12名

2. 日本語教育(担当:松岡洋子)

<スケジュール>

このプログラムのスケジュールが大学の授業プログラムとずれが生じるため、夏期休暇日本語補講と国際交流科目の2種類のコースで対応した。来日3ヶ月前にアーラム大学にて実施した日本語プレースメントテストの結果、12名の参加者の日本語能力に差が認められたことから、2つあるいは3つのレベルの異なるクラスに分けられた。来日後のスケジュールは以下のとおりである。なお、日本語教育としては原則毎週月曜と木曜の午前中2コマの授業を行った。

- ① オリエンテーション、プレースメントテスト 8月23日
- ② 日本語教育1期:夏期休暇日本語補講 8月31日-9月28日(計16コマ)
- ③ 日本語教育2期:国際交流科目(前半) 10月12日-12月7日(計36コマ)

<内容>

① 夏期休暇日本語補講

【初級後半レベル】初級Ⅱ予備クラス(3名)

【中級レベル】 中級Ⅰ予備クラス(9名)

*詳細は本報告の「夏期休暇日本語補講報告」の項参照のこと。

② 国際交流科目(前半)

【初級後半レベル】日本語初級Ⅱ総合(5名)

【中級前半レベル】日本語中級Ⅰ総合+日本語中級Ⅰ漢字+日本語中級Ⅰ会話(6名)

【中級後半レベル】日本語中級Ⅱ作文＋同読解・漢字＋同文系日本語＋日本事情 A(1名)

*教材等については本報告の「日本語特別コース実施報告」の項参照のこと。

3. ハローパーティーとイングリッシュ・カフェ

岩手大学生とサイス学生との交流の場を提供する目的で、ハローパーティー(アールラム大学主催)とイングリッシュ・カフェ(岩手大学主催)の2度の交流事業を実施した。内容は表1の通りである。

ハローパーティーは出会いを主たる目的としているので使用言語に制限がない。一方、イングリッシュ・カフェは少人数で英語での会話が楽しめるように設定し、“カフェ”のようにお茶とお菓子を食べながらのリラックスした雰囲気での交流の場となっている。サイス学生は岩大生のために全て英語で会話することに決めていている。参加者には岩手大学の留学生もいた。

表 1.事業内容

事業名	日程	参加人数
ハローパーティー	10月12日(木)16:30-18:00	53名
イングリッシュ・カフェ	11月9日(木)16:30-18:00	40名

4. 学内留学

サイス学生は引率教員の専門分野の講義をアールラム大学の教育プログラムの一環として英語で受講する。岩大生の英語能力向上に資する為岩手大学とサイスプログラム担当者で協議して、若干名の日本人岩大生がサイスプログラムの引率教員の講義を聴講できることとなり、岩手大学ではこれを「学内留学」と呼んでいる。今年度の概要は表2の通りである。6月に学内留学の参加者募集を行って、参加希望者が各自の時間割に組み込みやすいように配慮した。

これまでの事後アンケートから事前の学習オリエンテーションをして欲しいという要望に応じて、今回は教科書を事前に入手し、予備授業などを国際交流センター教員が英語で実施した。これは好評であった。

表 2.学内留学概要

開講日程	平成17年8月31日(木)から12月7日(木) 毎週木曜日 13:00-16:00
テーマ	社会的コンテキストにおける日本語
受講の形態	聴講生として授業に参加し単位は認めないが、受講評価は受ける。
受講条件	十分な英語力と意欲を有する人文社会学部または教育学部の学部生または院生
選抜方法	希望者を英語面接し3名を選抜

終了後参加者に対するアンケートをとった。満足度は高かったが、日本人学生に見られがちな授業

中の受動的な態度を米国の学校では普通にある能動的なものにすることの大変さが感じられた。言語的な違いに加えて授業スタイルの違いが予想以上に大きいので適応に時間がかかるようである。

今回はテーマが日本語に関連するものであったことと教員が日本人であったことで、ディスカッションに日本語が使える場面があったので、日本人学生にとってはかなり助けられたようであった。日本の授業では個人の意見を求められる場面が少ないため、授業形式の違いが最も大きなチャレンジになったようである。

5. 英語による特別講義

サイスプログラムの受け入れ期間中に一度、引率教員は岩大において特別講義を実施することになっている。英語での講義を受けるよい機会になるはずであるが、他の授業と時間がかぶっていたことや、内容が難解に印象を与えたからか、参加者の数が大変少なかった。今後検討すべき課題である。

表 3.特別講義概要

開催日時	平成 17 年 11 月 13 日(月) 16:30-18:00
講演題目	「言語は恠意的か一音と意味の関係」
参加人数	6 名

6. 結果と今後の課題

6.1 日本語教育関連

会話の授業に日本人学生のアシスタントが入り、ペアワークの会話練習などにおいてサポートしたことが好評であったと、引率教員からコメントが寄せられた。手を上げて質問するほどでもない簡単な疑問がすぐに解決できたことも、学生アシスタントの利点であったようである。

1 名の学生の日本語レベルは他の学生と比較してかなり高かったのでスケジュールを調整して中級後半レベルの授業を取れるように配慮し、学生からも好評であった。

6.2 広範な交流

大学における通常の学生交流は 1, 2 名という極めて少人数の交換学生と彼らと交流できたごくわずかな日本人学生のみにも受益者が限定される傾向にある。しかし、この事業では短期ではあるがまとまった人数の学生が多く岩大生と交流の機会を持つことにより、本来国際交流に関心の薄かった、または関心は持っていたも交流の機会を自ら作る勇気を持てなかつたかなり広範囲の日本人学生に働きかけることが可能となった。学内留学プログラムを通してクラスメートとなった日本人学生を介して交流の輪が広がって行ったことが今年度の特徴であった。教室内に留まらず、飲み会などでも交流があった。また、来年度から初めて 1 名の本学の学生をアラム大学に派遣できるメドが立ったので、今後さらに双方向の学生間の交流に努めていきたい。

6.3 英語を使用する機会の提供

外国語として英語を履修する学生は多いが、実際に使用できる機会があまりないためモチベーションを維持できず、英語学習が構文を暗記し訳読するだけの「死語化」する傾向にある。同年代の米国大学生との交流を持つことで英語を実際に話す機会を提供することは、異文化理解と語学力維持の両面から大変有意義と言えよう。また、海外研修を現実に行っている米国大学生に触れることで自らも留学を決意する学生も出てきた。「留学」を別世界の遠い存在から身近で自ら実施する可能性を持った具体的な存在に変えることができた。

6.4 学内留学の単位付与にかかわる課題

学内留学は授業時間が多く英語で全ての課題をこなしていくので、その学習時間に対して単位を付与して欲しいという要望がこれまで参加学生から出されていた。この要望を受けて今年度は単位付与を前提に付与に係わる書類の作成など準備を行ってきた。しかし、手続きを進めていくうちに学内規則との齟齬が発覚し、結果的に受講した学生に迷惑をかけてしまうことになった。これから委員会等での承認を得て単位付与が実施できるように努力したい。

6.5 英語による岩手大学生対象の特別講義受講の体験

学内留学のように、アメリカ人対象の英語による授業を連続して受けられない学生でも、英語を学ぶ学生は日本人向けの英語による講義を少し体験することで「生の英語と本場の授業」を体験できる。全ての内容を理解することは無理でも、少しずつ理解度が増すと努力の成果が感じられ、さらなる努力につながる。今回の講義は学部の授業と時間的にかぶってしまうなどしたため、参加が大変少なく残念であった。次年度からは時間帯に配慮し、さらに講義の内容をお願いする先生と打ち合わせ、学生が関心を持ちやすい内容とタイトルにしていきたい。

(報告:尾中夏美)

群山大学サマープログラム

1. プログラム概要

昨年より実施している、岩手大学国際交流センター企画の韓国群山大学サマープログラムでは学生8名を今年も受け入れた。研修の概要とスケジュールは表1、表2の通りである。群山大学は現時点で協定校ではなく、本プログラムの運営経費は参加者が支払う参加費で全て賄った。プログラムの内容は日本語研修と日本文化体験である。前回は8月下旬の実施であったが、群山大学の新学期開始直前ということで、先方の希望によって7月下旬からの開始に変更した。

参加学生の選抜は群山大学が行い、定員を10名としたが今年度は8名が参加を希望した。昨年同様にプロジェクト中心に行い1クラスで対応した。宿舎は大学キャンパスから離れた場所にあったので、チャーターバスで毎日往復した。

参加者にはプログラム修了後に修了式において修了証書を授与した。

表1.プログラム概要

受け入れ期間	平成18年7月31日から8月10日
受け入れ学生数とプロフィール	韓国群山大学日語・日文学科1年生～4年生8名(男女各4名)
宿舎	岩手山青少年交流の家・週末はホームステイ
開講日本語クラス	1クラス
経費	プログラム代金実費を徴収

表2.研修スケジュール

日付	7月31日 (月)	8月1日 (火)	2日 (水)	3日 (木)	4日 (金)	5日 (土)
午前	仙台空港出迎え(正午)	日本語授業	日本語授業	日本語授業	ホームステイ	ホームステイ
午後	盛岡到着 チェックイン オリエンテーション	歓迎会 日本人学生 と市内散策	自由 夕方:さんさ 踊り見学	韓国語履修 学生との交流 会 午後4時頃 ホストファミリー と対面	ホームステイ	ホームステイ

日付	6日 (日)	7日 (月)	8日 (火)	9日 (水)	10日 (木)	
午前	ホームステイ	日本語授業	日本語授業	日本語授業	仙台空港より 帰国	
午後	ホームステイ 午後4時に宿 舎へ	イーオンに てショッピング	着物体験	修了式と送別 会(野外炊 飯)		

2. 受け入れに係わる準備について

6月中旬に群山大学の担当者よりプログラム参加決定をうけて、本格的な準備に取り掛かった。前回は大学の宿舎を使用した。が、食事の準備など大変なことが多かった。ので、大体同じ距離にある岩手山青少年交流の家を使用することにした。但し、宿舎が混んでいる時期だったのでホームステイを当初の予定より1日増やして三泊四日とした。

3. 日本語教育(担当:松岡洋子)

内容としては昨年度同様、日本語を使ったプロジェクトワークを行った。テーマは「私の知りたい日本」である。受講者の日本語による情報収集、分析、発表などアカデミックな能力を向上させるため、プロジェクトサポーターが期間中継続して個々の受講者についていた。昨年度はこのサポーターを「日本語教授法」受講者に授業の一環として担当させたが、今年度は希望者を募り実施した。

回	日付	内 容	サポーターの役割
1	8月1日(火)	自己紹介&日本語で話し合おう プロジェクトのテーマを決める	会話パートナー テーマ決定のアドバイザー
2	8月2日(水)	テーマについて情報収集	情報検索の方法の助言 内容整理への助言
3	8月3日(木)	意見を聞こう (ホームステイ先でのアンケート準備)	インタビューシート作成助言 インタビューの表現技法助言・添削
4	8月7日(月)	意見をまとめる	意見整理の方法助言 分析方法の助言
5	8月8日(火)	追加情報の収集	情報検索の助言 情報整理の助言
6	8月9日(水)	調査結果と考察方法	調査結果整理サポート 討論パートナー

7	8月10日 (木)	発表資料の作成と準備	パワーポイントファイル作成サポート 発表表現指導
	同日午後	成果発表会	

群馬大学の学生はそれぞれテーマを決め、日本についての知識を整理する活動を行った。選ばれたテーマは、柔道、ドラマ、漫画、音楽視聴行動、物価、サッカーであった。テーマ選定に当たっては、単にインターネットなどで情報を収集しそれを発表するのではなく、調査した対象や現象についてアカデミックな分析を取り入れるよう指示した。まず、知りたいテーマについて項目を挙げ、それを整理し、文献、インターネットなどから情報を収集した。さらに、ホームステイ先でそれぞれのテーマについて知りたいことをインタビューし、その結果と収集した情報を分析し、パワーポイントファイルにまとめて発表を行った。

4. 日本文化体験活動

毎日午後を日本文化体験活動に充てた。活動には日本人学生との交流の機会を増やすために岩手大学生に交流の参加募集を行ったが夏休み中という時期的な問題から、参加した学生はそれほど多くなかった。

ちょうど盛岡のさんさ踊りの時期と重なったので、今回は祭り見学ができた。この体験は参加者に大変好評であった。

5. 宿舎について

宿舎には韓国留学の体験がある日本人学生1名を常時配置した。部屋割りがかなりきつかったようで、特に男子学生から少し不満が聞かれた。また、夕方は比較的早い時間に宿舎に戻らざるを得なかったため、活動に制限ができてしまった。

6. ホームステイ

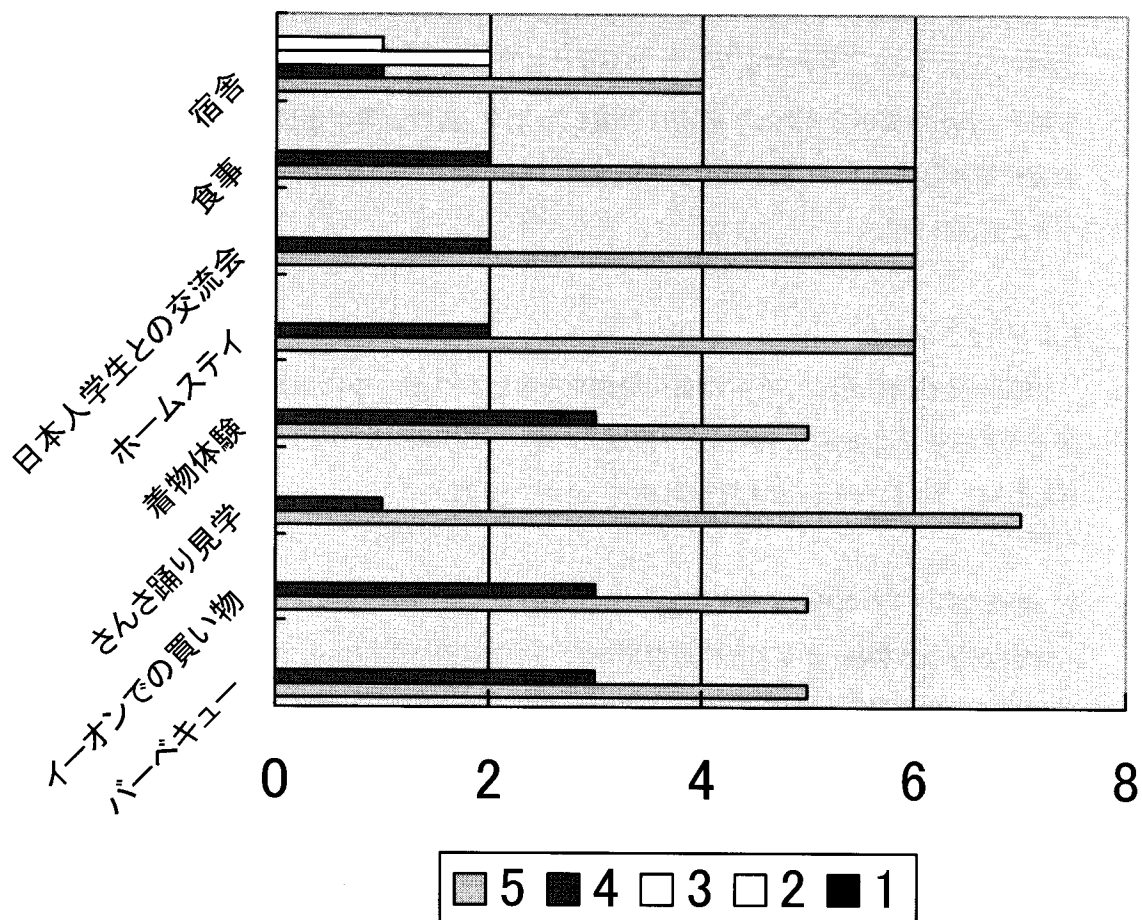
語学研修・日本文化体験の目玉はやはりホームステイである。ポスターを作り、6月いっぱいまでホストファミリーの募集を行った。群馬大学からホームステイ用の参加者プロフィールが届いてからホストファミリーとのマッチングを行い、7月上旬にホストファミリーのためのオリエンテーションを実施した。女子学生を希望するホストファミリーが多く、電話などで調整を行った。ホストファミリーには学生の到着までに可能な限りメールや葉書などで連絡を取っていただくようお願いした。

7. 参加者アンケートの結果

プログラム終了時に参加者全員に対してアンケート調査を行った。正確を期するために韓国語で実施した。

個別の活動に関する評価は表3の通りである。5が最高評価、1が最低評価である。

表 3. 個別の活動評価



プログラム全体の満足度については八人中七人が「とてもよかった」、一人が「だいたいよかった」としているため、全体として満足度の高いプログラムが提供できたことがわかった。

8. 成果と今後の課題

8.1 日本語研修(担当:松岡洋子)

参加学生は昨年同様、学年、日本語力、興味分野に差があり、決められたテーマに対する研究の取り組み姿勢も異なった。その対策として、今年度は各学生がそれぞれのテーマで個別にプロジェクトに取り組むようにした。幸いサポーターは学生だけでなく、卒業生、中学校教員などから計 10 名の協力が得られ、連日ほぼマンツーマンで対応できた。しかし、プロジェクトワークそのものに対する抵抗感を抱く学生や、アカデミックな視点での分析について理解が不十分な学生もおり、事前の説明や基礎知識の提供などにもう少し時間を割く必要があったことは大きな反省点である。

来年度は、サポーターをより多く確保すること、学部生だけでなく、大学院生、留学生、社会人など広く呼びかけること、サポーターに対するオリエンテーションを実施し各自の役割に対する認識を深めることを心がけたい。

8.2 宿舎

今回は岩手山青少年交流の家を使用することで、食事つきの安全、清潔で安価な宿舎を提供することができた。しかし、その反面午後 4 時過ぎに毎日実施されるリーダーの打ち合わせや、門限など活動を制約される場面が多々あって対応に苦慮した。また、施設全体が繁忙期であったため、男子が狭い和室に詰め込まれて、不満が出た。来年度はコストを抑えつつ参加者の利便性も考えた宿舎を手配するよう心がけたい。

8.3 プログラム構成

前回の反省を踏まえて、今回は自由時間を設定しスケジュールに余裕を持たせた。今回はホームステイが三泊四日になって、前回より一泊増えたが、その分ホストファミリーとはゆっくりとすごすことができたようで、ホストファミリーにも概ね好評だったようである。

9. 継続に向けての取組と今後の展望

海外からの日本語・日本文化の研修プログラムを2年続けたことからノウハウも蓄積できたので、将来的に海外の他大学にも提供する方法を検討していきたい。

(報告:尾中夏美)

石河子大学学生派遣プログラム実施報告

1. 岩手大学派遣メンバーと石河子大学担当者

派遣学生は以下の5名の学生である。今年度は8名の応募者(うち1名は選考手続き前に辞退)の中から学年、参加動機等を考慮して選考した。今年度は、中国語研修が中心となるプログラムに変更され、日程が2週間にわたること、派遣学生のうち大学院生が中国吉林農業大学に1年間留学経験を持ち、リーダーの役割を担う能力があるという2点を勘案し、教員が全行程を引率せず、国際課の崔職員が石河子大学まで引率し、帰国時は北京にて学生を出迎え一緒に帰国する、という形態をとった。

岩手大学学生交流訪問団メンバー

学生：日陰館 周平 人文社会科学部国際文化課程3年
松田 健作 人文社会科学部国際文化課程3年
金子 智志 農学部農業生命科学科2年
望月 貴絵 教育学部中学校教育・書道1年
草 明生 農学研究科農林環境学専攻1年
引率：崔 華月 研究交流部国際課国際企画グループ外国語専門職員

2. 日程および交流概要

<準備>

参加学生は出発前の約1ヵ月半、訪問のための準備を行った。準備期間中3回の打ち合わせを実施した。訪問期間中に岩手大学および岩手、日本事情紹介のプレゼンテーションを行うため、担当項目を分担し、発表用スライド作成と発表練習を行った。また、歓迎会でのアトラクションの練習を行った。打ち合わせは国際課崔職員と尾中教員、松岡が担当した。なお、今回の派遣事業の学生参加費用は20万円で半額は昨年同様教育支援施設戦略経費から支出し、半額は参加者の自己負担であった。

【準備日程】

日付	内容
7月上旬～	参加者募集開始
7月20日	面接選考
8月8日(火)	第1回打ち合わせ；メンバー紹介、日程説明、諸手続き等
9月14日(木)	第2回打ち合わせ；プレゼンテーションおよびアトラクション準備
9月16日(月)	第3回打ち合わせ；日程最終確認、プレゼンテーションおよびアトラクション準備

【訪問日程】

日付	内 容
9月19日(火)	移動; 盛岡→仙台→北京(北京泊)
9月20日(水)	移動; 北京→ウルムチ→石河子(ここから石河子泊)
9月21日(木)	トウルファン、ウルムチ見学
9月22日(金)	オリエンテーション、学内見学、日本紹介と学生座談会
9月23日(土)	市内見学、学生宿舎見学
9月24日(日)	石河子農場見学
9月25日(月)	中国語講座(大学院生は農学研修、以下同じ)、学部見学
9月26日(火)	中国語講座、日本語授業見学
9月27日(水)	中国語講座、学生座談会
9月28日(木)	中国語講座、買い物、学生交流
9月29日(金)	学部訪問
9月30日(土)	移動; 石河子→ウルムチ→北京(北京泊)
10月1日(日)	移動; 北京→仙台→盛岡

3. 交流実績、効果

今年度は中国語研修が中心であったが、集中して学習したことで一定の成果が上がった。中国事情の説明などもあり、実用的だったという評価を学生から得た。さらに、各研究分野の研究室訪問では、それぞれの興味分野について担当教員や学生たちとの質疑応答が交わされ、非常に有意義だったという報告があった。また、昨年に引き続き、参加学生たちは積極的に石河子大学の学生たちと交流し、双方に刺激を与えあうことができた。参加学生たちは中国人学生たちの勉学に対する真摯な態度や将来に対する具体的な展望など驚きを感じたと同時に、これまでの学生生活を反省し帰国後の勉学に対する意欲を掻き立てられたようである。また、石河子の生活の様子から、日本で自分たちがいかに恵まれた環境に住んでいるのかを実感したという感想もあり、短期間ながら異なる生活環境に身を置いたことによって自らを振り返る機会を得たようであった。

4. 今後の課題

本プログラムは2回の実施で学生交流について一定の効果が認められた。しかし、継続の必要性については、費用、期間、研修内容と効果、単位化の課題などを総合的に勘案し、詳細に検討を行う必要がある。

(文責:松岡洋子)

石河子大学日本語教師派遣事業報告

派遣期間：平成18年8月16日～平成19年8月15日(1年間)

派遣教師：菅原睦(国際交流センター嘱託コーディネーター)

1. 概要

平成16年度に猪内前学術担当理事が石河子大学を訪問した際に石河子大学学長と交わした覚書に基づく日本語教師派遣事業が、平成18年度も引き続き実施された。派遣された教師は、石河子大学の主に英語専攻の学生に対して第二外国語としての日本語の授業を担当する。

2. 派遣前研修

2.1 日本語教育研修

派遣前3ヶ月間、国際交流センターにおいて、日本語教育研修を実施した。研修内容は以下のとおりである。日本語教育の知識と技能を速習するため、実習を多く取り入れ、即戦力となる知識、技能の養成を目指した研修を実施した。

- 1) 日本語教育基礎知識習得研修:日本語教育概論、教科書分析、教案作成方法講義等(週1回)
- 2) 授業見学:日本語特別コースの授業見学と見学レポート作成(週2～3回)
- 3) 授業実習:日本語特別コースの中級前半レベルの授業実習(週2回。見学含む)
- 4) カリキュラム作成:授業使用予定教材による1学期間のカリキュラム作成

2. 中国語研修

教育学部の交換留学生在が担当した中国語レッスンを週2回各1.5時間受講した。

2.2 任期中の担当業務

- 1) 前期の担当授業科目名と時間帯・単位数・受講対象・受講者数

日本語(一)単位数 4 一学期 72 時間 19 週(週に2コマ 計4時間)

受講者 外国語学院英語専攻 3 年生 60 名

日本語(三)単位数 3 一学期 54 時間(週に3コマ 計6時間)

9・12月の2ヶ月(10～11月は4年生が教育実習のため授業なし)

受講者 外国語学院英語専攻 4 年生 60 名

日本語促成班 2ヶ月間

週末1日3時間の初級クラスと中級クラス 約50人

2)後期の担当授業科目名と時間帯・単位数・受講対象・受講者数

日本語(二) 前期の日本語(一)の続き

受講者 外国語学院英語専攻 3年生 58人

単位数 4 一学期 72時間 19週

日本語(二) 受講者 科技学院 英語専攻 3年生 30人

単位数 4 一学期 72時間 19週

3)その他の業務

成績管理など授業に付帯する業務。

3. 課題と展望

2年度にわたり日本語教師派遣事業を実施したが、以下の検討課題が明らかになった。

◎日本語教師派遣事業の位置づけと意義

交流協定の覚書に基づいた日本語教師派遣事業であるが、その目的、意義、効果について不明確である。英語専攻科の第二外国語科目としての日本語科目が開講されているが正規のカリキュラムに定期的に位置づけられている語学授業担当者として岩手大学の関係者が継続的に赴任する必要性について検討が必要である。

◎人選と期間

岩手大学の大学院教育では日本語教育はほとんど取り扱われておらず、大学院生や卒業生などから大学レベルで教育するための日本語教師を人選することには限界がある。また、日本語教育に関心のある大学院生を派遣する場合、1年間休学して派遣される形態は学生の負担が大きい。卒業生が派遣する場合にも、派遣中の身分や帰国後の処遇などで課題がある。

今後も日本語教師派遣を継続するためには以上の課題について具体的、かつ有用な対応を見出す必要がある。

(文責:国際交流センター 松岡洋子)

石河子大学学生受け入れプログラム実施報告

1. 概要

協定大学との学生交流事業の一環として、昨年度に引き続き 11 月に石河子大学からの訪問団受け入れ事業を行った。今年度は昨年度より訪問日程が長く、日本語学習を取り入れたプログラムが実施された。

<訪問学生>

王 琛(男) Wang Chen 水利建筑工程学院 学部 2 年
関 曉虎(男) Guan XiaoHu 水利建筑工程学院 学部2年
王 興博(男) Wang XingBo 外国語学院 学部 4 年
肖 佳樂(女) Xiao JiaLe 生命科学学院 学部2年
馬 燕(女) Ma Yan 医学院 学部 2 年

<引率教職員>

李 孝光(男) Li XiaoGuang 学工部長副部長
郭 偉(男) Guo Wei 対外交流与合作処主任

<日程および交流概要>

受け入れ準備は7月から国際交流センター教員と国際課職員によって進められた。また、プログラムの実施に当たり、情報メディアセンター(図書館、ミュージアム)、農学部、工学部、人文社会科学部の協力、支援を得た。さらに、学生同士の交流を深めるため、歓迎会、交流会等で石河子大学派遣事業に参加した学生たちを中心に、本学サークル(アカペラサークル VOIVOI、ストリートパフォーマンスクラブ)、派遣日本語教師経験者、ボランティア等の多くの学生がプログラムの運営に協力した。

今年度の交流事業は、岩手大学の学生派遣事業と同様午前中の日程は日本語研修が中心となった。日本語講座は小野寺淑(センター非常勤講師)、坂本淳子(センター非常勤講師)、松岡洋子の3名で対応した。そのほかの交流事業については昨年度と同様で、学生交流、岩手県内見学、研究室訪問などが行われた。また、学生交流の新たな試みとして、座談会を実施し、日本と中国との関係について学生の意見交換を行った。

なお、昨年度は全日程を大学そばの第一ホテルに滞在したが、今年度は経費の都合上、岩手県青少年交流の家に7泊、第一ホテルに3泊滞在した。岩手県青少年交流センター宿泊中は、教育学研究科1年次の夏から1年間石河子大学に日本語教師として派遣された佐々木仁美および同じく寧波大学に派遣された亀田智代が通訳として宿泊した。

<スケジュール>

日付	活動内容
11月2日(木)	移動:北京→仙台→盛岡
11月3日(金・祝)	宮古見学
11月4日(土)	盛岡見学
11月5日(日)	平泉見学、歓迎夕食会
11月6日(月)	日本語講座、ミュージアムおよび図書館見学、カラオケ
11月7日(火)	日本語講座、石河子大学紹介および学生座談会
11月8日(水)	日本語講座、買い物
11月9日(木)	日本語講座、着物体験、交流会
11月10日(金)	日本語講座、研究室訪問
11月11日(土)	買い物、送別会
11月12日(日)	移動:盛岡→東京(日本大学訪問)

3. 交流効果と今後の課題

プログラムの運営にあたって昨年度と今年度の石河子大学訪問学生が中心的な役割を果たし、交流がより深まったのが何よりの効果といえる。学生たちは昨年と同様、研修終了後も電子メール等で連絡を取り合い、交流を継続させている。また、石河子大学で日本語を履修した学生1名が今回の研修中に他の学生の通訳の役割を果たして学習の成果を発揮し、日本語学習に対する動機がさらに高まったようであった。学生座談会では、岩手大学に在学する留学生も交えた活発な意見交換が行われ、日中関係について学生たちはそれぞれ新たな展望を見出したようである。

本事業は、派遣事業と同様に2年間実施され、一定の効果を挙げた。事業の継続については、費用、効果、意義などを検討し、新たな形での学生交流事業を展開させていきたい。

(文責:松岡洋子)

海外派遣のための語学支援

1. スーパー・イングリッシュ

スーパー・イングリッシュは留学準備のための英語集中コースとして位置づけ、大学の教室を使用するが大学のカリキュラムには組み込まれていない。短期間での効果を上げるために受講資格を設けた。概要は以下の通りである。

開講期間(11週間): 前期 4月18日～7月8日、後期 10月5日～12月21日

授業時間: 月、水、金の18時20分～19時50分

受講資格: 学部は問わない。①英語検定2級以上、②TOEFLまたはTOEFL-ITPで480点以上、
③TOEIC700点以上のいずれかを満たすこと

募集定員: 15名

受講料: 前期は有料、後期は予算がついたため無料

教員は外部から雇用した、英語を母国語とする英語教育の専門教員で、英語圏で実施されている ESL プログラムに準じた構成である。授業は全て英語のみで実施した。今年度よりインターネット版 TOEFL への対応を視野に入れた構成に変更し、曜日毎に聴解とノート筆記、読解と口頭表現融合、読解と作文表現融合とした。受講者数は表1の通りである。

表 1. 受講者数

所属学部	2006 年度前期					2006 年度後期				
	人社	教育	工学	農学	合計	人社	教育	工学	農学	合計
人数	5	2	0	1	8	4	4	1	1	10

終了後のアンケート調査では内容についてはほぼ全員が満足であると答えているが、受講資格が英検 2 級では低すぎるという指摘が見られた。しかし、英検準 1 級を最低条件とした場合、受講できる資格のある学生数が激減することが予想されるので、指摘に妥当性があると推察されるものの今後も受講資格はこのままで据え置くこととする。

プログラム終了後には成果を見るために直近の TOEFL(ペーパー版)を受験するようにと受講者に指導していたが、講師から教えている内容と実際に受験する試験の内容にギャップが大きいため、どちらに照準を合わせた授業にすればいいかに迷うとの苦情が寄せられていた。これについては、来年度より盛岡でもインターネット版 TOEFL が受験できるようになるので、解決するものと思われる。

2. リーディング・マラソン

今年度4月から新規事業としてリーディング・マラソンを開始した。これは難易度によって6レベルに分けられた読み物をそれぞれ最低400ページずつ読破していき、1年間で6レベルの読み物を読み終えるというプログラムである。事業の目的は600語程度で書かれた易しい読み物から少しずつ英語で読むことに慣れていき、最終的には3000語程度で書かれた小説を読めるようになることで英語の読解力をつけることにある。各自のペースと都合に合わせて読むことができる上に、幅広く沢山用意された本の中から各自の好みにあった本を借りることができるのがこのプログラムの利点である。用意された本は表2のように分類され色分けしている。

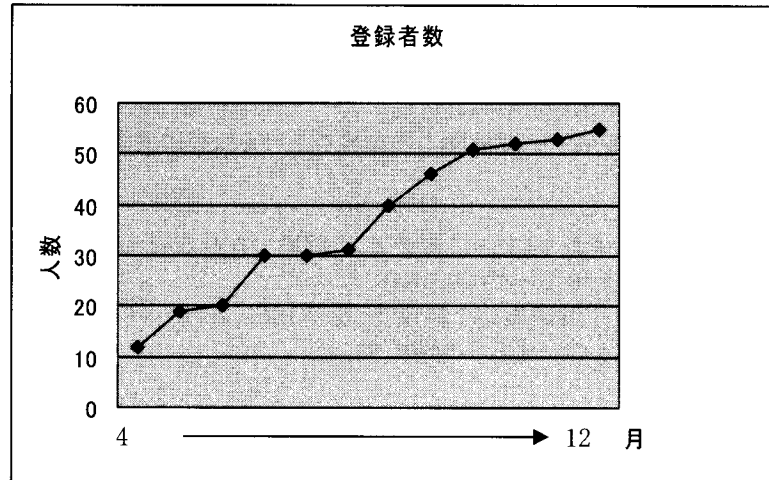
表 2. 本の難易度

Orange 1	600 語～1000 語程度
Orange 2	1000 語～
Green 1	1200 語～
Green 2	1500 語～
Green 3	2000 語～
Blue	3000 語～

周知は学内掲示のポスターとウェブで行った。1ヶ月に3度の公開貸出日を設定し、登録者にはメールで開

催日を案内した。登録者数の増加は表3の通りである。

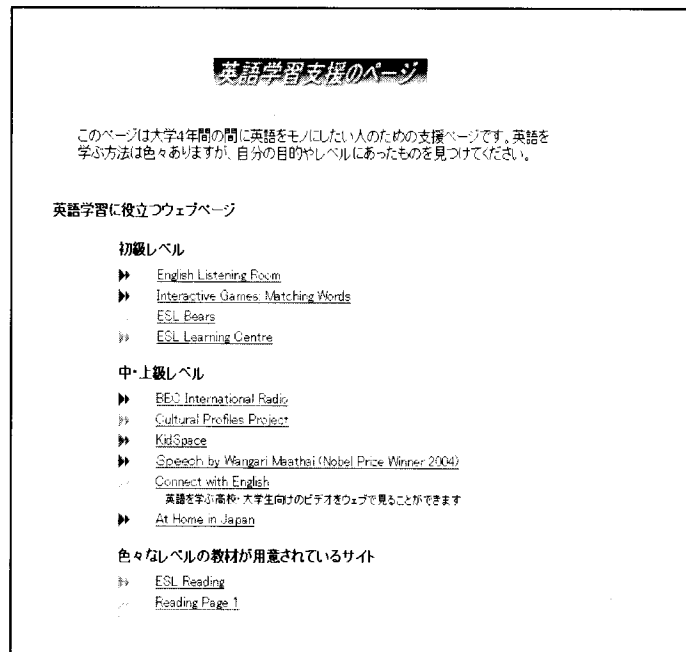
表3. 登録者数の推移



3. 英語学習支援のためのホームページ

英語力を付けたいと考えている学生は多いが、具体的にどこから始めればいいのかわからず相談に来る学生がいることから、英語学習支援のためのページを立ち上げた。ここには聴解、速読練習などができるウェブページへのリンクの他、学内で実施される英語学習にかかわるイベントの紹介などもしている。

写真1. 英語学習支援のウェブページ



4. 課題と今後の取組について

リーディング・マラソンは順調に登録者数が増加している。ゴールをはっきりする意味で1年間のプログラムと位置づけたが、1年にこだわらずマイペースに継続する学生もいる。本の貸し出しは研究室で行っているが、手狭なため、今後の対応を考える必要がある。また、英語の聴解能力が依然として低い学生が多いので、英語を聞く機会を増やすとともに、スキル別に学習ができる新たなプログラムを今後立ち上げていきたい。

(報告:尾中夏美)

海外留学情報提供

海外の大学との学生交流や様々な海外研修プログラムに関心をもってもらう目的で以下の事業を実施した。

1. 海外留学・研修オリエンテーション

実施日程と参加人数は以下の通りである。

実施日程:5月11日(木) 午後4時30分～午後7時15分

参加人数:63名

前日には大学生協主催の TOEIC 体験も催され、この二日間を大学生協との国際教育共催事業と位置づけた。オリエンテーションの内容は、表1の通りである。

表1. プログラム

時間	内容
16:30～16:40	海外留学・研修の意義と岩手大学での支援体制について
16:40～18:35	ロシアプログラム(人文社会科学部対象)
	オーストラリア短期語学研修(工学部対象)
	カナダ・オーストラリア短期語学研修(全学対象)
	米国短期研修(農学部対象)
	国際ボランティアプロジェクト、TOEFL(全学対象)
	フランス語学研修(人文社会科学部対象)
	カナダ・米国交換留学(全学対象)
	韓国交換留学(全学対象)
18:40～19:10	体験者による発表(カナダ、韓国)
19:10～19:15	質疑応答、アンケート記入
19:15	終了

アンケートは36名分回収できた。参加者の関心事項はプログラムの内容と全体の費用であった。

2. 個別留学相談

個別留学相談は学生それぞれの授業時間との兼ね合いもあるので、不定期に実施している。相談受

付のポスターは常時掲示しているので、希望者は国際課を通すか直接メールで相談時間の予約を入れてくる。

相談内容は語学研修、ワーキングホリデー、交換留学と多岐に渡るが、学生側の情報収集不足がかなり見られる。人生設計や将来の希望職種などについても話を聞きながら相談に応じている。また、高い語学力を求められる留学に関しては、準備方法などについても助言している。

表 2. 相談者所属別留学相談のべ件数

年		2006 年度											年度合計	
月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3
人 社	1年				2			2					1	5
	2年	1		1										2
	3年	1	1	1	2			1						6
	4年	1						1						2
	院									1				1
教 育	1年													0
	2年	1												1
	3年													0
	4年				1	1								2
	院				1			1						2
工 学 部	1年													0
	2年							1			1			2
	3年													0
	4年													0
	院								1					1
農 学 部	1年		3		1						1			5
	2年										1		1	2
	3年												1	1
	4年			1										1
	院													0
合計		4	4	3	7	1	0	6	1	1	3	0	3	33

3. 留学・研修体験の展示

今年度初めて海外留学や研修の体験者に声をかけて、大学祭で「世界へ飛び出せ岩大生」と銘打って、海外プログラムの紹介を行う展示を行った。大学祭では同時にオープンキャンパスが開催されており、岩手大学に県内外から多くの高校生が訪問する。そういった高校生や在学生に岩手大学が積極的

に海外派遣を実施していることをPRする機会とした。会場にはプログラム紹介や写真・物品展示を行い、海外のお茶やお菓子を用意し、体験者が交代でプログラムの解説などを実施した。二日間で約60名が参加した。

写真1. 会場の様子



(報告:尾中夏美)

国際交流センターの海外向け広報活動報告

1. 海外でのPR活動と情報収集の意義

日本の大学への留学希望者の多くは、東京などの大都市圏に留学を希望する。生活費がかかるもののアルバイトが地方に比べて豊富にあるし、日本語学校などが集中していることもその要因であろう。しかし、地方大学の実情についての情報不足や偏見なども多分に作用していることが留学フェアなどに参加してみて推測される。岩手の地理上の位置がわからないだけでなく、「先生はなまりがひどいのではないですか？」などといった質問が沢山寄せられる。卒業生から「せっかく学位まで取ったのに、友達からは『そんな大学は知らない』と言われて悔しい思いをするので、もっと知名度を上げて欲しい」と言われたことがある。知名度が低く偏見を持たれた大学に、熱意ある質の高い留学生が出願してくれることを期待するのはあまり現実的ではないだろう。大学についての正確な情報を発信するとともに、留学を希望する学生にどのようなニーズがあるのかを把握し、的確に必要な情報を提供することが重要である。

2. 多言語ホームページへの取り組み

国際交流センターではセンターのホームページ上に多言語のウェブページを載せている。現在日本語、英語を含めて10カ国語対応となっている。

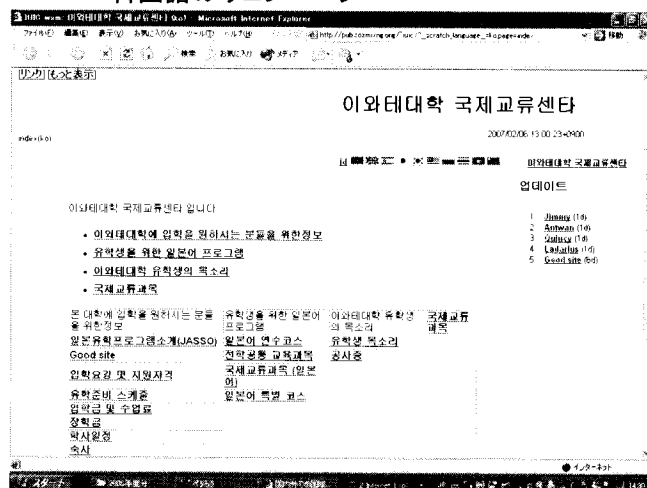
多言語ホームページの立ち上げに関しては、留学生対象にホームページ作りのワークショップを実施し、その研修受講者を各国別チームに編成してアルバイトとして雇用し、あらかじめ指定した内容を翻訳してもらった。更新の手間がかからないようにパスワードがあればどこからでも簡単に編集できるwiki と似たシステムを工学部院生に開発してもらい、フォーマットも統一した。内容は概要や学部、生活環境、自分が留学してみたの印象など簡単なものである。

多言語ウェブページ

多言語のウェブページ

- ベンガル語
- タイ語
- 中国語
- 韓国語
- ロシア語
- マレーシア語
- ベトナム語
- 英語
- スペイン語
- 岩手大学留学生の声
- 留学生のメッセージ

韓国語のウェブページ



3. 日本留学フェア

3.1 韓国

韓国で開催された JASSO(日本学生支援機構)主催の日本留学フェアは釜山とソウルの二会場で行われ、一日ずつ開催された。釜山は教員1名、事務職員1名で対応し、ソウルは帰国中の大学院生が応援に入ってくれたので韓国語対応者は1名増員で2名になった。事務職員は昨年同様に朝鮮族の中国人であった。

人社系と教育に関心分野が偏っていた。

今回、学部概要に加えて細かい学科の説明なども韓国語で用意できた。

日本留学についての手続きにはかなり知識があるようで、来訪者の質問はかなり具体的な内容であった。

開催日程	釜山:9月9日(土)、ソウル:9月10日(日)
開催場所	釜山:釜山展示コンベンションセンター
	ソウル:展示コンベンションセンター
来場者数	釜山:1596名
	ソウル:2918名
岩手大学ブースへの来訪者数	釜山:55名
	ソウル:124名

3.2 タイ

(1) 日本留学フェア

教員1名、事務職員1名で参加した。今回から本学卒業生で毎年通訳などで手伝ってくれる人に国際交流コーディネーターを正式に委嘱し、両会場で通訳をしてもらった。資料は本学紹介のチラシ、CDの他、ポスター、日本語授業時間割、大学入試案内の他に、学科の詳しい内容を韓国語版を基にしてタイ語で準備した。別の卒業生も一家で応援に来て会場の設営などを手伝ってくれた。

今回のフェアの問題点は主催者である JASSO の日程調整や事前 PR の不手際から来場者が前年に比べて極端に少なかったことである。国際交流センターとしても PR に改善を加えていくことは当然であるが、JASSO 側の対応については当日担当者に改善を申し入れておいた。

開催日程	チェンマイ:11月4日(土)、バンコク:6日(日)
開催場所	チェンマイ:チェンマイ・オーキッドホテル
	バンコク:ソフィテル・セントラルプラザホテル
来場者数	チェンマイ:142名
	バンコク:421名
岩手大学ブースへの来訪者数	チェンマイ:23名
	バンコク:61名

3.3 NAFSA(米国国際教育学会)

前年に引き続きの参加である。JASSOが用意した日本の大学の集合展示ブースで、本学に割り当てられた時間帯にブースにおいて説明を行った。会場では事前申し込みを必要とするワークショップ、当日参加の研究発表などが数多く用意されていて、国際教育関係者の研鑽の場ともなっていた。

日本留学フェア(北米)概要	
開催日程	2005年5月21日(日)～26日(金)
開催場所	カナダ、モントリオールコンベンションセンター

3.4 EAIE(欧州国際教育学会)

EAIEはNAFSAに比べて規模は小さいものの、最近大きく変革しつつある欧州の国際教育の動向を知るために最も良い場である。日本との学生交流を希望する大学の担当者への説明もブースで行った。アイスランド大学が最近日本語・文化の学科を新設したので交流先を求めているという担当者に会い、帰国後教員と資料交換した。今後本学の各学部の意向を伺って交流に結び付けていきたい。

日本留学フェア(欧州)概要	
開催日程	2005年9月13(木)～16(土)
開催場所	スイス、バーゼル市

4. 活動の評価と今後の課題

4.1 岩手大学の知名度を上げる努力

海外でリクルート活動をしていて痛感するのは、現地での知名度の低さである。「岩手はどこにあるのか」から始まって、「先生はなまりが強く標準的な日本語が話せないのではないか」といったことに至るまで、魅力ある留学先としてのイメージができるまでの道のりが遠いことを感じる。

一方で以前東京の進学説明会において日本の語学学校に通う就学生が岩手大学という名前をあらかじめ知った上でブースに来てくれた。本学が毎年参加している海外の日本留学フェアにおいて本学ブースでの説明を聞いたようである。今後も名前を聞いたことがあるというレベルまで持っていく地道な努力が引き続き必要である。

5.2 多言語による情報提供の充実

留学生への情報提供は英語は言うまでもなくできるだけ多言語での対応をめざす必要がある。多くの留学生はインターネット・カフェなどから本学のウェブにアクセスしてくるようであるが、そのような環境では日本語フォントが入っていないことが多い為、文字化けなどが生じて十分な情報を得ることができないようだ。英語ではこのようなことが避けられるので、最低限英語での情報提供を充実させるとともに、大まかな情報は多言語で対応していきたい。

(報告:尾中夏美)

タマサート大学生との交流会報告

タイのタマサート大学で日本語学科に所属する学生が日本研修として10月に岩手県八幡平市にホームステイした。この期間中に日本の大学祭を見学する目的で本学を訪れた。

日時:平成17年10月22日(土) 午前10時すぎ～(「不來方祭」開催中)

来学者人数: 学生17名、引率教員 1名

本学の参加学生数:6～7名

会議室で本学のタイ人留学生が日本での学生生活などについてタイ語で説明した後、日本人学生が小グループに分かれたタイ人学生を案内した。今回は事前に数名の学生にこの案内役を頼み、都合のつく時間帯にそれぞれ小グループを連れて大学祭を案内してもらった。集合時間になって会議室に戻ってきたときには親しげに話し合っていたので、よい交流ができたと思われる。



(報告:尾中夏美)

会話パートナー制度

渡日間もない留学生には日本語での会話に不安を持つ学生がいる。そのような留学生に対して日本語の会話の練習相手になってあげる日本人学生ボランティアを会話パートナーと呼んで、登録制度を実施している。今年度の登録者は14名であった。

登録者に必要に応じて担当教員から一斉送信で登録者の携帯電話やメールに連絡がいくようにしている。会話パートナーには個別対応のほか、留学生とのペアワークの相手として日本語の授業に入ってもらう場合もある。授業を通して親しくなり友人関係になる場合も見受けられた。留学生との交流を希望しながら接点が自分ではなかなか見つけられない日本人学生にとっては便利な制度と言える。

(報告:尾中夏美)

平成18年度岩手大学留学生実地見学旅行報告

実施要項

- 目 的 岩手大学に学ぶ留学生に対する教育活動の一環として、我が国の現状を実際に見学し、留学生の日本に対する視野を深める。更に留学生相互と留学生生活の適応と留学生教育の効果を高めることを目的とする。
- 期 日 平成18年9月6日（水）～9月8日（金）（2泊3日）
- 旅行先及び見学場所（南北海道）
函館明治館、赤レンガ倉庫群、函館山、五稜郭公園、昭和新山、アイヌ民族博物館、北海道大学（ポプラ並木、クラーク銅像）、札幌大通公園（時計台）
- 内 容 南北海道の名勝・文化施設の見学
- 宿 泊 地 9月6日（水）万惣ホテル
9月7日（木）フェリー泊
- 参 加 者 外国人留学生 40名
- 統 導 者 国際交流センター 岡崎正道
国際課 今野和男・大矢 真
- 交通機関 借上げバス、フェリー

日程表

月 日	時 刻	行 程
1日目 9月6日（水）	8：00	岩手大学学生センター前集合
	8：40	大学出発 東北自動車道
	11：30	青森港着（昼食弁当）
	12：30	青森港出発（フェリー）
	16：10	函館港着
	16：30	ベイエリア、函館明治館、赤レンガ倉庫群見学
	17：30	ベイエリア、函館明治館、赤レンガ倉庫群出発
	18：00	山麓駅到着（ロープウェイにて函館山へ）
	18：05	函館山夜景（見学時間20分）
	18：30	山麓駅出発
19：00	湯の川温泉到着 ホテル万惣チェックイン 函館市湯川町1丁目15-3（Tel 0138-57-5061）	
2日目 9月7日（木）	8：00	ホテル出発
	8：10	五稜郭公園
	8：40	五稜郭公園出発
	11：40	昭和新山（見学・昼食）
	12：40	昭和新山出発
	13：50	アイヌ民族博物館見学
	14：50	アイヌ民族博物館出発
	16：30	北海道大学見学（ポプラ並木、クラーク像）
	17：30	北海道大学出発
	19：00	苫小牧港到着（夕食）
21：15	苫小牧港出発（フェリーにて車中泊）	
3日目 9月8日（金）	4：15	八戸港到着
	6：30	岩手大学学生センター前到着

平成18年度岩手大学外国人留学生スキー研修

実施要項

目的	岩手大学に学ぶ外国人留学生が、スキーを通じて雪国である岩手の冬に親しむ。更に留学生相互、並びに教職員との交流を図り、留学生活の適応と留学生教育の効果を高めること。	
内容	スキー実技指導	
期日	平成19年1月4日(木)～1月6日(土) (2泊3日)	
実施場所	安比高原スキー場(岩手県八幡平市安比高原 TEL 0195-73-5111)	
宿泊場所	安比グランドホテル(岩手県八幡平市安比高原 TEL 0195-73-5011)	
講師	工学部教授 藤田尚毅	安比高原スキー場スキー指導員 7名
参加者	外国人留学生	40名
統 導 者	工学部教授 藤田尚毅	国際交流センター助教授 中村ちどり
	国際課	今野和男、高田千佳
移 動	借上バス(安比高原スキー場所有)	
準備する物	スキーウェア・手袋・帽子・ゴーグル(借りる人は不要) スキー用具一式(借りる人は不要) 着替え	
そ の 他	※ 1月4日(木) 9時までに学生センター前に集合 ※ 昼食は各自でとること	

日 程 表

【第1日目】 1月4日(木)	9:00	学生センター集合(時間厳守)
	9:20	学生センター出発
	10:30	安比グランドホテル到着
	11:00	オリエンテーション(開校式)
	11:30	スキー実技準備
	12:00	昼食(各自)
	13:00	実技(指導員)
	16:00	自由(入浴など)
18:00	夕食・交流	
【第2日目】 1月5日(金)	7:30	朝食
	9:00	実技(指導員)
	12:00	昼食(各自)
	13:00	実技(指導員)
	16:00	自由(入浴など)
	18:00	夕食・交流
【第3日目】 1月6日(土)	7:30	朝食
	9:00	実技(指導員)
	12:00	昼食(各自)
	13:00	出発準備(閉校式)
	13:20	安比高原スキー場出発
	14:30	学生センター到着・解散

北東北国立3大学外国人留学生合同合宿研修会報告

1. 実施概要

秋田大学、岩手大学、弘前大学の国立大学法人3大学は北東北連携推進会議を結成し、3大学連携事業を実施している。この一環として、留学生教育の連携を図ることを目的とし北東北3大学合同合宿を平成16年度から行われている。今年度は第3回目となり、秋田大学を幹事大学として次のような内容で実施された。なお、今年度の研修会は「平成18年度北東北国立3大学連携推進研究プロジェクト：多言語・多文化状況における実践的コミュニケーション教育・評価方法の開発（研究代表者：弘前大学・小山宣子）の研究の一環として日本人学生も参加した。そのため、留学生が参加した過去2回の研修とは内容が異なり、コミュニケーション教育として位置づけられた。

実施期間：2006年7月15日(土)～7月17日(月・祝)

場 所：秋田県青少年活動交流センターユースパル(秋田市)

参加大学：秋田大学 14名(学生12名 引率2名)

弘前大学 13名(学生12名 引率1名)

岩手大学 18名(学生16名 引率2名) 計 45名

2. 研修内容

<スケジュール>

7月15日(土)

13:30～14:00 受付(弘大・岩大は借上バスで現地集合)

14:10～17:30 ①オリエンテーション(約15分)・事前アンケート実施

②アイスブレイク(約50分)

③多文化グループワーク(約60分)

17:40～18:40 夕食(レストラン ユースパル)

19:00～21:00 共同作業(ビデオスキット作成)(1)・グループ分け・テーマ選択・アイデア作成

21:00～22:00 自由時間・入浴

22:30 就寝

7月16日(日)

6:30 起床・洗面 宿泊室清掃

7:30～8:30 朝食

9:00～12:00 共同作業(2) スキット作成・練習

12:00～13:00	昼食
13:00～17:30	共同作業(3) ビデオ撮影(2回)
17:40～18:40	夕食
18:40～21:30	発表会・表彰(賞品あり)・振り返り
21:30～22:00	入浴
22:30	就寝

7月17日(月)

6:30	起床・洗面 宿泊室清掃
7:30～8:30	朝食
9:00～9:20	まとめ・事後アンケート実施
9:30	解散

<研修の目的>

多文化状況におけるコミュニケーションに必要な知識、技能や具体的な課題について参加者に体験的に学ばせるために合宿研修を実施した。その意味で、過去2回の合宿研修と比較すると、研修目的が単なる交流からアカデミックな体験学習へとシフトした。特に、日本人学生が参加することによって大学を超えた交流が深化したことが特徴である。

<合宿の様子>

初日は作業グループに分かれてそれぞれのメンバーと知り合うことが活動の中心となり、グループのシンボルを作り、これからグループ作業で完成させるビデオ劇のアイデアを練った。2日目はよりビデオ劇の作成作業を行い、夜には成果発表をした。参加者は途中、アンケートに回答する形で各自の作業やグループについて内省し、多文化状況でのコミュニケーションに対する各自の技能や態度について学んだ。なお、参加者のうち、秋田大学と岩手大学は全学共通教育科目「日本事情」の履修者であり、多文化コミュニケーションについて授業を通じて基礎的な知識を得ていた。岩手大学の学生については合宿参加が単位認定の条件の一部となっていた。一方、弘前大学の参加者は自由参加であり、交流に意欲のある学生が参加した。

3. 参加者の反応(アンケート結果より)

合宿終了後、各大学でアンケートを実施した。全体的には、参加者はどの活動に対しても肯定的に捉えており、好評だった。以下にアンケート結果を示す。

<アンケート結果>

(回答数 40名=100%)

1. 合宿の時間の長さはどうでしたか。	(人)	(%)
a. ちょうど良かった	20	50
b. 時間が長すぎたので、もっと短いほうが良かった	2	5
c. 短すぎたので、もっと長いほうが良かった	18	45
2. 泊まった場所は どうでしたか。		
a. よかった	30	75
b. まあまあよかった	8	20
c. 他の場所のほうがよかった	1	2.5
d. 場所はどこでもよい	1	2.5
3. 研修内容は どうでしたか。		
a. よかった	27	67.5
b. まあまあよかった	10	25
c. ちがう活動をしたほうがよい	1	2.5
d. どんな活動でもよい	2	5
4. 異文化コミュニケーションゲームはどうでしたか。		
a. よかった	34	85
b. まあまあよかった	5	12.5
c. ちがうゲームのほうがよかった	1	2.5
5. 感想(自由記述)		
<ul style="list-style-type: none"> ・とても楽しく、いろいろな国の人とコミュニケーション出来て良かった。 ・いろいろな国、学校の人たちと話をし、さまざまな考え方を肌で感じた。短い間だったが、自分とは どういうものか来る前よりもわかった気がする。楽しかった。 ・他の国の学生との合宿は思ったより楽しかった。若いから何でも話題があった。 ・共同作業では同じ目標をもって頑張れた。最後自分の作品が認められたとき感動した。 ・一緒に撮った写真をみながら、最後の日本の思い出だけ、美しく忘れられないと思った。 ・別の国の人とただ付き合うことと一緒に作業することは違うことが分かった。作業はいろいろな トラブルが生じ、どのようにうまくやるかは重要な課題となってくる。全体として非常に面白く勉強になった。 ・異文化と地域の特徴がわかりました。 ・ I was pleased to meet students from other countries. I thought it would be frightening if I am in language problems, but it didn't matter/problem to us. 		

- ・活発な性格の人と一緒にだったのでよかった。
- ・すごくよかった。研修期間はちょうどよいと思います。
- ・他の人とのふれ合いの時間や機会が少し足りないと感じた。
- ・とても楽しかった。参加してよかった。最初のゲームでたくさんの人と話せて楽しかった。グループワークも協力して出来てよかった。他大学との違いに驚いたり、とても楽しい2泊3日でした。
- ・新しい経験だった。すごく嬉しかった。なごりおいしい。他の大学の話を聞いていろいろ話をしてよかった。
- ・本当におもしろかった。他の大学の人と交流する機会はほとんどないので、貴重でした。場所も環境もいつもと違い、本当によい経験でした。
- ・皆が違う場所から来て、日本語を共通語として一緒に話せることは本当によかったと思います。新しい友達ができ、すごくうれしかったです。
- ・いろんな学生と触れ合い、楽しく面白かった。
- ・他大学の学生というよりも、留学生と一緒に合宿できて良かった。アジア圏だけでなく、もっと欧米の学生とも交流したい。
- ・楽しかった。グループを作るとき、個々の性格を配慮して作れば本当の意味でみんなが楽しめたと思う。留学生と一緒に生活する機会はめったにないので、貴重な体験ができた。ありがとうございました。
- ・寝食を共に過ごすことですぐ打ち解けられて良かった。皆がもともと国際交流に興味を持っているので上手くいった部分大きいと思う。自分が日本人ということで、記録係を率先してやらなければと感じた。
- ・他大学の国際に興味のある日本人学生や留学生と集まる機会があまりないので貴重な体験だった。
- ・とてもよかった。
- ・普段は出来ない体験でとても楽しかった。もう2~3日長ければよかった。
- ・本当に楽しかったが、このような合宿は別れがかなしい。いろんな国と大学の学生と会えて良かった。
- ・新鮮で良かった。留学生が多かったこともあり、夜23:00以降は静かにするなどのルールをあらかじめ明示しておくべきだと思う。施設側に「良識のない団体」と認識されると施設利用を拒否されて困ると思う。
- ・楽しく騒ぐのはいいが、うるさかった。もっと周りに配慮すべきであると思う。特定の人とばかり一緒にいる人も目立った。もっとバラついて話をすべきだと思う。
- ・岩大生、秋大生は単位が出るのでうらやましいと思う。期末試験時期に行わないで欲しい。心が落ち着かない。総合してよい経験になった。ありがとうございました。
- ・新しい友達が出来てよかった。いい経験でした。楽しかった。
- ・とても良かった。チャンスがあればぜひ参加します。とても楽しかった。
- ・とても楽しかった。チームが他の大学・他の国の人と本当にバラバラだったので、交流できたことが自分にとって大きい。全員とは話すことが出来なかったのが残念。
- ・他大学の人も留学生とも交流する機会がなかったのでとてもおもしろかった。
- ・合宿の体験がないのでおもしろかった。
- ・自分の大学だけでなく、他大学の留学生、大学生と会っていろいろな話ができすぎて良かった。時間が短すぎて残念。またこういう機会があればぜひ参加したい。

- ・自分の大学だけでなく、他大学の留学生、大学生と会っていろいろな話ができすぎて良かった。
時間が短すぎて残念。またこういう機会があればぜひ参加したい。
- ・今まで一番楽しい時間だった。忘れられない思い出を作った。
- ・短い時間だったけど、他の国の人、地域の大学生と一緒に合宿しながら多くの経験したから良かった。
- ・他大学の学生と一緒に合宿できて他の国の文化などを勉強できて良かった。
- ・すごく楽しかった。同じ大学の学生、留学生だけでなく、いろいろな人と仲良くなり、多くの文化を知ることができすぎて勉強になった。自分の国、母語について正確に伝えることの難しさを改めて実感した。
- ・寝食、活動を通じて他大学と仲良くなれた。ルームメイトと一緒にフロに入ったり、楽しい時間を過ごした。
また同じメンバーで合宿したい。同じ班員でグループワークをしたいと思う。
- ・面白かった。
- ・いろいろの国の人と会って楽しかった。
- ・同じ大学の中に知り合いがないが、どの大学関係なく、日本人・留学生と話せてよかった。
- ・いろんな国の人と友達になれてよかったです。

4. 経費

今回の合同合宿は先述したように「平成18年度北東北国立3大学連携推進研究プロジェクト経費」を活用し、留学生経費とあわせて使用した。

支出	項目	金額
留学生経費	留学生旅費（9名分）	90,000
	引率教員旅費（2名）	31,400
北東北3大学連携推進研究プロジェクト経費	日本人学生旅費（7名）	70,000
	バス借料（盛岡⇄秋田）	111,200
合計		302,600

5. 今後について（3大学引率教職員の話し合いより）

今回の合宿は3大学としては初めての試みであったが、今後も合宿は継続する旨、申し合わせができた。合宿当日の引率教職員の話し合いでは以下のようなことが協議された。

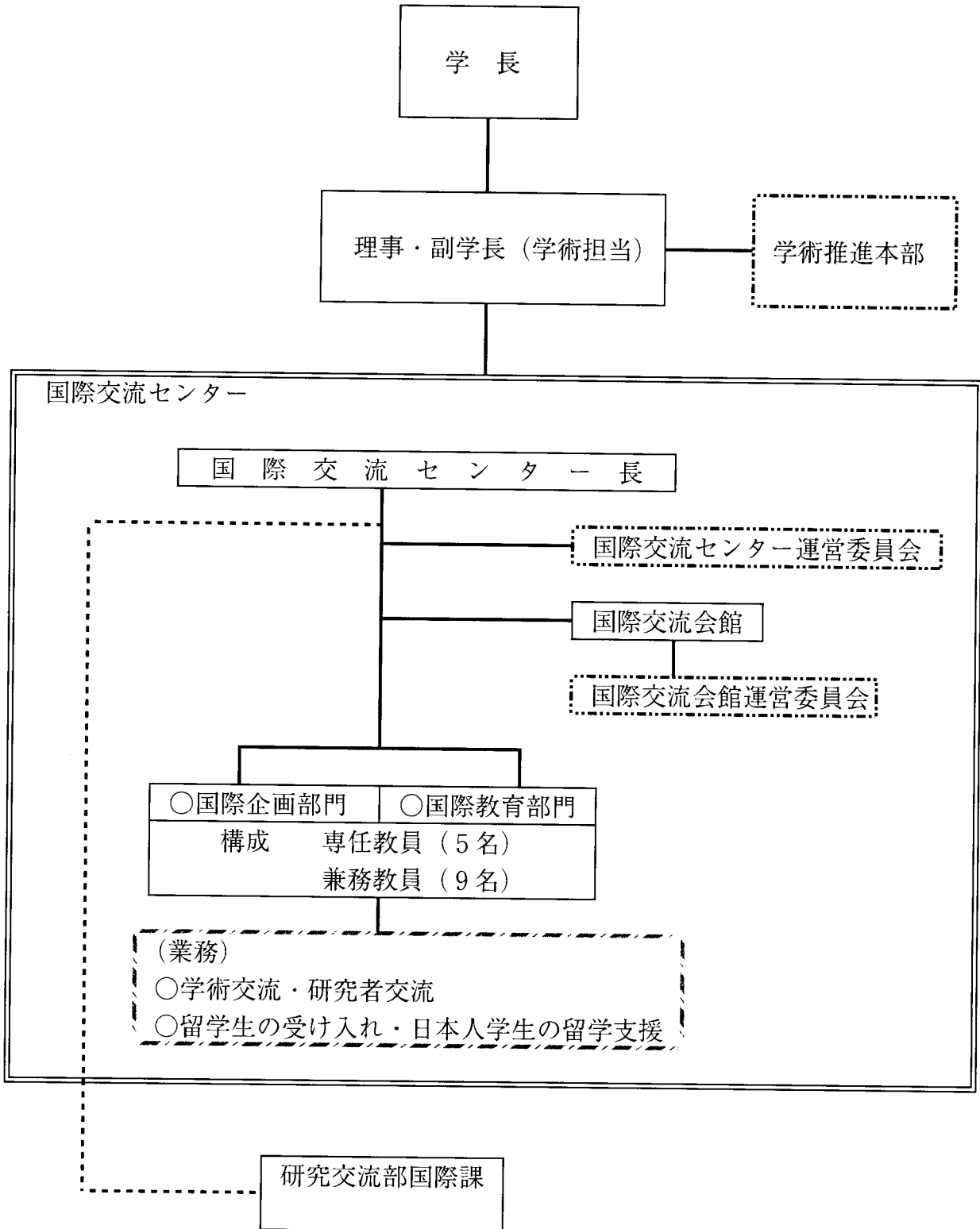
- ・来年度は岩手大学が幹事大学として実施を検討する。
- ・実施場所は岩手県青年の家とする。
- ・来年度も多文化コミュニケーション教育の一環として日本人学生との合同研修とする。

3年間事業を継続し、その意義が確認されたが、予算の確保や事業の位置づけなどについて検討課題が残る。今後の継続については3大学での協議を要する。

（文責：松岡洋子）

国際交流センター組織図

○ 岩手大学国際交流センター組織図



平成18年度留学生関連行事

実施月日	行 事 名
4月 3日(月)	学年開始、2年次以上前期授業開始
3日(月)～	4月入学留学生の諸手続き
5日(水)、10日(月)	特別コースプレースメントテスト
7日(金)	岩手大学入学式
10日(月)～11日(火)	新入生オリエンテーション
11日(火)	日本語研修コース開講式
12日(水)	1年次・編入生授業開始
〃	日本語研修コース前期授業開始
〃	国際交流科目(日本語)前期授業開始
14日(金)	外国人留学生オリエンテーション
17日(月)～	スーパーイングリッシュ(7月7日まで)
20日(木)	国際交流会館オリエンテーション
5月 9日(火)	チューター・会話パートナーオリエンテーション(日本人学生)
11日(木)	海外留学オリエンテーション(日本人学生)
17日(水)	着物着付け体験
6月 1日(木)	開学記念日
24日(土)	オープンキャンパス
7月 1日(土)	留学生ガーデンパーティ
6日(木)	岩手県留学生交流推進協議会運営委員会及び総会・交流懇談会
15日(土)～17日(月)	北東北国立三大学合同合宿研修(秋田)
25日(火)	日研生コース修了発表会
28日(金)	日本語研修コース修了発表会
31日(月)～	2006年度韓国群山大学サマープログラム(8月10日まで)
8月 3日(木)	盛岡さんさ踊り
5日(土)	夏季休業(8/5～9/30)
28日(月)～	アラム大学 SICE プログラム(12月7日まで)
9月 6日(水)～8日(金)	外国人留学生見学旅行(南北海道)
9日(土)、10日(日)	日本留学フェア(釜山、ソウル)
19日(火)～	石河子大学(派遣)(10月1日まで)
14日(木)～16日(土)	日本留学フェア(欧州)
21日(木)～22日(金)	岩手県留学生交流推進協議会留学生合宿研修会(県内留学生)
19日(火)	日本語研修コース及び日本語・日本文化研修コース修了式
10月 2日(月)	後期授業開始
〃	スーパーイングリッシュ(12月まで)
5日(木)、10日(金)	特別コースプレースメントテスト
11日(水)	日本語研修コース及び日研生コース開講式
〃	国際交流科目(日本語)後期授業開始
〃	日本語研修コース、日研生コース後期授業開始
12日(木)	SICE ハローパーティ
18日(水)	外国人留学生オリエンテーション(後期)
20日(金)	学長と岩手大学外国人留学生代表との懇談会
24日(火)	国際交流会館オリエンテーション
25日(水)	留学生ライブラリーツアー
26日(木)	外国人留学生のための進学説明会(東京)
28日(土)	タイ・タマサート大学との交流会
28日(土)～29日(日)	不來方祭(オープンキャンパス)
11月 2日(木)～12日(日)	中国石河子大学との受入れ・交流
4日(土)、5日(日)	日本留学フェア(タイ)
12月 24日(日)	冬季休業(12/24～1/7)
1月 4日(木)～6日(土)	外国人留学生スキー研修旅行(安比高原スキー場)
20日(土)～21日(日)	大学入試センター試験
2月 25日(日)～26日(月)	個別学力試験(前期日程)
3月 12日(月)～13日(火)	個別学力試験(後期日程)
16日(金)	学長と岩手大学外国人留学生代表との懇談会
〃	外国人留学生卒業(修了)生送別会
23日(金)	卒業式・修了式
24日(土)	春季休業(3/24～3/31)

岩手大学留学生集計表(平成19年 5月 1日現在)

《種別》

【学部所属】

()は女子で内数

学 部	正規生			小計	非正規生					小計	合計
	学部生				研究生			特別聴講学生	科目等履修生		
	国費	政府	私費		国費	政府	私費	私費	私費		
人文社会科学部			14 (7)	14 (7)	1 (1)		5 (2)	3 (2)		9 (5)	23 (12)
教育学部	1		2 (1)	3 (1)			1	4 (4)		5 (4)	8 (5)
工学部	1	17 (9)	22 (6)	40 (15)			6 (3)			6 (3)	46 (18)
農学部			6 (4)	6 (4)			3 (1)			3 (1)	9 (5)
国際交流センター											
合 計	2	17 (9)	44 (18)	63 (27)	1 (1)		15 (6)	7 (6)		23 (13)	86 (40)

【大学院所属】

大 学 院	正規生			小計	非正規生						小計	合計	
	学部生				研究生			教員研修留学生	特別聴講学生	特別研究学生			科目等履修生
	国費	政府	私費		国費	政府	私費	国費	私費	私費			私費
人文社会科学研究科	3 (2)		8 (6)	11 (8)									11 (8)
教育学研究科	2 (2)		7 (4)	9 (6)									9 (6)
工学研究科(M)	1	1 (1)	12 (4)	14 (5)	1 (1)							1 (1)	15 (6)
工学研究科(D)	8		13 (3)	21 (3)									21 (3)
農学研究科(M)			7 (2)	7 (2)			1 (1)		2 (2)			3 (3)	10 (5)
連合農学研究科	27 (9)		17 (5)	44 (14)									44 (14)
国際交流センター													
合 計	41 (13)	1 (1)	64 (24)	106 (38)	1 (1)		1 (1)		2 (2)			4 (4)	110 (42)

※別科、専攻科については外国人留学生在の在籍者がいないため、省略する。

【国際交流センター所属】

国際交流センター	国 費		私 費	合 計
	日本語研修留学生	日本語・日本文化研修留学生	特別聴講学生	
合 計		1 (1)	1	2 (1)

◆◆留学生総数◆◆

	国 費	政 府	私 費	合 計
正 規 生	43 (13)	18 (10)	108 (42)	169 (65)
非 正 規 生	3 (3)		26 (15)	29 (18)
合 計	46 (16)	18 (10)	134 (57)	198 (83)

〔連合農学研究科配属別内訳〕

(岩手大学 18名、他大学配属 26名)

	国 費	政 府	私 費	合 計
岩手大学	13 (6)		5 (1)	18 (7)
帯広畜産大学	6 (2)		7 (3)	13 (5)
弘前大学	5 (1)		3	8 (1)
山形大学	3		2 (1)	5 (1)
合 計	27 (9)		17 (5)	44 (14)

〔岐阜連合獣医学研究科〕

	国 費	政 府	私 費	合 計
岐阜連 獣	2 (1)		1	3 (1)

(国籍別: ザンビア1(1)、エジプト1、ネパール1)

〔連大他大学配属分除いた留学生数〕

172 (76)

《国籍別》

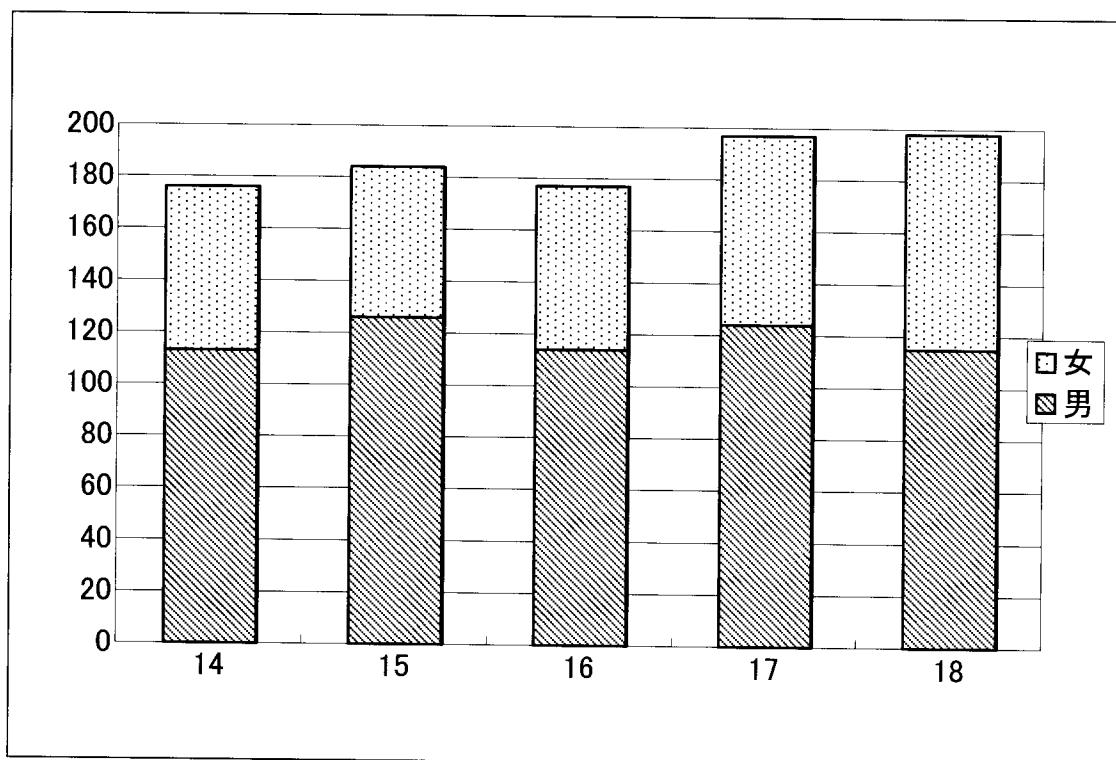
22ヶ国 198人

(アジア) 13ヶ国 185(79)人		(アメリカ) 5ヶ国 6人		(アフリカ) 3ヶ国 3人		(ヨーロッパ) 3ヶ国 5(4)人	
国 名	計	国 名	計	国 名	計	国 名	計
インドネシア	4	ベトナム	4 (1)	アメリカ	1	マダガスカル	1
韓 国	9 (4)	マレーシア	25 (12)	ブラジル	1	シエラレオネ	1
カンボジア	1	モンゴル	6 (5)	ハイチ	1	エジプト	1
タ イ	4 (2)	ミャンマー	1 (1)	アルゼンチン	1		
中 国	115 (51)	ネパール	1	ホンジュラス	1		
スリランカ	3 (1)						
バングラデシュ	9 (2)						
フィリピン	3						

過去5年間の男女別留学生数(各年5月1日現在)

年度	14	15	16	17	18
男	113	126	114	124	115
女	63	58	63	73	83
計	176	184	177	197	198

外国人留学生の推移



経費別留学生数

年度	国費	私費			計
		政府派遣	県費	その他	
14	52	15	0	109	176
15	58	21	1	104	184
16	43	18	0	116	177
17	46	22	0	129	197
18	46	18	0	134	198

外国の大学との交流 Academic Cooperation between Universities/Faculties

大学間協定 Universities

国名 Country	大学等名 Name of University	初締結年月日 First Date of Agreement	主な交流内容 Contents of Exchanges	
			学術交流 Academic Exchange	学生交流 Student Exchange
中華人民共和国 People's Republic of China	山西大学 Shanxi University	2001. 10. 11	○	
	曲阜師範大学 Qufu Normal University	2002. 9. 25	○	○
	北京大学・石河子大学 Peking University・Shihezi University	2003. 12. 5	○	
	西北大学 Northwest University	2003. 12. 9	○	
	大連理工大学 Dalian University of Technology	2005. 5. 23	○	
	吉林農業大学 Jilin Agricultural University	2006. 10. 3	○	○
	寧波大学 Ningbo University	2006. 10. 28	○	○
大韓民国 Republic of Korea	国立麗水大学校 Yosu National University	2001. 10. 17	○	
	明知大学校 Myongji University	2004. 7. 13	○	○
	ハンバット大学校 Hanbat National University	2006. 8. 23	○	
タイ王国 Kingdom of Thailand	サイアム大学 Siam University	2002. 7. 2	○	
ロシア連邦 Russian Federation	サンクト・ペテルブルグ国立文化芸術大学 St. Petersburg State Academy of Culture	2000. 3. 28	○	○
アメリカ合衆国 United States of America	オーバン大学 Auburn University	1998. 11. 6	○	
	アーラム大学 Earlham College	2003. 8. 11	○	○
	テキサス大学オースティン校 The University of Texas at Austin	2004. 10. 20	○	○
カナダ Canada	セント・メアリーズ大学 Sainto Mary's University	2003. 7. 31	○	○

部局間協定 Faculties

部局名 Faculty in Charge	国名 Country	大学等名 Name of University	初締結年月日 First Date of Agreement	主な交流内容 Contents of Exchanges	
				学術交流 Academic Exchange	学生交流 Student Exchange
教育学部 Education	中華人民共和国 People's Republic of China	北京大学哲学系(宗教学系) Peking University Department of Philosophy (Religion)	1998. 8. 21	○	
		清華大学中文系 Tsinghua University of Chinese Languages & Literature	2000. 12. 15	○	○
		山東工芸美術学院国際交流与合作処 Shandong University of Art and Design Office of International Exchange and Cooperation	2006. 5. 19	○	
	インド India	ジャワハルラル・ネール大学言語・文学・文化研究院 Jawaharlal Nehru University School of Language, Literature & Culture Studies	2006. 9. 28	○	
	イタリア共和国 Republic of Italy	カラーラ大学 Accademia di Belle Arti di Carrara	2005. 10. 5	○	
	アメリカ合衆国 United States of America	ノース・セントラル・カレッジ North Central College	2002. 9. 6	○	○

	カナダ Canada	ブリティッシュ・コロンビア大学 The University of British Columbia	2001. 7. 17	○	
Engineering 工学部	中華人民共和国 People's Republic of China	西安建築科技大学 Xian University of Architecture and Technology	1999. 6. 25	○	
		中国科学院蘭州化学物理研究所 Lanzhou Institute of Chemical Physics, Chinese Academy of Sciences	2002. 9. 26	○	
		北京大学化学与分子工程学院 Peking University College of Chemistry and Molecular Engineering	2003. 3. 19	○	
		新疆農業大学 Xinjiang Agricultural University	2003. 11. 10	○	
		華南理工大学 South China University of Technology	2004. 7. 6	○	
		新疆大学機械工程学院 Xinjiang University college of Mechanical Engineering	2004. 7. 19	○	
		西北農林科技大学信息工程学院 Northwest A&F University College of Information Engineering	2006. 8. 23	○	
	大韓民国 Republic of Korea	韓国原子力エネルギー研究所 Korea Atomic Energy Research Institute (KAERI)	2006. 1. 24	○	
		安東大学校工科大学 Andong National University College of Engineering	2006. 5. 1	○	
	タイ王国 Kingdom of Thailand	チュラロンコン大学 Chulalongkorn University	2002. 1. 10	○	
	バングラデシュ人民共和国 People's Republic of Bangladesh	バングラデシュ工科大学工学部 Faculty of Engineering, Bangladesh University of Engineering and Technology	2003. 12. 23	○	
	ドイツ連邦共和国 Federal Republic of Germany	フランクホフナー非破壊検査技術研究所 Fraunhofer-Institute for Nondestructive Testing	2004. 3. 12	○	
	フランス共和国 Republic of France	ピエール・エ・マリーキュリー大学 Pierre & Marie Curie University	1997. 4. 19	○	
ポーランド共和国 Republic of Poland	ポーランド科学アカデミー Polish Academy of Science	1995. 3. 3	○		
Agriculture 農学部	アメリカ合衆国 United States of America	パデュー大学 Purdue University. School of Agriculture	1996. 4. 4	○	○
Center for Regional Collaboration in Research and Education 地域連携推進センター	中華人民共和国 People's Republic of China	上海高分子材料研究開発センター Shanghai Research and Development for Polymeric Materials	2001. 3. 1	○	
	大韓民国 Republic of Korea	慶北大学校トライボロジー研究所 Engineering Tribology Research Institute Tyungpook National University	1996. 5. 31	○	
		東亜大学校産学協力研究センター Center for Cooperative Research and Development Dong-A University	2002. 3. 25	○	

平成18年度岩手大学海外派遣・留学プログラム一覧

プログラム名	派遣先	約	派遣国	協定の有無	目的	単位認定	派遣時期	派遣期間	個人負担経費	担当学部
*サンクト・ペテルブルグ交換留学プログラム	サンクト・ペテルブルグ国立文化芸術大学	人社2～4年生・院生	ロシア	あり	交換留学	あり	4月または9月より	3ヶ月～1年間	約80万円	人文社会科学部
英語研修	ブリティッシュ・コロンビア大学英語研修センター	全学	カナダ	なし	英語研修	あり	3月または8月～9月	28日間	約45万円	
モナシュ大学英語研修	モナシュ大学英語研修センター	全学	オーストラリア	なし		あり	3月と8月頃	5週間	約45万円	
国語科実地研修	国語の教科書に出てくる場所など	教育	中国		現地見学	あり	3月頃	10日間	実費負担	教育学部
短期中国語研修	清華大学	全学	中国	あり	中国語研修	なし	8月頃	1ヶ月	約20万円(旅費含)	
日本語教育実習	清華大学	教育	中国	あり	日本語教育実習	あり	3月頃	2週間	約15万円(旅費含)	
*短期派遣	清華大学	教育	中国	あり	交換留学	あり	8月頃	1年間	生活費	教育学部
	曲阜師範大学	教育	中国	あり		あり	8月頃	1年間	生活費	
	吉林農業大学	農学	中国	あり		あり	8月頃	1年間	約24万円	農学部
	テキサス大学オースティン校	全学	米国	あり		あり	8月頃	1年間	生活費	国際交流センター
	アーラム大学	全学	米国	あり		あり	8月頃	1年間	生活費	国際交流センター
	セント・メアリーズ大学	全学	カナダ	あり		あり	8月頃	1年間	生活費	国際交流センター
国際研修	モナシュ大学英語研修センター	工学(応化2年生)	オーストラリア	なし	英語研修	あり	8月頃	4週間	約33万円	工学部
パデュー大学学生派遣	パデュー大学	農学	米国	あり	交換留学	なし	8月頃	1ヶ月	625ドルと旅費農学部より1人5万円補助	農学部

* 表示のプログラムは協定校との交換プログラムなので、岩手大学で授業料を払えば、派遣先での授業料免除と月額8万円の奨学金(大学から推薦され、採用された場合)が付きま
す。休学した場合は、単位認定はされません。

平成18年度海外学生派遣実績

	短期語学・文化研修 (部局名は主催部局)	長期派遣(半年～1年)	インターンシップ
人文社会科学部	オーストラリア 26	米国 1 ロシア 1	
教育学部	中国 10	米国 2 中国 2	
農学部	米国 3	中国 1	
工学部	オーストラリア 13		欧州 1
国際交流センター	中国 5		

岩手大学外国人留学生地域派遣実績一覧(平成18年度)

	派遣先	派遣日程	交流児童・生徒数	派遣留学生数	国別人数	交流の内容
1	盛岡ハングルを学ぶ会	4月15日	4人～5人	1	韓国(1人)	語学講師
2	紫波町商工会	4月19日	30～40人	3	バングラデシュ(3人)	留学目的
3	花見&ハイキング	4月29日	約70名	多数		市民との交流
4	黒沢尻東小学校うで組	6月3日	約40名	4	中国(2人)、韓国(1人)、ロシア(1人)	農業体験山菜取り
5	グローカル			1	モンゴル(1人)	盛岡の水事情についてインタビュー
6	岩手県青年国際交流機構	6月11日	30～40人	2	中国(1人)、ロシア(1人)	日本、自国の祭りの紹介
7	滝沢勤労青少年ホーム	6月22、29日	10人	2	タイ(2人)	料理講座
8	盛岡女子高等学校	6月29日	約100名	6	マレーシア(2人)、フィリピン(2人)、 バングラデシュ(2人)	語学講師
9	ガーデンパーティ	7月1日	約200名	多数		市民との交流
10	川井村教育委員会	7月13、14日	各100人	1	韓国(1人)	通訳
11	ハレルヤ保育園	7月から10月までの 毎月4回	30人	5	中国(1人)、韓国(1人)、バングラデシュ (2人)、フィリピン(1人)	出身国紹介
12	不来方高等学校	7月25、26日	13名	2	中国(2人)	語学講師
13	大通り屋台出店	8月1-5日	多数	2	ロシア(1人)、バングラデシュ(1人)	市民との交流
14	台湾民俗芸能団さんさ踊りパ レード	8月4日		10	中国(10人)	さんさ踊りパレードへの参加

15	料理教室	8月5日	約40名	3	バングラデシュ(3人)	料理講座
16	緑が丘4丁目町内会	8月25日	10人~12名	3	中国(1人)、バングラデシュ(2人)	出身国紹介
17	緑が丘1丁目町内会	8月25日	10名	1	バングラデシュ(1人)	出身国紹介
18	ヤマハ英語教室	8月27日	50名程度	2	フィリピン(2人)	語学講師
19	放送大学	8月31日	10名程度	1	カンボジア	出身国紹介
20	盛岡市立東松園小学校	9月1日	64名	1	韓国(1人)	出身国紹介
21	盛岡老人大学	9月12日	48名	1	パプアニューギニア(1人)	出身国紹介
22	盛岡市立飯岡中学校	9月20日	4名	3	中国(1人)、韓国(1人)、パプアニューギニア(1人)	留学生から見た岩手について
23	イオン盛岡	9月20日	約10名	1	中国(1人)	イオン講座
24	小軽米中学校	9月22-24日	約60名	5	バングラデシュ(2人)、マレーシア(1人)、マレーシア(1人)、フィリピン(1人)	英語交流とホームステイ
25	盛岡市立見前南小学校	9月28日、10月11日	160名	4	タイ(1人)、韓国(2人)、中国(1人)	出身国紹介
26	盛岡市立城南小学校	9月30日	約500名	9	中国(4人)、韓国(1人)、インドネシア(1人)、ロシア(1人)、マレーシア(2人)	出身国紹介
27	医療生協	10月1日	多数	4	バングラデシュ(2人)、ロシア(1人)、モンゴル(1人)	健康祭り
28	盛岡市立本宮小学校	10月6日	100名	2	中国(1人)、韓国(1人)	出身国紹介
29	舘が森アーク牧場	10月8日	約100名	7	中国(3名)、マレーシア(4名)	出身国紹介
30	岩手県国際交流協会	10月8日	30名	2	中国	出身国紹介

31	岩手大学教育学部附属養護学校	10月12日	9名	2	バングラデシュ(2人)	語学講師
32	高文連杜陵高校	10月13日	約60名	17	韓国(1人)、モンゴル(1人)、中国(9人)、バングラデシュ(1人)、インドネシア(1人)、フィリピン(1人)、ロシア(1人)、マレーシア(2人)	高校生カルチャーキャンプ
33	盛岡中央卸売市場		1名	1	韓国	翻訳
34	黒沢尻東小学校うで組	10月21日	約40名	4	ロシア(2人)、中国(2人)	稲刈りと餅つき
35	盛岡市立仁王小学校	10月30日	86名	5	中国(1人)、韓国(1人)、バングラデシュ(2人)、フィリピン(1人)	出身国紹介
36	もりおか老人大学	10月31日	31名	1	バングラデシュ(1人)	出身国紹介
37	イオン盛岡	11月2日	約15名	1	ロシア(1人)	イオン講座
38	滝沢村教育委員会事務局生涯学習課	11月4日、11月11日、11月18日、12月2日	滝沢村民20人	2	モンゴル(2人)	出身国紹介
39	盛岡女子高等学校	11月9日	約100名	4	中国(1人)、韓国(1人)、ロシア(1人)、ハイチ(1人)	語学講師
40	盛岡市上田公民館	11月11日	30名	4	中国(1人)、韓国(1人)、ベトナム(1人)、インドネシア(1人)	各国のお茶についての紹介
41	盛岡市立仁王小学校	11月14日、11月22日	各86名	6	14日中国(1人)、フィリピン(1人) 21日中国(1人)、フィリピン(1人)、バングラデシュ(2人)	出身国紹介
42	盛岡市立城南小学校	11月17日	約100名	4	中国(1人)、インドネシア(1人)、マレーシア(2人)	出身国紹介
43	盛岡市立城北小学校	11月22日	6年生112名	4	中国(1人)、韓国(1人)、バングラデシュ(1人)、ネパール(1人)	出身国紹介
44	ゾンタクラブ	11月24日	約50名	4	中国(4人)	日本語スピーチコンテスト参加

45	盛岡市立太田小学校	11月27日	67名	5	中国(1人)、韓国(1人)、バングラデシュ(1人)、フィリピン(1人)、インドネシア(1人)	出身国紹介
46	久慈市立長内小学校	11月29日	50名程度	5	中国(1人)、バングラデシュ(1人)、インドネシア(1人)、フィリピン(1人)、ハイチ(1人)	出身国紹介
47	盛岡市立城南小学校	11月30日	29	1	韓国(1人)	出身国紹介
48	岩手県農業会議	12月6日	12名	1	タイ(1人)	通訳
49	盛岡市立仁王小学校	12月12日	86名	2	中国(1人)、バングラデシュ(1人)	出身国紹介
50	東松園小学校	12月13日	60名	1	米国(1人)	出身国紹介
51	岩手日露教会	12月15日	20名	3	ロシア(3人)	ヨールカ祭
52	留学生会	12月16日	約50名	約16	中国(5人)、モンゴル(1人)、ロシア(2人)、米国(1人)、フィリピン(1人)他	
53	牧の林すずの音保育園	12月26日	138名	3	中国(1人)、韓国(1人)、バングラデシュ(1人)	出身国紹介
54	地球市民の会	1月3日	約40名	約16	中国(10人)、米国(2人)、ネパール(1人)、ロシア(1人)他	餅つき会
55	岩手大学教育学部附属養護学校	1月18日	16名	2	バングラデシュ(1人)、フィリピン(1人)	餅つき体験
56	盛岡国際交流教会	1月20日	約40名	5	マレーシア(5人)	料理講座
57	盛岡女子高等学校	2月8日	約100名	4	中国(1人)、韓国(1人)、ハイチ(1人)、ロシア(1人)	語学講師
58	中国留学生学友会	2月17日	約100名	約40名	中国(40~50人)、米国(1人)、ロシア(2人)	春節
59	盛岡市立大慈寺小学校	2月20日	10名	1	マダガスカル(1人)	出身国紹介

60	盛岡パイロットクラブ	3月8日	約25名	8	中国(4人)、米国(2人)、バングラ デシュ(1人)、モンゴル(1人)	和食と茶の湯”ひな祭りお茶会”
61	遠野市民センター	3月11日	不明	1	ロシア(1人)	料理講座

執筆者一覧

岡崎正道 (Masamichi Okazaki)	岩手大学国際交流センター教授 (教育部門長)
尾中夏美 (Natsumi Onaka)	岩手大学国際交流センター准教授 (国際企画部門長)
松岡洋子 (Yoko Matsuoka)	岩手大学国際交流センター准教授
中村ちどり (Chidori Nakamura)	岩手大学国際交流センター准教授
早川智津子 (Chizuko Hayakawa)	岩手大学国際交流センター准教授

岩手大学国際交流センター報告 IUIIC 第3号

2007年6月発行

IUIIC 3, Bulletin of Iwate University International Center

June 2007

編集・発行 岩手大学国際交流センター
〒020-8550 岩手県盛岡市上田3丁目18番34号
Tel 019-621-6290 / Fax 019-621-6297

Iwate University International Center
3-18-34, Ueda, Morioka, Iwate, Japan
Tel +81-19-621-6290 / Fax +81-19-621-6297

Bulletin of Iwate University International Center



Iwate University International Center